

令和元年度
さいたま市包括外部監査結果報告書

産業振興政策に関する財務事務の執行について

令和2年3月
さいたま市包括外部監査人
公認会計士 山下 康彦

目次

第1	包括外部監査の概要	1
I	監査の種類	1
II	選定した特定の事件（テーマ）	1
III	事件を選定した理由	1
IV	監査の視点	2
V	主な監査手続	2
VI	監査の実施期間	3
VII	包括外部監査人及び補助者	3
VIII	利害関係	3
IX	その他	3
第2	監査の結果の概要	4
I	「監査の結果」及び「監査の意見」について	4
II	「監査の結果」及び「監査の意見」の一覧	4
第3	監査対象の事業概要	7
I	産業振興に関する市の現状	7
II	予算及び決算の概要	13
III	組織の概要	17
第4	監査の結果及び意見	20
I	産業振興ビジョンにおける目標設定について	20
1	産業振興ビジョンにおける目標設定について	20
II	経済政策課	22
1	経済政策課の所管する事務事業の概要	22
2	中小企業の事業承継や継続などへの支援事業	22
3	東日本連携拠点を核にしたビジネス交流の推進事業	26
III	労働政策課	29
1	労働政策課の所管する事務事業の概要	29
2	早期起業家教育事業	29
3	子育て世代の人材活用の推進事業	31
4	中小企業勤労者福祉事業	32
IV	産業展開推進課	49
1	産業展開推進課の所管する事務事業の概要	49
2	産学連携推進事業	49
3	研究開発型企業の認証と認証企業への競争力強化支援事業	52
4	医療ものづくり都市構想の推進事業	55
5	産業交流推進事業	57

V	商業振興課	58
1	商業振興課の所管する事務事業の概要	58
2	商業活性化支援事業	58
VI	観光国際課	67
1	観光国際課の所管する事務事業の概要	67
2	地域資源や食文化を活用した観光振興事業	67
3	M I C E施設の充実事業	69
VII	農業政策課	71
1	農業政策課の所管する事務事業の概要	71
2	都市農業担い手育成事業	71
3	地産地消事業	77
4	地場産農産物の農商工連携やブランド化の推進事業	81
VIII	未来都市推進部	86
1	未来都市推進部の所管する事務事業の概要	86
2	総合特区事業の推進事業	86
IX	公益社団法人さいたま観光国際協会	89
X	公益財団法人さいたま市産業創造財団	100
第5	まとめ	118

第1 包括外部監査の概要

I 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の37第1項及び第2項の規定に基づく包括外部監査である。

II 選定した特定の事件（テーマ）

1 監査テーマ

産業振興政策に関する財務事務の執行について

2 監査の対象期間

原則として平成30年度（必要に応じて他年度についても対象とする。）

3 監査対象の範囲

1. 対象とする部局等

経済局及び必要に応じ関連する部局

2. 対象とした事務等

監査の対象は、産業振興政策に関する財務事務としている。

III 事件を選定した理由

さいたま市は、目指すべき産業振興の姿について「強い産業力の醸成と躍動する都市づくり」を目標に、平成16年に「さいたま市産業振興ビジョン」を策定して、産業振興施策に取り組んでいる。当該ビジョンは、平成18年の岩槻市の合併に伴い増補され、平成21年、平成26年に改定されている。

平成26年の産業振興ビジョンの改定では、平成32年度を目標年次として、「産業の成長力強化」、「地域の魅力向上」、「地域経済を担う人づくり」の3つを重点プロジェクトと定めて、市の経営資源を集中的に投入して推進するとしている。

このような中、さいたま市の経済成長の原動力となる産業振興政策を取り上げ、産業振興に関する財務事務が、関係法規等に則り適正に、かつ、時代の要請を反映した経済性・効率性・有効性を十分に追求して執行されることは、さいたま市の財政及び市民生活に及ぼす影響が大きい。よって、監査対象として選定することが有用と判断したため選定した。

IV 監査の視点

監査の視点は、以下のとおりである。

1. 産業振興政策に関連して策定された実施計画等の進捗管理状況
2. 産業振興政策に関する収入・支出及び資産の管理状況
3. その他、テーマを踏まえて包括外部監査人が必要と認める手続

V 主な監査手続

1 概要の把握

経済局の組織、人員、財務等について概要を把握するため、産業振興行政の実施状況及び課題等について担当者への質問及び関連する文書等の査閲を行った。

2 過去の包括外部監査における指摘事項（産業振興政策に関するもの）に対する経済局の措置状況の検討

過去の包括外部監査における指摘事項に対する経済局の措置状況について、把握した。

また、過去の包括外部監査のうち、経済局への指摘事項に対する措置状況について検討し、必要に応じて個別の監査手続に反映させた。

3 監査対象とした経済局の各部署等の担当者への質問及び文書等の査閲

経済局及び未来都市推進部の財務に関する事務手続について、各所管部署等の担当者への質問及び関連する帳簿、証拠資料及び関連文書等の査閲を行った。

以下の各局及び各課に対して監査を実施した。

経済局

商工観光部

- ・経済政策課
- ・労働政策課
- ・産業展開推進課
- ・商業振興課
- ・観光国際課

農業政策部

- ・農業政策課

都市戦略本部

未来都市推進部

また、事務管理の状況及び財産の状況を把握するため、現地往査を実施した。
現地往査を実施した箇所は、以下のとおりである。

- ・公益社団法人さいたま観光国際協会
- ・公益財団法人さいたま市産業創造財団

VI 監査の実施期間

平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 2 月 28 日

VII 包括外部監査人及び補助者

1 包括外部監査人

公認会計士 山下 康彦

2 補助者

公認会計士 三枝 和臣

公認会計士 三間 康司

公認会計士 高倉 満

公認会計士 柏崎 あゆみ

公認会計士試験合格者 岩下 啓輔

公認情報システム監査人 野間 恭介

VIII 利害関係

包括外部監査の対象となった事件につき、市と包括外部監査人及び補助者との間には、法第 252 条の 29 に規定する利害関係はない。

IX その他

報告書中の表の内訳金額については、端数処理の関係で合計金額と一致しない場合がある。また、文中に数値を引用した場合にも端数処理の関係で金額が一致しない場合がある。

第2 監査の結果の概要

I 「監査の結果」及び「監査の意見」について

監査の結果

今後、さいたま市において何らかの措置が必要であると認められる事項である。主に、合規性に関すること（法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項）となるが、経済性、効率性及び有効性の観点からの結論のうち、監査人が措置を必要とする事項についても含めている。

なお、監査の結果については、文中においては「指摘」と表記している。

監査の意見

「監査の結果」には該当しないが、経済性・効率性・有効性の視点から、施策や事務事業の運営の合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、さいたま市がこの意見を受けて、何らかの対応を行うことを期待するものである。

II 「監査の結果」及び「監査の意見」の一覧

監査の対象と「指摘」及び「意見」の区分は以下のとおりである。

(図表1) 監査の対象と「指摘」及び「意見」の区分

監査の対象	区 分	
	指摘	意見
1. 産業振興ビジョンにおける目標設定について	0件	1件
2. 中小企業の事業承継や継続などへの支援事業	0件	1件
3. 東日本連携拠点を核にしたビジネス交流の推進事業	0件	1件
4. 早期起業家教育事業	0件	1件
5. 子育て世代の人材活用の推進事業	0件	1件
6. 中小企業勤労者福祉事業	0件	2件
7. 産学連携推進事業	0件	1件
8. 研究開発型企業の認証と認証企業への競争力強化支援事業	0件	1件
9. 医療ものづくり都市構想の推進事業	0件	1件
10. 産業交流推進事業	0件	1件
11. 商業活性化支援事業	3件	2件
12. 地域資源や食文化を活用した観光振興事業	0件	1件
13. MICE施設の充実事業	0件	1件
14. 都市農業担い手育成事業	1件	1件
15. 地産地消事業	0件	1件
16. 地場産農産物の農商工連携やブランド化の推進事業	0件	2件

監査の対象	区 分	
	指摘	意見
17. 総合特区事業の推進事業	0件	1件
18. 公益社団法人さいたま観光国際協会	3件	8件
19. 公益財団法人さいたま市産業創造財団	6件	5件
合計	13件	33件

また、監査の内容と「指摘」及び「意見」の区分は以下のとおりである。

(図表2) 監査の内容と「指摘」及び「意見」の区分

監査の内容	区 分		ページ
	指 摘	意 見	
1. 産業振興ビジョンにおける目標設定について			
・目標値の見直しについて		○	21
2. 中小企業の事業承継や継続などへの支援事業			
・目標指標の設定について		○	25
3. 東日本連携拠点を核にしたビジネス交流の推進事業			
・営業時間の設定について		○	28
4. 早期起業家教育事業			
・目標値の見直しについて		○	30
5. 子育て世代の人材活用の推進事業			
・目標値の見直しについて		○	31
6. 中小企業勤労者福祉事業			
・サービスセンターの在り方について		○	46
・サービスセンターの生活資金融資事業について		○	48
7. 産学連携推進事業			
・適切な目標指標の設定について		○	51
8. 研究開発型企業の認証と認証企業への競争力強化支援事業			
・適切な目標指標の設定について		○	53
9. 医療ものづくり都市構想の推進事業			
・適切な目標指標の設定について		○	56
10. 産業交流推進事業			
・目標値の見直しについて		○	57
11. 商業活性化支援事業			
・事業内容に沿った目標指標の項目設定について		○	62
・補助対象経費支払時に付与されたポイントの取扱いについて	○		62
・実施報告書に添付する領収書に係る要領の規定について	○		63
・課税事業者の確認について	○		64
・人材派遣費に関する規定の明確化		○	66
12. 地域資源や食文化を活用した観光振興事業			
・観光体験型 PR 企画の民間団体への周知及び事業の目標指標の設定について		○	68

監査の内容	区分		ページ
	指摘	意見	
13. M I C E施設の充実事業			
・適切な目標指標の設定について		○	70
14. 都市農業担い手育成事業			
・認定農業者の自己チェックの結果の未提出について	○		75
・経営改善のために実施したフォローアップの文書化		○	76
15. 地産地消事業			
・適切な目標指標の設定について		○	79
16. 地場産農産物の農商工連携やブランド化の推進事業			
・認知度調査について		○	84
・供給体制の構築		○	85
17. 総合特区事業の推進事業			
・独自の目標指標の設定について		○	88
18. 公益社団法人さいたま観光国際協会			
・観光事業に対する取り組みについて		○	93
・助成に係る書類の確認について		○	93
・受託費に関する手続の整備について		○	94
・予算管理について		○	96
・収益事業の損益改善について		○	96
・事業の継続性について		○	96
・長期滞留品について		○	97
・固定資産の計上について	○		98
・備品票の張り付けについて	○		99
・備品の廃棄漏れについて	○		99
・会計規則における備品の廃棄処理の記載について		○	99
19. 公益財団法人さいたま市産業創造財団			
・窓口相談業務の周知方法について		○	105
・窓口の設置場所及び常設の要否について		○	105
・受託料（管理費分）の按分について	○		107
・補助金（管理費分）の按分について	○		108
・一般管理費の算定根拠の明確化		○	110
・一般管理費率の見直し		○	110
・入会金及び会費の按分比率について	○		113
・入会金及び会費の按分根拠の文書化及び按分比率の定期的な見直しについて		○	114
・固定資産管理シールの貼付漏れについて	○		116
・固定資産台帳の記載内容について	○		116
・固定資産の貸出時における借用書等の受領について	○		117

第3 監査対象の事業概要

I 産業振興に関する市の現状

1 市の年代別人口構成及び年代別人口推計

平成27年の国勢調査によると、市の人口は126.4万人であり、年代別では30歳代が全体の13.1%、40歳代が16.3%と、中堅層が多く居住している。

市の人口増加は、主に社会増（他地域からの転入超過）によるもので、国立社会保障・人口問題研究所が行った人口推計によると、令和12年に人口のピークを迎え131.8万人に達する見通しである。

年代別の構成比では、令和12年に65歳以上の高齢者の比率が全人口の27.3%に達し、特に75歳以上の人口増加が顕著であり、平成27年の12.9万人から、令和12年には約1.7倍の21.5万人まで増加する見通しとなっている。一方、生産年齢人口（15～64歳）は平成27年の81万人から令和42年までに約18%減少し、年少人口（0～14歳）は平成27年の16.5万人から令和42年までに約15%減少する見通しであり、少子高齢化が進む。

2 事業所及び企業の動向

平成28年の経済センサス活動調査によると、市の民営事業所数は41,330事業所、従業者数は509,450人である。前回の平成24年調査と比較し、事業所数で1.6%、従業者数で5.3%増加している。

また、市内事業所の大多数が中小企業であり、中小企業の活性化がさいたま市経済の活性化に大きく影響する。

3 産業構造

市内の41,330事業所のうち、卸売業・小売業が10,298事業所（24.9%）、宿泊業・飲食サービス業が4,919事業所（11.9%）、医療・福祉が3,865事業所（9.4%）となっており、市の産業において商業・サービス業が大半を占める構造になっている。

さいたま市の商業に関しては、平成28年の小売事業所数は5,660事業所、売り場面積は1,283,725㎡である。大型小売店については、近年、工場跡地等への出店などにより平成31年には54件と平成16年の1.5倍以上となるなど、店舗数及び店舗面積が増加している。一方で、地域の商店街は、経営者や顧客の高齢化、商店会とその会員数の減少に伴う組織率の低下などの問題に直面しており、地域商業の賑わいを取り戻すことが重要な課題となっている。

製造業の分野においては、「光学機械器具・レンズ製造業」の製造品出荷額等が全国シェア13%であるなど、高度な基盤技術を有するものづくり企業が集積している。平成28年の経済センサス活動調査によると、市の4人以上の製造業

事業所数は 1,105 事業所、従業員数 29,271 人、製品出荷額等は 8,794 億円と、ここ数年については持ち直しの兆しがみられるものの、長期的に減少傾向にある。

4 さいたま市総合振興計画における産業・経済分野の施策

市では、平成 13 年（2001 年）5 月 1 日、浦和市・大宮市・与野市の 3 市合併により、埼玉県下で初めての 100 万人都市となった。市の発足を機に「さいたま市総合振興計画基本構想」を策定し、「私たちがつくり、共に生きるまち」を合言葉に、誰もが住んで良かった、住み続けたいと思える都市の実現を目指し、「市民と行政の協働」「人と自然の尊重」「未来への希望と責任」を都市づくりの基本理念として掲げている。また、同時に作成した基本計画とあわせて総合振興計画書「さいたま希望（ゆめ）のまちプラン」を策定し、その後、平成 17（2005）年 4 月に岩槻市との合併に伴い改訂版を策定している。平成 19（2007）年には人口が 120 万人を突破するなど、順調に発展してきたが、その一方で、少子高齢化や経済のグローバル化、地球温暖化の進行、地方分権改革の進展、東日本大震災の発生を契機とした安全・安心意識の高まりなど、さいたま市を取り巻く状況は大きく変化しつつある。

このような状況の中、前期基本計画の計画期間が平成 25（2013）年度末をもって満了したことから、さいたま市を取り巻く経済情勢の変化に的確に対応しつつ、市政を総合的かつ計画的に運営するため、目指すべき将来都市像の実現に向けた施策を総合的かつ体系的に示し、また、市民と市との協働によって、市民本位の自立した都市づくりを進めていくための基本的な指針となる後期基本計画を策定した。

後期基本計画は、平成 17 年度に制定された基本構想に基づいている。基本構想は、市が政令指定都市にふさわしい都市づくりを進めるため、市民の意向を十分に反映した都市づくりの基本理念、目指すべき将来都市像を掲げるとともに、その実現に必要な施策展開の方向性を定めるもので、後期基本計画とともに総合振興計画書「2020 さいたま希望（ゆめ）のまちプラン」を構成している。その中では、前期の基本計画に記載されていた 7 つの分野別の施策展開に加え、新たに 5 つの重点戦略を掲げるとともに、全 10 区の将来像とまちづくりのポイントを示している。

7 つの分野別の施策展開は、「環境・アメニティ」「健康・福祉」「教育・文化・スポーツ」「都市基盤・交通」「産業・経済」「安全・生活基盤」「交流・コミュニティ」の分野において、市の将来都市像「多彩な都市活動が展開される東日本の交流拠点都市」「見沼の緑と荒川の水に象徴される環境共生都市」「若い力の育つゆとりある生活文化都市」の実現のため、進められていくものである。

5 つの重点戦略は相互に関連しあう重点ポイントを踏まえて分野横断的に取

り組みながら、市の強みや可能性を市民とともに未来に向かって発展・進化させていくことで、市らしさの創出につなげていくものであり、『次代を担う人材をはぐくむ都市 さいたま』の創造』『高齢者が元気に活躍する都市 さいたま』の創造』『イノベーションする都市 さいたま』の創造』『自然と共生し、低炭素に暮らす都市 さいたま』の創造』『みんなで安全を支える都市 さいたま』の創造』が掲げられている。

産業振興政策については、後期基本計画の分野別計画「第5章 産業・経済の分野」において、基本構想の④施策展開の方向(5)「産業の活力を高め、躍動する都市づくりを進める。」を元に、第1節「活力ある地域産業を育てる環境の整備」、第2節「さいたま市の特性を生かした新たな産業の創造」、第3節「地域経済を支える人材の育成と就労支援」を施策の柱とし、それぞれ施策展開を行っている。

5 さいたま市の産業振興に関する個別計画

1. さいたま市産業振興ビジョンについて

市では、平成16年2月に策定した総合振興計画書「さいたま希望（ゆめ）のまちプラン」の産業・経済分野における政策分野別計画として、平成16年3月に「さいたま市産業振興ビジョン」を策定した。その後、平成18年に岩槻市との合併に伴い増補し、平成21年に上位計画である総合振興計画の「実施計画」を新たに策定したことに伴い「産業振興ビジョン」を改定している。

産業振興ビジョンでは、総合振興計画に定められた「産業の活力を高め、躍動する都市づくりを進める」という「施策展開の方向性」に基づき「強い産業力の醸成と躍動する都市づくり～革新と自立～」を基本目標（理念）と定めて市の産業の目指すべき姿を明らかにするとともに、現状や課題を踏まえ、様々な産業振興施策の中から、基本目標の実現に向けた施策体系と重点的に実施する事業を平成21年から25年度に取り組むべき施策である「先導プロジェクト」として、以下の5つの類型に分類して取り組んでいる。

- ①“さいたま市ブランド”構築事業プロジェクト
- ②魅力ある商業形成プロジェクト
- ③産業の「核」創出プロジェクト
- ④力強い基盤産業づくりプロジェクト
- ⑤活力ある人材が集まる産業づくりプロジェクト

また、この「先導プロジェクト」が平成25年度末に期限を迎えることに伴い、平成26年3月に「産業振興ビジョン」の改定を行っており、これまでの産業振興施策の実施状況、市を取り巻く社会的経済情勢の変化、市の強みや魅

力、産業振興の課題、求められているニーズを踏まえながら、平成 26 年度以降の産業振興施策の方針及び新たな重点プロジェクト等を定めている。

2. 産業振興ビジョンの施策の柱について

市はこれまでの産業振興の取組状況や、市を取り巻く社会情勢、市の強み、産業振興の課題、求められているニーズを踏まえ、今後取り組むべき産業振興施策について、総合振興計画における 3 つの施策の柱を軸に、それぞれの目指す方向性を踏まえ、主な施策を展開している。

施策の柱 1 活力ある地域産業を守り育てる環境の整備

目指す方向性：地域産業の足腰を強化するための基盤づくりと活性化に取り組む

- (1) 産業の担い手である中小企業者等の経営力強化と健全な成長を支援するとともに、商業のにぎわいを創出することで地域経済の活力を高める取組

主な施策

- ・中小企業者の経営基盤安定化支援
- ・中小企業資金融資事業
- ・中小企業者の販路開拓支援
- ・さいたま市発 CSR 経営の普及推進事業
- ・ICT 産業・クリエイティブ産業の振興
- ・商店街活性化支援事業
- ・空き店舗を活用した地域産業の育成
- ・卸売市場の活性化
- ・市内産農産物のブランド化推進事業
- ・ニーズ対応型農業の支援
- ・「さいたま市けんてー」など情報発信ツールの活用
- ・大学・研究機関等の外部機関との連携強化
- ・産業支援機関の機能強化

- (2) 市外から活力を呼び込み、本市地域産業の活力を高める取組

主な施策

- ・さいた MICE 推進による来訪者数・観光消費の拡大
- ・広域連携による事業機会の創出
- ・広域人材ネットワークの形成
- ・滞在型市民農園の整備
- ・「食」と「土産品」の魅力アップと販売・提供手段の充実

施策の柱2 さいたま市の特性を生かした新たな産業の創造

目指す方向性：新産業分野への進出を支援するとともに、ブランド力の強化などによる地域産業の付加価値創出に積極的に取り組む

- (1) 医療分野、環境・エネルギー分野など成長産業への参入を支援するとともに、市内企業のイノベーション創出を支援することで、産業競争力を強化する取組

主な施策

- ・医療ものづくり都市構想の推進
- ・特区制度を活用した環境・エネルギー関連産業の創出
- ・産学連携による技術開発の支援
- ・知的財産の保護と活用支援
- ・社会課題の解決に向けたイノベーションの支援

- (2) 地域産業の強みや地域資源の活用、海外展開、新事業や先進的な事業へのチャレンジを支援し、産業競争力を強化する取組

主な施策

- ・中小企業の国際展開支援
- ・研究開発型企業の認証と認証企業への競争力強化支援
- ・伝統産業の活性化
- ・地域資源のブランド化推進と積極的な活用
- ・創業支援施策の拡充
- ・「コトづくり」による新製品・サービスの開発
- ・中小企業等連携の支援
- ・企業誘致の推進による産業集積の促進
- ・新たな産業集積拠点の創出

施策の柱3 地域経済を支える人材の育成と就労支援

目指す方向性：学校教育とキャリア教育の連携を図り、地域経済を支える人材の育成、多様な就業機会の創出など、地域経済の活性化に必要な環境づくりを進める

- (1) 産業界から求められる人材を育成するための取組

主な施策

- ・早期起業家教育事業
- ・地域技術人材育成事業
- ・さいたま市研究開発人材高度化タスクフォース事業
- ・産業の担い手を育成し、若手経営者への事業承継を支援

(2) 若年者、高齢者、女性など、求職者の多様なニーズに応じた就労支援と
職場環境の整備

主な施策

- ・子育て世代の人材活用の推進
- ・さいたま市発 CSR 経営（就労環境改善）の普及推進事業
- ・中小企業勤労者福祉事業

II 予算及び決算の概要

1 経済局の過去3年分の予算及び決算

市における監査対象である、経済局の過去3年分の予算及び決算は以下のとおりである。

(図表3) 経済局 一般会計 歳入

(単位：百万円)

年度	当初予算額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
平成28年度	14,093	13,903	13,903	-	-
平成29年度	13,465	13,394	13,394	-	-
平成30年度	12,847	12,342	12,342	-	-

(図表4) 経済局 一般会計 歳出

(単位：百万円)

年度	当初予算額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
平成28年度	17,048	16,514	85	283
平成29年度	16,452	16,095	66	201
平成30年度	15,870	17,006	302	226

また、市における経済局の平成30年度の歳出にかかる予算及び決算は以下のとおりである。

(図表5) 経済局 一般会計 歳出

(単位：百万円)

項目	当初予算額	補正予算額	前年度繰越額	流・充用額
総務費	85	-	-	-
労働費	225	△24	-	-
農林水産業費	911	△19	65	-
商工費	14,647	1,642	-	-
災害復旧費	0	-	-	-

項目	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
総務費	85	82	-	3
労働費	201	197	-	4
農林水産業費	958	788	67	101
商工費	16,289	15,938	234	117
災害復旧費	0	-	-	0

2 経済局の各事業に関する決算の概要

経済局が実施した事業に係る平成30年度決算は以下のとおりである。

商工観光部/経済政策課

(図表6) 商工観光部/経済政策課の事業別決算

(単位：千円)

事業名	支出済額
商工施策管理事業	62,985
商工会議所補助事業	62,326
中小企業支援事業	207,234
中小企業資金融資事業	14,017,903
計量事務事業	4,514
産業振興会館管理運営事業	12,983
産業文化センター管理運営事業	130,413
C S R活動促進事業	15,694
広域連携推進事業	278,064

商工観光部/労働政策課

(図表7) 商工観光部/労働政策課の事業別決算

(単位：千円)

事業名	支出済額
勤労者支援事業	110,126
雇用対策推進事業	77,351
産業人材育成事業	9,771

商工観光部/産業展開推進課

(図表8) 商工観光部/産業展開推進課の事業別決算

(単位：千円)

事業名	支出済額
企業誘致等推進事業	170,553
イノベーション推進事業	7,320
新産業育成支援事業	139,598
産学連携推進事業	121,893
産業交流推進事業	22,163

商工観光部/商業振興課

(図表 9) 商工観光部/商業振興課の事業別決算

(単位：千円)

事業名	支出済額
商工業振興事業	31,121
商店街振興事業	129,042
大規模小売店舗立地事務事業	339

商工観光部/観光国際課

(図表 10) 商工観光部/観光国際課の事業別決算

(単位：千円)

事業名	支出済額
国際交流事業	82,306
観光団体運営補助事業	368,118
さいたま市花火大会事業	106,772
観光推進対策事業	49,302

農業政策部/農業政策課

(図表 11) 農業政策部/農業政策課の事業別決算

(単位：千円)

事業名	支出済額
農業政策推進事業	27,256
農業経営支援事業	52,174
水田農業経営確立対策事業	4,550
畜産事業	1,538

農業政策部/農業環境整備課

(図表 12) 農業政策部/農業環境整備課の事業別決算

(単位：千円)

事業名	支出済額
農業環境整備事業	263,842

農業政策部/農業者トレーニングセンター

(図表 13) 農業政策部/農業者トレーニングセンターの事業別決算

(単位：千円)

事業名	支出済額
農業者トレーニングセンター管理運営事業	50,634

農業政策部/見沼グリーンセンター

(図表 14) 農業政策部/見沼グリーンセンターの事業別決算

(単位：千円)

事業名	支出済額
見沼グリーンセンター管理運営事業	97,958
見沼グリーンセンター施設整備事業	4,228
大宮花の丘農林公苑管理運営事業	94,031
大宮花の丘農林公苑施設整備事業	1,090

農業政策部/農業政策課

(図表 15) 農業政策部/農業政策課の事業別決算

(単位：千円)

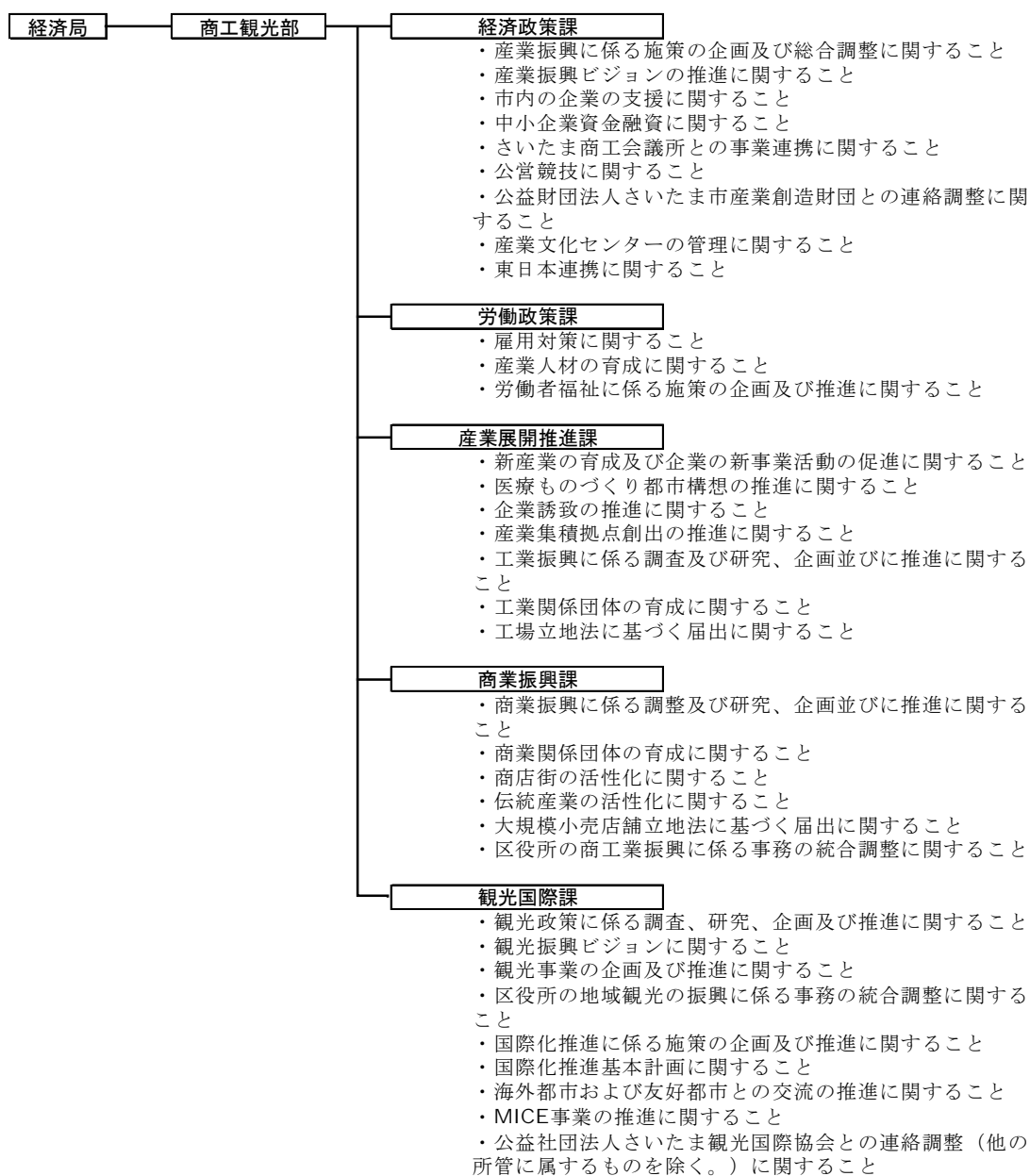
事業名	支出済額
食肉中央卸売市場及びと畜場事業特別会計繰出金	191,427

III 組織の概要

1 経済局商工観光部

平成31年4月1日現在において、監査の対象となる経済局商工観光部各課の組織は、以下のとおりである。監査の対象とするものは産業振興政策に関連したもののみであるが、経済局商工観光部が行う事業は、産業振興政策に関する事業に限らない。また、職員数は、経済政策課が23名（経済局長、商工観光部長を含む）、労働政策課が7名、産業展開推進課が11名、商業振興課が17名、観光国際課が15名である。

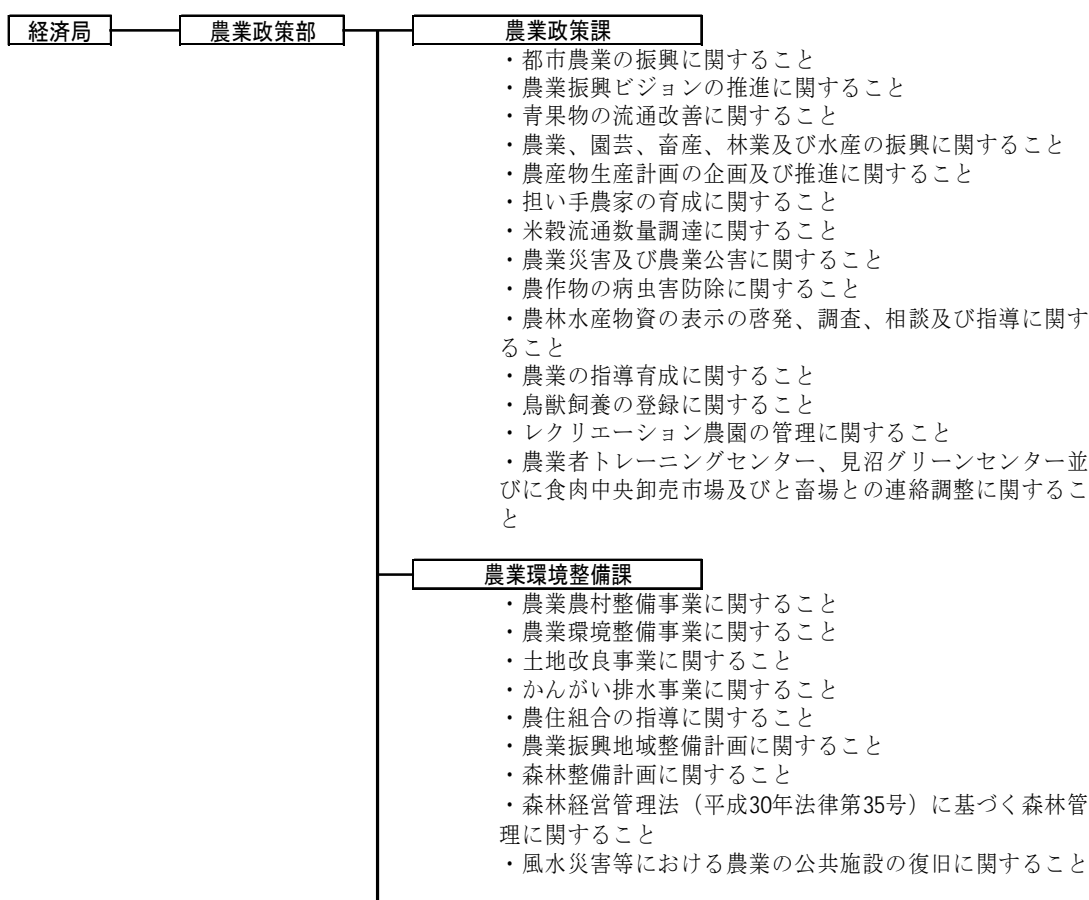
(図表 16) 経済局商工観光部



2 経済局農業政策部

平成31年4月1日現在において、監査の対象となる経済局農業政策部各課の組織は、以下のとおりである。監査の対象とするものは、産業振興政策に関連したもののみであるが、経済局農業政策部が行う事業は、産業振興政策に関する事業に限らない。なお、職員数は、農業政策課が14名（農業政策部長を含む）、農業環境整備課が11名、農業者トレーニングセンターが8名、見沼グリーンセンターが16名、食肉中央卸売市場・と畜場が8名である。

(図表 17) 経済局農業政策部



農業者トレーニングセンター

- ・ 農業者トレーニングセンター及び併設施設の管理及び運営に関する事
- ・ 園芸講座に関する事
- ・ 園芸の振興に関する事
- ・ 施設の使用許可に関する事
- ・ 使用料の収納に関する事

見沼グリーンセンター

- ・ 見沼グリーンセンターの管理及び運営に関する事
- ・ 市民の森の管理に関する事
- ・ 農村広場及び大宮花の丘農林公苑の管理に関する事
- ・ 指導農場その他農業施設の管理に関する事
- ・ 展示温室の管理に関する事
- ・ 農業技術改善のための実験及び試作に関する事
- ・ 優良品種の導入、増殖及び普及に関する事
- ・ 農業改良及び生活改善の指導に関する事
- ・ 市民農園及び体験農園の運営に関する事
- ・ 農業生産団体の育成及び指導に関する事
- ・ 見沼グリーンセンター及び市民農園の利用許可並びに市民の森における行為の許可に関する事
- ・ 使用料の収納に関する事

食肉中央卸売市場・と畜場

- ・ 関係業者の指導監督に関する事
- ・ 枝肉の計量及びせり業務の立会いに関する事
- ・ 市場の卸売業者等に対する業務及び財務の検査に関する事
- ・ 施設及び設備の使用に係る指導監督に関する事
- ・ 土地及び施設の整備計画に関する事
- ・ 土地及び施設の使用に関する事
- ・ 衛生管理に関する事
- ・ 施設及び設備の維持管理に関する事
- ・ 使用料、手数料その他の諸収入の収納に関する事
- ・ 統計その他各種資料の作成及び報告に関する事
- ・ 市場運営協議会に関する事
- ・ 市場取引委員会に関する事

第4 監査の結果及び意見

I 産業振興ビジョンにおける目標設定について

1 産業振興ビジョンにおける目標設定について

さいたま市総合振興計画の個別計画である産業振興ビジョンにおいては、産業振興施策の方針、重点プロジェクトを定めている。また、事業の目標指標は総合振興計画における目標指標を利用し PDCA サイクルに基づいて事業運営を行っている。ここでは、目標設定等に関する共通の課題を取りまとめる。

産業振興ビジョンの目標指標は、総合振興計画の目標指標を利用していることを原因として PDCA サイクルによる事業管理に課題が生じているものがある。これは、総合特区事業の推進事業に顕著に現れている。

当該事業では、総合振興計画において「スマートホーム・コミュニティの整備」、「認証スマートホーム戸数」及び「新たな低炭素型パーソナルモビリティ社会実装」が目標指標として定められている。これは、総合振興計画において総合特区事業を推進するにあたっては適切な指標かもしれない。しかし、産業振興ビジョンにおける産業振興の観点から目標設定が適切かどうかといえば、必ずしも適切ではないと考えられる。上記3つの目標指標では、産業振興ビジョンで取り組んでいる「地域産業の振興」といった観点からの事業の進捗や課題を把握できないからである。

この点に関する意見は、P88 の未来都市推進部の総合特区事業の推進事業を参照されたい。

また、事業評価シートの閲覧や目標の設定の方法について担当者へヒアリングを行うと複数の事業において、前年度に目標を達成しているにもかかわらず、次年度以降の目標数値の上方修正又は新たな目標指標の設定を予定していない事業があった。

(図表 18) 目標を達成しているが上方修正をしていない事業

事業名	目標指標	平成 30 年度 目標値	平成 30 年度 実績値	令和元年度 目標値
中小企業の事業承継や継続などへの支援事業	課題解決社数	65 社	69 社	65 社
産学連携推進事業	産学連携マッチング件数	45 件	63 件	45 件
医療ものづくり都市構想の推進事業	第2期行動計画に基づく個別企業に対する新規参入・	15 件	23 件	15 件

事業名	目標指標	平成 30 年度 目標値	平成 30 年度 実績値	令和元年度 目標値
	事業拡大支援件数			
産業交流推進事業	技術ニーズに対する技術提案件数	190 件	327 件	190 件
都市農業担い手育成事業	認定農業者経営体数 (※1)	176 経営体	199 経営体	178 経営体
都市農業担い手育成事業	新規就農者数	17 人	19 人	16 人
産業人材育成支援事業	早期起業家教育事業参加者数	600 人	1,100 人	600 人
産業人材育成支援事業	地域人材育成事業参加者数 (※2)	350 人	369 人	350 人
子育て世代の人材活用の推進事業	ワンストップ就職支援サービス利用者数	9,300 人	9,884 人	9,400 人

※1 ヒアリングと同時期に令和元年度以降の認定農業者経営体数の目標値の見直しが行われた。

※2 令和元年度の総合振興計画改定に伴い、事業名が「地域技術人材育成事業」へ変更されている。

(意見) 目標値の見直しについて

PDCA サイクルの観点から計画目標値を設定する際、事業の実施範囲の縮小が決定されているなどの例外的な場合を除いて、通常、過去の実績以上の値を設定することとなる。過去の事業実施結果から得られた課題を改善し、効果的、効率的な計画に基づき事業を実施すれば、自ずとよりよい実績が生まれると考えられるためである。言い換えれば、過去の実績を下回る計画目標値は、過去の事業実施結果から得られた課題を改善することなくとも通常達成可能なものといえる。

このように改善 (Action) なき計画 (Plan) であると、実際にこれに基づき事業を実施しても、計画と結果との因果関係が明らかとはならず、事業を効率的かつ効果的に実施できたかどうか明らかにならない。そのため、今後取り組むべき課題も明らかにならず、改善のための行動にも結び付けることができない。そのため、過去の実績を下回る値の目標設定は、計画的、効果的かつ効率的な事業の実施という PDCA サイクルの観点を欠くものとなる。

PDCA サイクルに基づく事業の実施のため、当初設定した計画目標値を早期に達成したのであれば、事業の維持ないしは更なる推進に向け、柔軟に計画目標値を見直し、これを実現するための取組内容を定めることを検討されたい。

II 経済政策課

1 経済政策課の所管する事務事業の概要

経済政策課は、以下の事務事業を所管している。

- ・ 商工施策管理事業
- ・ 商工会議所補助事業
- ・ 中小企業支援事業
- ・ 中小企業資金融資事業
- ・ 計量事務事業
- ・ 産業振興会館管理運営事業
- ・ 産業文化センター管理運営事業
- ・ CSR活動促進事業
- ・ 広域連携推進事業

2 中小企業の事業承継や継続などへの支援事業

1. 中小企業の事業承継や継続などへの支援事業の概要と実施状況

(1) 事業の概要

中小企業の経営安定化を図るため、本市中小企業支援センターである公益財団法人さいたま市産業創造財団と連携し、窓口相談や出張相談を実施し、相談内容に応じた専門家派遣を実施している。

また、金融機関と連携し、成長志向の中小企業の支援も行うとともに、事業承継にあたってはさいたま商工会議所とも連携を図り相談メニューの充実を図っている。

(2) 事業の予算、決算の状況

	当初予算額（千円）	決算額（千円）
平成 29 年度	56,950	55,706
平成 30 年度	63,074	55,541

(3) 事業の実施状況

①窓口相談

市内の中小企業者や創業者に対し、財団窓口等で中小企業診断士の窓口相談員が経営・創業相談に対応すると同時に、財団の職員やアドバイザーが企業訪問を実施している。

また、平成 29 年度に、産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の特定創業支援事業に位置づけている。

平成 28 年度から平成 30 年度における窓口相談と訪問相談の件数は以下のとおりであった。

(図表 19) 窓口相談と訪問相談の件数

(単位：件)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
窓口相談	429	592	351
訪問相談	506	385	472
合計	935	977	823

窓口相談の減少については、他支援機関（県公社やよろず支援拠点など）が窓口相談への PR を強化していることや、窓口訪問型から担当者の企業訪問による支援の増加などが要因として考えられるとのことであった。

② 専門家派遣事業

中小企業者等が抱える様々な問題に対し、財団に登録する民間の専門家（200 名以上）を財団が企業に派遣し、経営・技術・販路促進に対するアドバイスを実施している。

また、金融機関と連携し、今後の成長が見込める企業に対し事業計画の策定支援や販路開拓等に関するアドバイスを通じて、企業の成長や売り上げ等の減少などの経営課題を抱える企業に対し、専門家派遣も実施している。連携の金融機関とは覚書を締結し（12 金融機関）、金融機関への事業説明のための勉強会や、取引先企業の課題解決のための相談会等を実施している。

平成 28 年度から平成 30 年度における専門家派遣数と課題解決社数は以下のとおりであった。

(図表 20) 専門家派遣数と課題解決社数

(単位：件)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
専門家派遣数	433	381	239
課題解決社数	60	65	69

専門家派遣数の減少については、特に金融機関連携成長支援事業にかかる専門家派遣において、以前は経営改善計画策定支援への取組が多く、計画策定支援に相当の時間を要することから 1 社あたりの派遣回数が多くなっていたと考えられる。しかし、平成 30 年度は経営診断や事業内容の個別の課

題解決支援の派遣が増えたことから 1 社あたりの支援回数が減少したことが派遣数の減少に繋がったと考えられるとのことであった。

③「コトづくり」による新商品・サービスの開発

ヨーロッパ野菜研究会の支援を実施し、展示会出展補助やパンフレットの作成支援を行い、ヨーロッパ野菜の PR、ブランド化等を支援したほか、さいたま市内産のホップ等を原料としたオールさいたま市産クラフトビールの開発支援を行った。

④職員数の状況

さいたま市産業創造財団の職員数の推移は下記のとおりである（プロパー職員の退職に対して職員の採用が追いつかず、臨時職員で補っている）。

（図表 21）職員数の推移

職員	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1
派遣	2	2	2
プロパー	16	15	15
契約	11	10	11
非常勤	16	16	16
臨時	5	5	7
推進員		2	2
合計	50	50	53

2. 着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
（1）事業に係る目標指標及び目標値の設定は PDCA に資するものであるか	①事業評価シートを閲覧する。 ②目標の設定の方法について担当者へのヒアリングを行う。

3. 実施結果

（1）事業に係る目標指標及び目標値の設定は PDCA に資するものであるか

本事業の成果指標項目として総合振興計画の「経営状況が安定している企業数（法人市民税法人税割額の納税義務者数）」が設定されているのに対し、事業としての目標指標は「課題解決社数」である。

(意 見) 目標指標の設定について

本事業の令和元年度の目標指標「課題解決社数 65 社」を達成することは中長期的には中小企業の経営安定につながると考えられるが、成果指標である「経営状況が安定している企業数(法人市民税法人税割額の納税義務者数) 12,460 社」との関係は乏しい。その要因として、成果指標が事業の内容と適合していない点が挙げられる。そのため、「課題を解決することにより業績が改善した会社の数」をアンケートで把握するなど、事業の内容に適合した成果指標を設定することが望ましい。

3 東日本連携拠点を核にしたビジネス交流の推進事業

1. 東日本連携拠点を核にしたビジネス交流の推進事業の概要と決算の状況等

(1) 事業の概要

大宮駅前に東日本の「ヒト・モノ・情報」を集積した交流拠点として、「まるまるひがしにほん（東日本連携センター）」を設置することについて平成 27 年度から検討を開始し、新幹線沿線の連携市をはじめとした東日本各都市とさいたま商工会議所を中心とした地元企業等と協議しながら、建物の機能・設計等ハード面及び運営方法等ソフト面について検討を進め、平成 31 年 3 月 28 日に開設した。

1 階はシティプロモーションフロアとして、自治体等にイベント等での活用を促進し、2 階のビジネス交流サロンでは、東日本の商材の販路拡大、商談会等のビジネスマッチングの機会等を創出し、1 階、2 階の両方で東日本各都市の地方創生につなげていく。

(2) 事業の過去 2 年間の予算、決算の状況

	当初予算額（千円）	決算額（千円）
平成 29 年度	73,960	72,152
平成 30 年度	300,947	267,382

(3) 事業の実施状況

平成 28 年度にまるまるひがしにほん（東日本連携センター）を設置するためのハードとソフトに関する基礎調査を実施するとともに、施設機能案、運営方法案、事業費算出等の検討を行っている。その後、基本設計・実施設計を行い、まるまるひがしにほん（東日本連携センター）開設のための改修工事等を行い、運営を開始している。

2. 着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
(1) まるまるひがしにほん（東日本連携センター）の営業時間の設定が適切であるか	①東日本連携センターのご利用ガイドを閲覧する。 ②担当者へヒアリングを行う。 ③東日本連携センターを視察する。

3. 実施結果

(1) まるまるひがしにほん（東日本連携センター）の営業時間の設定が適切であるか

まるまるひがしにほん（東日本連携センター）のご利用ガイドでは、北海

道、東北、上越、北陸など6新幹線の結節点で、新幹線の主要な駅から直通でアクセス可能であり、大宮駅の1日平均乗車人員は25万人と東日本屈指の商業拠点である大宮に、東日本の「ヒト・モノ・情報」を集積した「まるまるひがしにほん（東日本連携センター）」を設置し、広域交通の上で抜群の地の利を活かして首都圏における地方創生ビジネスの一大情報発信拠点にするとしている。また、まるまるひがしにほん（東日本連携センター）の機能の一つとして1階のシティプロモーション機能を挙げ、「食」を中心とした、地域製品の紹介・テスト販売・催事、地域情報の紹介などを行うフロアであり、「日本酒などの有料試飲」や、食にまつわるイベントの実施、レストスペースを設置することで、市民の誘客を促進としている。しかし、営業時間は10時から19時までであり、大宮駅東口から徒歩1分の好立地にあるにもかかわらず、さいたま市在住で都心に勤務しているサラリーマン等が会社帰りに立ち寄るには難しい状況にある。

担当者からは、当該営業時間についてはプロポーザル時点で9時間と提案されていたため、前面歩行者が増え始める10時からサラリーマン等の帰宅時間である19時までと暫定的に設定したとの説明を受けた。

また、開設後のまるまるひがしにほん（東日本連携センター）の来場者数については、開催されたイベントごとや月ごとの来場者数は把握しているが、日ごと又は時間帯ごとの来場者数は把握していない。月ごとの来場者数については以下の表のとおりであり、総来場者のうちの7割をイベントへの来場者が占めている。

(図表 22) 月別来場者数

月	総来場者数	イベント開催日数	イベントの来場者数※ (1日平均)	イベント以外の推定来場者数※
3	21,000人	4日	13,418人 (3,354人)	7,582人 (1,895人)
4	74,000人	23日	71,178人 (3,094人)	2,822人 (94人)
5	70,000人	13日	35,473人 (2,728人)	34,527人 (1,113人)
6	54,000人	15日	31,840人 (2,122人)	22,160人 (738人)
7	47,000人	22日	38,180人 (1,735人)	8,820人 (284人)
8	57,000人	15日	34,500人 (2,300人)	22,500人 (725人)

月	総来場者数	イベント開催日数	イベントの来場者数※ (1日平均)	イベント以外の推定来場者数※
合計	323,000人	92日	224,589人 (2,441人)	98,411人 (626人)

※月をまたがって複数日開催されたイベントについては、イベントごとの公表来場者数から1日当たりの平均来場者数を計算して各月へ按分している。イベント以外の推定来場者数は、各月の総来場者数からイベントの来場者数を控除して計算している。1日平均のイベント以外の推定来場者数は、イベント開催日を含む日数を分母として計算している。

平日の18時過ぎにまるまるひがしにほん（東日本連携センター）の視察を行った。大宮駅東口から徒歩1分の場所に立地し、センター前の通りには大勢の人が行き交っていたが、センター内には数名しか客がおらず、2階は閉まっていた。各地の日本酒が1階の棚に並べられていたが、試飲のみであり販売はされていなかった。担当者からは、2階はイベントが行われていない時間帯は、個人利用者への時間貸しを行っている、免許の関係で現在は日本酒を販売できないが、今後免許を取得する予定であるとの説明を受けた。

（意見）営業時間の設定について

来場者のうち7割がイベント開催時に来ている状況であり、イベントを開催していないときの集客力をいかに高めていくかが今後の課題である。来場者について日別及び時間帯別の人数や属性を把握して、今後のまるまるひがしにほん（東日本連携センター）の運営や販売する商品の品揃えへ反映させることが望ましい。

また、イベントの有無にかかわらず都心から帰ってきたサラリーマン等が立ち寄ることが可能となるように9時間という暫定的な取り扱いにこだわることなく、営業時間を見直すことが望ましい。

Ⅲ 労働政策課

1 労働政策課の所管する事務事業の概要

労働政策課は、以下の事務事業を所管している。

- ・ 勤労者支援事業
- ・ 雇用対策推進事業
- ・ 産業人材育成事業

2 早期起業家教育事業

1. 早期起業家教育事業の概要と実施状況

(1) 事業の概要

市内小・中学生に対し、会社設立から商品の企画、事業計画の作成、資金調達、仕入れ、販売、決算までを行う地域に根付いた一連の実践的なビジネス体験プログラムを提供することにより、起業家精神（アントレプレナーシップ）の醸成及び将来の地域経済を担う人材の育成を目的とする事業である。

① 起業家精神の醸成

早期に社会との接点を持ち、仕事の楽しさや厳しさを実感することを通じて、将来、社会で活躍するために必要な、チャレンジ精神、考え抜く力、コミュニケーション能力等の起業家精神を醸成することを目的としている。

② 将来の地域経済を担う人材の育成

さいたま市の魅力及びさいたま市におけるビジネスの可能性を体感することにより、将来もさいたま市に住み、さいたま市で働きたいと思えるようなきっかけを与えることを目的としている。本事業は、「公募型」、「学校実施型」の2種類がある。公募型は、広く参加者を募り、個人単位で応募の上、主に夏休み期間中に事業を実施するものであり、学校実施型は、市内小・中学校へ参加を募り、学校（学年）単位で応募の上、事業を実施するものである。

(2) 事業の予算、決算の状況

	当初予算額（千円）	決算額（千円）
平成29年度	6,635	6,532
平成30年度	6,904	6,815

(3) 事業の実施状況

事業の参加者数と学校実施型事業の学校別内訳は以下のとおりである。

(図表 23) 事業の参加者数と学校実施型事業の学校別内訳

	決算額	事業参加者数	
		公募型	学校実施型
平成 28 年度	6,150,329 円	80 人	6 校 851 人
平成 29 年度	6,532,595 円	71 人	5 校 572 人
平成 30 年度	6,815,182 円	60 人	7 校 1,040 人

監査の実施結果については、P21「I 産業振興ビジョンにおける目標設定について」の「1. 産業振興ビジョンにおける目標設定について」を参照されたい。

3 子育て世代の人材活用の推進事業

1. 子育て世代の人材活用の推進事業の概要と実施状況

(1) 事業の概要

再就職へ不安のある方からすぐにも再就職したい方まで、子育て世代の多様なニーズや就労意欲等の段階に応える各種サービス（セミナー、ワークショップ、キャリアコンサルティング等）を、本市就労支援施設である「ワークステーションさいたま」にて実施する。

(2) 事業の予算、決算の状況

	当初予算額（千円）	決算額（千円）
平成 29 年度	83,733	58,965
平成 30 年度	30,057	29,081

(3) 事業の実施状況

平成 28 年度から平成 30 年度の「ワークステーションさいたま」における施設の利用状況及び個別相談業務における就業者数は以下のとおりである。

(図表 24)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
個別相談利用者	2,442 人	2,789 人	3,004 人
情報コーナー利用者	4,471 人	3,461 人	4,687 人
市セミナー参加者	1,005 人	1,208 人	1,237 人
外部機関セミナー参加者	1,238 人	561 人	956 人
施設利用者数合計	9,156 人	8,019 人	9,884 人
事業満足度	96.5%	97.3%	96.4%

(図表 25)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
キャリアコンサルティング	155 人	137 人	149 人
子育てと家庭の両立相談	71 人	41 人	44 人
内職等相談	146 人	124 人	85 人
就業者数（個別相談業務）	372 人	302 人	278 人

監査の実施結果については、P21「I 産業振興ビジョンにおける目標設定について」の「1. 産業振興ビジョンにおける目標設定について」を参照されたい。

4 中小企業勤労者福祉事業

1. 中小企業勤労者福祉事業の概要と実施状況

(1) 事業の概要

さいたま市内中小企業等に勤務する従業員及び事業主の福祉向上を図るとともに、地域の中小企業の振興及び地域社会の発展に寄与することを目的に、公益財団法人さいたま市産業創造財団勤労者福祉サービスセンター（以下サービスセンターという）が実施する、福利厚生サービスに対し、補助を行っている。

サービスセンターが実施する福利厚生サービスの内容は、主に以下のとおりである。

(図表 26)

事業	内容
慶弔等給付事業	弔慰金、祝金、見舞金等の給付を行う。
健康維持増進事業	人間ドック、脳ドックの受診料の一部補助を行う。
余暇活動援助事業	宿泊・日帰りバスツアー補助、レジャー施設利用補助、各種チケットのあっ旋を行う。
生活資金融資事業	結婚、出産、葬祭など、不時の出費に対応する生活資金の融資を行う。

(2) 事業の予算、決算の状況

	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)
平成 29 年度	22,000	22,000
平成 30 年度	20,600	20,600

(3) 事業の実施状況

サービスセンターの年度末会員数は以下のとおりである。

(図表 27)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年度末会員数	6,700 人	7,344 人	7,400 人

また、サービスセンターが実施する主な福利厚生サービスの実施状況は以下のとおりである。

① 慶弔等給付事業

(図表 28)

内容	件数	金額
共済給付	1,136 件	8,435,000 円

②健康維持増進事業

(図表 29)

内容	件数	金額
人間ドック、脳ドック受診料補助	431 件	1,720,780 円
スポーツ施設補助	87 件	47,500 円

③余暇活動援助事業

(図表 30) 宿泊・日帰りバスツアー補助事業

内容	件数
宿泊・日帰りバスツアー補助	273 件

(図表 31) レジャー施設の割引及び補助事業

内容	件数
東京ディズニーリゾート利用券	4,775 件
東武動物公園利用引換券	2,300 件
西武園ゆうえんち	577 件
その他レジャー施設利用補助券	2,537 件

(図表 32) 各種チケットのあつ旋

内容	件数
ジェフグルメカード	1,991 件
食事券	1,202 件
映画券	1,193 件
コンサート・観劇等	889 件
スポーツ観戦チケット (Jリーグ、野球、他)	115 件
その他のチケット等	1,445 件

(図表 33) レクリエーション事業

内容	人数
農作物収穫体験 (ブルーベリー、潮干狩り、いちご、みかん)	447 名
和食と日本酒の楽しみ方	20 名
親子クッキング バナナチョコケーキ&パフェ	28 名

(図表 34) 飲食・ショッピング施設等の割引

内容	件数
会員証の提示により割引サービスが受けられる新規提携先	19 件

④生活資金融資事業

(図表 35) 生活資金融資事業の残高等

(単位：千円)

預託金額	融資枠	利用件数	利用残高	残融資枠
5,000	15,000	4 件	904	14,096

(4) 損益の状況

公益財団法人さいたま市産業創造財団（以下財団という）の勤労者福祉事業特別会計の金額は以下のとおりである。

(図表 36) 勤労者福祉事業特別会計の推移

(単位：千円)

科目	平成 29 年度	平成 30 年度
I 事業活動収支の部		
1. 事業活動収入		
① 会費等収入	45,036	55,041
② 事業収入		
福利厚生事業収入	42,546	34,635
情報提供事業収入	332	234
③ 補助金等収入		
地方公共団体補助金収入	22,000	20,600
受取利息収入	0	0
雑収入	16	268
事業活動収入計	109,932	110,780
2. 事業活動支出		
調査研究事業費支出	265	233
福利厚生事業費支出	66,538	50,913
情報提供事業費支出	4,660	4,426
その他の事業費支出	16,472	19,687
勤労者福祉事業管理費支出	23,798	24,499
事業活動支出計	111,735	99,760
事業活動収支差額	▲ 1,802	11,019
II 投資活動収支の部		
1. 投資活動収入	7,500	
2. 投資活動支出	947	1,266
投資活動収支差額	6,553	▲ 1,266
III 財務活動収支の部		
1. 財務活動収入		
2. 財務活動支出	4,445	1,257
財務活動収支差額	▲ 4,445	▲ 1,257
当期収支差額	304	8,495
前期繰越収支差額	89	393
次期繰越収支差額	393	8,889

収入の内容について、会費は、会員が支払った会費であり、平成 29 年度は一人当たり月 500 円、平成 30 年度は一人当たり月 600 円となっている。

福利厚生事業収入には、共済給付事業収入と余暇活動援助事業収入があり、余暇活動援助事業収入は、会員が余暇活動を利用するために自己負担として支払った金額である。例えば、割引チケットの購入にあたり割引されていない部分の金額などがある。

2. 着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
(1) サービスセンターのあり方について	<ul style="list-style-type: none"> ① 会員の入会数と退会数に関する資料を閲覧し、会員数の増減理由を把握する。 ② 会員の退会理由のアンケートを閲覧し、会員数が増えない要因を検討する。 ③ サービスセンターのサービスメニューの資料を閲覧し、会員が増えない要因を検討する。 ④ 財団の勤労者福祉特別会計の収支計算を閲覧し、会員の負担とサービスの利用状況を検討する。 ⑤ 他の指定都市のサービスセンターの事業所数、会員数に関する資料を閲覧し、さいたま市と他市を比較検討する。 ⑥ 担当者に質問し、上記の理由等を確認する。
(2) サービスセンターの生活安定事業（生活資金融資）はサービスセンターでおこなっていくべき事業であるかどうか	<ul style="list-style-type: none"> ① 融資利用報告書、さいたま市のホームページに掲載されている勤労者支援資金融資制度、財団のホームページに掲載されているサービスセンターの生活資金融資事業を閲覧する。 ② 生活安定事業（生活資金融資）利用状況、市の勤労者支援資金融資制度との比較について担当者へのヒアリングを行う。

3. 実施結果

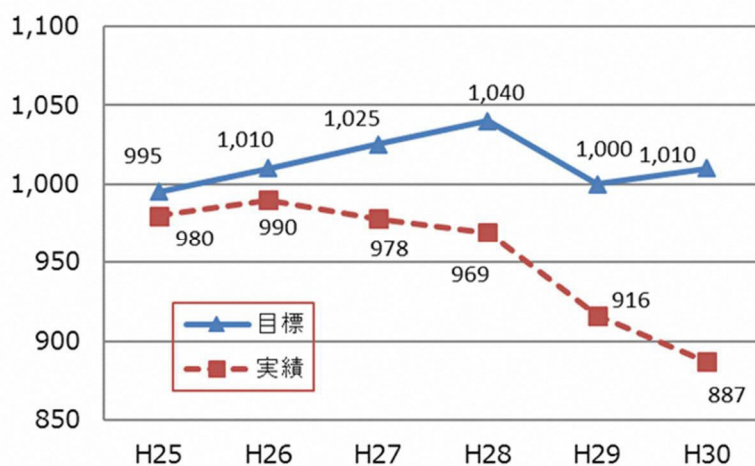
(1) サービスセンターのあり方について

(会員数の推移)

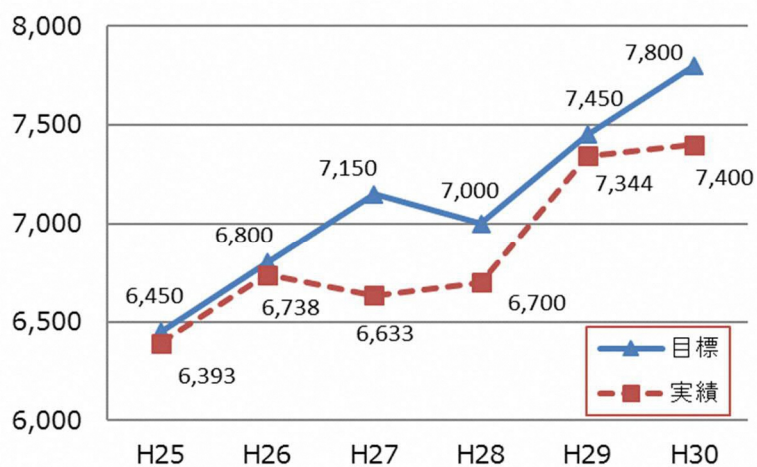
平成 25 年度～平成 30 年度の会員事業所数と会員数及び入退会数並びに

平成 31 年 3 月末の従業員数で事業所を区分した従業員規模別会員事業所数と従業員数は以下のとおりである。

(図表 37) 会員事業所数の推移



(図表 38) 会員数の推移



(図表 39) 入退会数の推移

	事業所数 (所)			会員数 (人)		
	入会	退会	年間増減	入会	退会	年間増減
H26	60	50	+10	1,099	754	+345
H27	51	63	▲12	908	1,013	▲105
H28	47	56	▲9	900	833	+67
H29	30	83	▲53	1,751	1,107	+644
H30	31	60	▲29	1,008	952	+56

(図表 40) 従業員別規模別会員事業所数・従業員数 (平成 31 年 3 月末)

事業所規模 (人)	事業所 数(所)	占率 (%)	事業所数 【占率】	従業員 数(人)	占率 (%)	従業員数 【占率】
1	358	40.4	746所 【84.1%】	358	4.8	1,769人 【23.9%】
2	158	17.8		316	4.3	
3 ~ 5	162	18.3		599	8.1	
6 ~ 9	68	7.6		496	6.7	
10 ~ 19	62	7.0	94所	832	11.3	1,603人
20 ~ 29	32	3.6	【10.6%】	771	10.4	【21.7%】
30 ~ 39	12	1.4	18所	388	5.2	645人
40 ~ 49	6	0.6	【2.0%】	257	3.5	【8.7%】
50 ~ 99	16	1.8	16所 【1.8%】	1,231	16.6	1,231人 【16.6%】
100 ~	13	1.5	13所 【1.5%】	2,152	29.1	2,152人 【29.1%】
合計	887		887所	7,400		7,400人

サービスセンターの平成 30 年度の新規入会事業所は 31 所、会員は 1,008 人入会しているが、退会は、事業所は 60 所、会員は 952 人に上る。従業員数の多い事業所会員を増やすことにより会員数は 56 人増加しているが、会員の事業所数は 29 所減少している状況となっている。

これは、従業員数の少ない事業所が減少し、従業員数の多い事業所が増加しているためであり、平成 31 年 3 月末の従業員数 100 人以上の事業所は 13 所で全体の 1.5%だが、会員数は 2,152 人で全体の 29.1%を占めている。

中小企業の従業員福利厚生サービスという観点からは、後退している可能性も否めない。

サービスセンターとしては、小規模事業所に対する会員拡大活動にも力を入れていくべきと考えている。

(退会理由)

市が実施している平成 30 年度の退会者への退会理由のアンケートの結果は以下のとおりである。

(図表 41) 平成 30 年度退会者理由 (個人単位)

退会理由	退会者数	割合
① 退職・死亡・廃業	800 人	84.0%
② 他サービスに切替	50 人	5.3%
③ 会費の値上げ	37 人	3.9%
④ 利用しない	30 人	3.1%
⑤ 経費削減	25 人	2.6%
⑥ 不明・その他	10 人	1.1%
合計	952 人	-

(図表 42) 平成 30 年度退会者理由 (事業所単位)

退会理由	退会者数	割合
①利用しない	25 所	41.7%
②退職・死亡・廃業	15 所	25.0%
③会費値上げ	6 所	10.0%
④市外移転	4 所	6.7%
⑤経営が厳しい	4 所	6.7%
⑥他の福利厚生制度に加入	2 所	3.3%
⑦福利厚生の見直し	2 所	3.3%
⑧経費削減	1 所	1.7%
⑨病气療養	1 所	1.7%
合計	60 所	-

個人単位の退会理由の第 1 位では「退職・死亡・廃業」で 8 割以上を占めている。このうち、事業所単位の退会理由の第 2 位の「退職・死亡・廃業」に該当するのは 37 人である。サービスセンターの中小企業の会員は高齢者も多いため、「退職・死亡・廃業」の人数も増加している。また、会員となっている中小企業では、若年層の入会者数より高齢者の退職者数が多いため、事業所が一定の場合には、会員数は減少する。現在、サービスセンターは、ベ

ンチャー企業など若年層が多く、将来、従業員が増えると見込まれる中小企業の入会活動も行っているが、効率的に会員数を増やすため、従業員数が10人から50人の中小企業の入会に力を入れている。

事業所単位の退会理由の第1位は「利用しない」であり、個人単位の退会理由でも第4位である。また、個人単位第2位は「他サービスに切替」である。利用しない理由や他サービスに切り替える理由としては、サービスメニューが民間の福利厚生サービスを代行する企業に劣るため、民間の福利厚生代行サービス企業に変更するというものがあり、会員が増えない原因の1つにもなっている。

(サービスメニュー)

サービスセンターは、一般社団法人全国中小企業勤労者福祉サービスセンター（以下「全福センター」という）に加盟しており、全福センターのサービスを利用することができる。

サービスセンターの独自メニューは以下のとおりである。

- ・慶弔等給付
- ・人間ドック・脳ドック補助
- ・生活資金融資
- ・県内ゆうえんち法人会員（東武動物公園、西武園ゆうえんち）
- ・レジャー施設補助（TDR等） ※全福センターは単純な割引のみ。
- ・ローソンチケット(法人チケットサービス H31年度より)
- ・県・市施設補助（大宮盆栽美術館、プール等）

全福センターのメニューは割引が少なく、サービスセンターは独自のサービスも行っている。以下のとおり、サービスセンターの独自サービスは、全福センターよりも充実した内容となっている。

(図表 43) 施設等チケットの価格比較 (主なもの)

施設名等	通常料金 (大人)	①サービス センター	②全福 センター	②-①
東京ディズニーリゾート	7,400円	6,400円	7,400円	1,000円
東武動物公園	4,800円	1,500円	4,800円	3,300円
箱根小涌園ユネッサン	3,500円	1,500円	3,000円	1,500円
サンリオピューロランド	3,800円	2,900円	3,600円	700円
清水公園	1,000円	650円	950円	300円
ジェフグルメカード	5,000円	4,500円	4,800円	300円
映画観賞券 (ローソン)	1,800円	800円	1,800円	1,000円
鉄道博物館	1,300円	800円	1,300円	500円
那須ハイランドパーク	1,600円	0円	1,000円	1,000円

一方で、サービスセンターのサービスメニューは、以下の表のとおり民間大手福利厚生事業会社のサービスには及ばない。なお、民間事業者とサービスセンターの主なサービスメニューの状況は以下のとおりである。（データは各社ホームページ等公表資料から抜粋）。

(図表 44) レジャー関連サービス

	民間会社 A社	サービス センター	全福 センター
レジャー&エンタメ	1,879 施設	333 施設	150 施設
映画館	377 施設	129 施設	なし
ボウリング施設等	134 施設	121 施設	202 施設
合計	2,390 施設	583 施設	352 施設

(図表 45) 宿泊施設

	民間会社 A社	サービス センター	全福 センター
宿泊施設	34,527 施設	841 施設	750 施設

(図表 46) 育児関連サービス

	民間会社 A社	サービス センター	全福 センター
託児所	2,183 施設	なし	なし
ベビーシッター	160 メニュー	なし	27 メニュー
育児用品	42 メニュー	なし	なし
教育・セミナー	121 メニュー	45 メニュー	30 メニュー

(図表 47) 介護関連サービス

	民間会社 A社	サービス センター	全福 センター
介護施設	40,072 施設	なし	なし
在宅介護	120 メニュー	なし	なし
居宅介護補助金	月 5 万円まで	なし	なし
介護用消耗品補助金	月 1 万円まで	なし	なし

(図表 48) フィットネスクラブ

	民間会社 A社	サービス センター	全福 センター
店舗数	3,257 店舗	2,261 店舗	2 店舗

(図表 49) リラクゼーション

	民間会社 A社	サービス センター	全福 センター
日帰り温泉・スパ	1,290メニュー	13メニュー	38メニュー
リラクサロン	301メニュー	44メニュー	なし
エステ	134メニュー		7メニュー
スパ・ホテルエステ	44メニュー		なし
ネイルサロン	33メニュー		なし
ヘアサロン	71メニュー		なし
Dアイビューティー	20メニュー		なし

(図表 50) 健康関連サービス

	民間会社 A社	サービス センター	全福 センター
郵便検診	13メニュー	9メニュー	4メニュー
眼科	5メニュー	なし	なし
歯科	15メニュー	なし	7メニュー
健康グッズ・食品	4メニュー	随時	なし

(図表 51) カスタマーセンターの開設

	民間会社 A社	サービス センター
平日	10時～21時	8:30～17:15
休日	10時～18時	休業
年末年始	10時～18時	休業
通話料金	無料	有料
その他	「夜間緊急ダイヤル」や「サポートデスク」を設置。	

サービスセンターは、全福センターのメニューを利用することができる。

レジャー関連サービス、宿泊施設および育児関連サービスの施設数、フィットネスクラブの店舗数並びに育児関連サービス、介護関連サービス、リラクゼーションおよび健康関連サービスのメニュー数については、サービスセンターが加入している全福センターも含めても差があり、民間は利用者数や利用件数が多くスケールメリットがあることから全福センターを含むサービスセンターよりも割引率の高いメニューが多く、また、スマートフォンでサービスの申込ができる、決済をコンビニでできるなどサービスセンターより民間の方が利便性が高い。

さらに、カスタマーセンターが休日に開設されているなど民間の方がサービスセンターより利便性がよい。

このため、会員がサービスセンターを利用しなかったり、事業所がサービスセンターを退会したり、事業所のサービスセンターへの新規加入が伸びていない可能性がある。

(さいたま市産業創造財団の損益分析)

平成 29 年度と平成 30 年度の会費等収入、福利厚生事業収入、福利厚生事業費支出、当期収支差額及び還元率は以下のとおりである。

なお、還元率は、福利厚生事業費支出 / (会費等収入+福利厚生事業収入) としている。

(図表 52) さいたま市産業創造財団の損益分析

(単位：千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	増減
①会費等収入	45,036	55,041	10,005
入会金等収入	873	514	▲ 358
会費収入	44,163	54,527	10,363
②福利厚生事業収入	42,546	34,635	▲7,911
共済給付事業収入	12,050	7,021	▲5,029
余暇活動援助事業収入	30,495	27,613	▲2,882
③福利厚生事業費支出	66,538	50,913	▲15,624
慶弔等給付事業費支出	23,333	8,435	▲14,898
健康維持増進事業費支出	1,536	1,734	198
余暇活動援助事業費支出	41,668	40,744	▲924
④当期収支差額	304	8,495	8,191
⑤還元率=③/(①+②)	76.0%	56.6%	▲19.4%

比較の結果からは、会員の支払額である会費等収入は会費を月 500 円から月 600 円に値上げしたことにより増加している。

一方、共済給付事業収入と余暇活動援助事業収入の減少により福利厚生事業収入は減少し、慶弔等給付事業支出と余暇活動援助事業費支出の減少により福利厚生事業費支出は減少している。

共済給付事業収入は全労済からの給付金と割戻金であり、慶弔等給付事業費支出は会員への給付金と全労済への掛金である。平成 29 年度まで全労済に加入し、全労済から受領した給付金を同額、会員に支払っていたが、平成 30 年度より自前で実施することにした。ただし、平成 29 年度以前 2 年間に発生したのものについては全労済に請求できる。

以下のとおり、全労済をやめたことにより給付金と割戻金が減少し、共済給付事業収入は減少している。また、給付金は増加しているが掛金がなくなったことにより、慶弔等給付事業費支出が減少している。なお、共済給付事業収入の平成 30 年度の給付金は平成 29 年度以前の慶弔に関する給付である。

(図表 53) 共済給付事業収入

(単位：千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	増減
給付金	7,030	2,565	▲4,465
割戻金	5,020	4,456	▲564
合計	12,050	7,021	▲5,029

(図表 54) 慶弔等給付事業費支出

(単位：千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	増減
給付金	7,030	8,435	1,405
掛金	16,303	-	▲16,303
合計	23,333	8,435	▲14,898

余暇活動援助事業収入はレジャー施設の割引及び補助事業の東武動物公園利用引換券と西武園ゆうえんち、各種チケットあつ旋、レクリエーション事業で会員からのチケットの購入等による収入であり、余暇活動援助事業費支出は各種チケットあつ旋等のチケットの支払いやレジャー施設の割引及び補助事業の施設への支払い等による支出である。

チケット取扱件数の減少により、余暇活動援助事業収入と余暇活動援助事業費支出は減少しているが、レジャー施設の割引及び補助事業のレジャー施設補助等が増加したことにより、余暇活動援助事業収入は変わらないが、余暇活動援助事業費支出は増加している。

これにより、余暇活動援助事業収入は 2,882 千円減少し、余暇活動援助事業費支出は 924 千円減少している。

この結果、会員への還元率は、平成 29 年度は 76.0%であるが平成 30 年度は 56.6%と大幅に低下し、また、当期収支差額が 304 千円から 8,495 千円に増加している。

平成 29 年度と平成 30 年度の福利厚生事業支出について内容ごとの件数と金額を比較すると以下のとおりである。

(図表 55) 福利厚生事業支出の内容別の件数と金額

事業	平成 29 年度	平成 30 年度	増減
(1) 慶弔等給付事業	892 件 7,030 千円	1,136 件 8,435 千円	244 件 1,405 千円
(2) 健康維持増進事業			
・ 人間ドック、脳ドック受診料補助	384 件 1,536 千円	431 件 1,720 千円	47 件 184 千円
・ スポーツ施設補助	— —	20 件 13 千円	20 件 13 千円
(3) 余暇活動援助事業	41,668 千円	40,744 千円	▲924 千円
① 宿泊・日帰りバスツアー補助事業			
宿泊・日帰りバスツアー補助	423 件	273 件	▲150 件
② レジャー施設の割引及び補助事業			
・ TDR 利用券	3,850 件	4,775 件	925 件
・ 東武動物公園利用引換券	2,380 件	2,300 件	▲80 件
・ 西武園ゆうえんち	—	577 件	557 件
・ その他レジャー施設利用補助券	3,296 件	2,537 件	▲759 件
③ 各種チケットのあつ旋			
・ ジェフグルメカード	2,241 件	1,991 件	▲250 件
・ 食事券	1,737 件	1,202 件	▲535 件
・ 映画券	1,432 件	1,193 件	▲239 件
・ コンサート・観劇等	720 件	889 件	169 件
・ スポーツ観戦チケット	132 件	115 件	▲17 件
・ その他のチケット等	2,596 件	1,445 件	▲1,151 件
④ レクリエーション事業			
・ 農作物収穫体験	384 名	447 名	63 件
・ その他	39 名	48 名	9 件
⑤ 飲食・ショッピング施設等の割引			
会員証の提示により割引サービスが受けられる新規提携先	25 件	19 件	▲6 件

平成 29 年度と平成 30 年度の福利厚生事業支出に該当する事業の実績を比較すると慶弔等給付事業と健康維持増進事業は件数、金額ともに増加しているが、余暇活動支援事業は各種チケットのあつ旋の件数の減少等により、支出額が減少している。

上記のように、会費を値上げしたにもかかわらず、サービスの利用件数が減少傾向にあるのは、退会理由のアンケートで回答されている利用したいサービスが少ないなど、会費の値上げに対しサービスが向上していない可能性が考えられ、今後さらなる会員数の減少につながりかねない。

サービスセンターでは会費の値上げによる退会者増は防げたようだが、サービスの利用件数は減少傾向がみられサービスの向上が課題と認識している。

(事業規模、他市との比較)

全福センターで取りまとめている「指定都市・埼玉県内サービスセンター補助率・加入率」は以下のとおりである。

(図表 56) 指定都市・埼玉県内サービスセンター 補助率・加入率

(平成30年4月1日時点)

サービスセンター	事業開始年月	予算		事業所		従業員			人口	参考	
		総予算額 (千円)	地域 中小企業 事業所数 (所)	会員 事業所数 (所)	加入率 (事業所) (%)	地域 中小企業 勤労者数 (人)	会員数 (人)	加入率 (会員) (%)		月会費 (円)	入会金 (円)
＜指定都市 (17都市/20都市)＞											
熊本市	昭和49年6月	135,202	31,649	2,230	7.0	274,998	33,805	12.3	738,407	350	0
相模原市	昭和43年7月	244,420	23,691	1,595	6.7	211,521	18,963	9.0	722,334	600	0
静岡市	平成3年4月	285,551	36,671	2,309	6.3	303,741	16,405	5.4	696,291	600	500
浜松市	平成5年4月	446,804	39,528	2,204	5.6	400,160	21,252	5.3	804,989	800	1,000
堺市	昭和63年10月	317,496	29,580	1,490	5.0	278,893	15,966	5.7	831,858	700	500
岡山市	昭和63年7月	113,720	32,497	1,286	4.0	301,469	17,146	5.7	721,197	500	500
神戸市	昭和47年11月	344,052	70,924	2,490	3.5	613,728	44,444	7.2	1,527,481	500	0
新潟市	平成5年4月	283,100	36,701	1,313	3.6	323,887	18,002	5.6	794,674	800	0
川崎市	昭和49年7月	133,874	42,617	1,487	3.5	411,169	12,067	2.9	1,509,887	500	0
京都市	昭和42年11月	305,944	74,363	1,914	2.6	598,472	22,656	3.8	1,475,000	800	400
さいたま市	平成10年6月	108,202	42,550	916	2.2	425,587	7,344	1.7	1,294,343	600	500
千葉市	平成8年7月	139,648	30,207	728	2.4	332,342	5,522	1.7	975,669	1,000	300
福岡市	昭和50年7月	243,566	74,276	1,560	2.1	724,753	32,472	4.5	1,567,000	600	0
仙台市	昭和44年9月	200,985	49,462	794	1.6	483,772	22,117	4.6	1,087,246	500	200
広島市	平成6年10月	64,146	55,042	594	1.1	506,022	3,381	0.7	1,193,556	1,000	500
大阪市	昭和50年7月	169,061	189,921	1,111	0.6	1,781,352	14,927	0.8	2,721,728	600	300
名古屋市	昭和46年2月	96,412	124,621	279	0.2	1,195,191	4,948	0.4	2,311,132	800	0
＜埼玉県内 (8市/9市)＞											
大里地域	平成9年4月	92,275	15,217	2,148	14.1	139,587	4,577	3.3	376,360	500	500
狭山市	昭和61年11月	52,512	4,819	589	12.2	53,541	2,575	4.8	151,986	300	500
上尾市	平成4年2月	104,951	6,536	666	10.2	63,087	2,957	4.7	228,387	500	500
入間市	平成11年5月	61,923	4,937	404	8.2	44,999	2,413	5.4	148,592	700	500
ふじみ野市	平成3年12月	16,148	3,223	288	8.9	28,764	833	2.9	113,884	500	1,000
所沢市	平成10年10月	45,672	9,944	416	4.2	95,199	1,079	1.1	343,993	1,000	500
さいたま市	平成10年6月	108,202	42,550	916	2.2	425,587	7,344	1.7	1,294,343	600	500
川越市	平成2年4月	109,463	11,194	224	2.0	115,189	1,815	1.6	352,756	500	500

※ 一般社団法人全国中小企業勤労者福祉サービスセンター（全福センター）データより抽出、作成。
 ※ 札幌市、横浜市、川口市は一般社団法人全国中小企業勤労者福祉サービスセンター未加入のためデータなし。
 ※ 北九州市はサービスセンター未設置。

これによると川崎市は月会費 500 円、地域中小企業事業所数、地域中小企業勤労者数ともにさいたま市と同様の規模であるが、会員事業所数、会員数ともにさいたま市の 1.6 倍である。また、相模原市は月会費 600 円、地域中小企業事業所数、地域中小企業勤労者数ともにさいたま市の約半数であるが、会員事業所数は 1.7 倍、会員数は 2.6 倍である。川崎市と相模原市はいずれも民間の福利厚生事業者と提携しており、サービスメニューの充実を図っている。

民間の福利厚生事業者の福利厚生サービスを活用（外注）した場合、団体契約時の会費（月額/1 人あたり）は約 200 円程度と予想されることから、委託費用は、 $200 \text{ 円} \times 12 \text{ カ月} \times 8,000 \text{ 人（会員数）} = 19,200,000 \text{ 円}$ 程度が想定されるとのことであった。民間の福利厚生事業者のサービス内容で会費に幅はあり、最低ラインは、会費 80 円で、年間 $80 \text{ 円} \times 12 \text{ カ月} \times 8,000 \text{ 人（会員数）} = 7,680,000 \text{ 円}$ が想定されるとのことであった。

以上より、市は、民間の福利厚生事業者と提携している川崎市や相模原市に比べ会員数が相対的に少なく規模が大きくない。また、上記 2 市のように福利厚生サービスを行っている外部の民間企業を利用する資金的余裕がないことも課題となっている。

（複数の市等の連携）

勤労者福祉サービスについては、法令上、市が単独で行わなければならないという定めはなく、複数の市で連携してサービスを行うこともできる。

そのため、さいたま市のように事業規模の大きくない勤労者福祉サービスセンターが事業規模を大きくする方法として、他市と連携してサービスを行うことも考えられる。実際、政令指定都市ではないが、埼玉県では大里地域で熊谷市、深谷市、寄居町の 3 市町が連携して「一般財団法人 大里地域勤労者福祉サービスセンター」に補助金や交付金を交付し、サービスセンターが福祉サービスを提供している。

（意見）サービスセンターの在り方について

平成 30 年度のサービスセンターの会員数は、事業所数 31 カ所、会員数 1,008 人が入会しているが、退会が多く伸び悩んでいる状況にある。

退会時のアンケートの結果からは、他サービスへの切り替えも多く、サービスメニューが競合する民間企業に比べ充実してないこともひとつの原因となっている。

現在の規模で事業を継続してもサービス内容の改善を図りにくいのであ

れば、抜本的な改革が必要であり、その際には、事業を縮小し必要最低限のサービスを提供する方法とサービス内容を充実させ収入の増加を目指す方法が選択肢として考えられる。

事業を縮小する場合には、市として本当に支援が必要な従業員数の少ない企業を対象にし、必要最低限のサービス内容とすることで、補助金を削減しつつ自律的な運営を行うことが必要である。

一方で、規模を拡大する場合には、他の市と連携を図り福利厚生サービスを行っている外部の民間企業を利用し、サービスメニューを充実させることにより加入者を増やしていくことが考えられる。今後のサービスセンターの在り方について検討されたい。

(2) サービスセンターの生活安定事業（生活資金融資）はセンターでおこなっていくべき事業であるかどうか

サービスセンター生活資金融資事業の利用件数は 4 件と極めて少ない状況にある。一方で、サービスセンター生活資金融資事業とは別に、さいたま市が独自で実施している勤労者支援資金融資事業がある。

以下は、さいたま市の勤労者支援資金融資制度とサービスセンターの生活資金融資事業を対比したものであるが、両者は類似している。

(図表 57) 市とサービスセンターの融資比較

	さいたま市勤労者支援資金融資		サービスセンターの生活資金融資
	住宅資金	教育資金	
利用資格	次のすべてに該当する勤労者（事業主や事業専従者の方は利用いただけません。） 1. 市内に 1 年以上居住している方（住宅資金の申込者にあつては、市内居住予定者を含む。） 2. 同一事業所に 1 年以上勤務している方 3. 年齢満 20 歳以上満 65 歳未満の方 4. 前年度の市県民税及び固定資産税を完納している方 5. 安定継続した年収（前年税込年収）が 150 万円以上の方 1～5 のほか、融資内容について、要件があります。		正会員限定 生活資金融資については、下記の条件を満たすものとします。 (1) 6 ヶ月以上引き続き会員であり、かつ、会費を完納していること (2) 同一事業所に 1 年以上勤務し、かつ、引き続き勤務しようとしていること (3) 居住年数が 1 年以上であること (4) 年齢が満 20 歳以上で、最終返済年齢は 65 歳以下であること (5) 償還が確実と認められること (6) 中央労働金庫指定の保証機関の保証が得られること

	さいたま市勤労者支援資金融資		サービスセンターの生活資金融資
	住宅資金	教育資金	
			※生活資金融資ですので、事業資金、投機目的、ローン借換等にはご利用になれません。
資金の用途	新築・住宅（中古住宅、マンションを含む）購入、現に居住している住宅の増改築・補修（リフォーム）に必要な資金	学校教育法に定められた教育機関、各種専門学校等の入学金、授業料など本人又は家族の教育に必要な資金	結婚・出産・教育・医療・葬祭・物資購入・その他生活に必要な資金など
融資限度額	500万円	500万円	100万円
返済期間	10年以内	10年以内 ※元金部分は最大4年間の据置が可能です。	5年以内
融資利率	1.4%	1.7%	1.33%
保証料	0.8%	0.8%	融資金額・返済期間に応じて変動します。保証料は融資時に一括して全額をお支払いいただきます

いずれの融資制度も勤労者を対象としていること、教育資金など融資の用途が類似していることがわかる。また、融資限度額や返済期間はさいたま市勤労者支援資金融資制度の方が条件もよいことから、さいたま市勤労者支援資金融資制度の資金の用途を拡張することで、さいたま市勤労者支援資金融資制度とさいたま市産業創造財団勤労者福祉サービスセンター生活資金融資事業の統合を図ることが可能と考えられる。

（意見）サービスセンターの生活資金融資事業について

サービスセンターの生活資金融資事業の利用実績が4件と少ない。一方、サービスセンターの融資事業と類似の制度として市が行っている勤労者支援資金融資制度があることから、利用実績の少ないサービスセンターの融資事業は、市の制度の資金の用途を拡張して統合のうえ廃止するのが望ましい。

IV 産業展開推進課

1 産業展開推進課の所管する事務事業の概要

産業展開推進課は、以下の事務事業を所管している。

- ・企業誘致等推進事業
- ・イノベーション推進事業
- ・新産業育成支援事業
- ・産学連携推進事業
- ・産業交流推進事業

2 産学連携推進事業

1. 産学連携推進事業の概要と実施状況

(1) 事業の概要

産学連携によるイノベーション創出やものづくり人材の高度化を促進するため、産学連携支援センター埼玉を中心に、企業と大学等研究機関のマッチング、競争的資金獲得支援、高い技術力を有する専門的な人材育成のための産学交流促進等を実施する事業である。

(2) 事業の予算、決算の状況

	当初予算額（千円）	決算額（千円）
平成 29 年度	199,759	145,093
平成 30 年度	173,538	121,893

平成 30 年度の予算と決算で乖離が大きい理由は、研究開発資金貸付金が見込みを下回ったため（当初予算 142,500 千円、決算額 91,004 千円）である。

(3) 事業の実施状況

本事業では、産学連携支援センター埼玉の運営、産学連携推進支援、研究開発資金の貸付け、高度ものづくり人材育成支援をおこなっているが、それぞれの事業の実施状況は以下のとおりである。

①産学連携支援センター埼玉の運営

産学連携活動の総合支援センター「産学連携支援センター埼玉」を埼玉県と共同で運営している。平成 28 年度から平成 30 年度の相談件数、マッチング件数は以下のとおりであった。

(図表 58) 「産学連携支援センター埼玉」の相談件数、マッチング件数

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
産学連携相談	257 件	349 件	325 件
産学交流の促進および マッチング支援	27 件	29 件	63 件

②産学連携推進支援

市の中小企業支援センターである公益財団法人さいたま市産業創造財団を中心に地域企業と大学等との共同研究の促進、新たな技術・製品の開発、新事業創出を支援している。平成 28 年度から平成 30 年度の研究開発人材高度化タスクフォース事業件数は以下のとおりであった。

(図表 59) 研究開発人材高度化タスクフォース事業件数

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
研究開発人材高度化タ スクフォース事業	3 件	4 件	3 件

③研究開発資金の貸付け

国の競争的資金等獲得による産学共同研究を支援する研究開発資金の一時貸付を実施している。平成 28 年度から平成 30 年度の貸付件数は以下のとおりであった。

(図表 60) 研究開発資金の貸付件数

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
戦略的基盤技術高度化 支援事業	3 件	4 件	3 件

④高度ものづくり人材育成支援

市内理工系大学と連携して市内企業の試作開発に資する人材育成支援プログラムを実施している。平成 28 年度から平成 30 年度のは実施件数は以下のとおりであった。

(図表 61) 人材育成支援プログラムの実施件数

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
高度ものづくり人材育 成支援プログラム	2 件	2 件	2 件

2. 着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
(1) 事業に係る目標値の設定はPDCAに資するものであるか	①事業評価シートを閲覧する。 ②目標の設定の方法について担当者へのヒアリングを行う。

3. 実施結果

(1) 事業に係る目標指標及び目標値の設定はPDCAに資するものであるか

本事業の成果指標項目として総合振興計画の「市内総生産（実質）」が設定されているのに対し、事業としての目標指標は「産学連携マッチング件数」である。

（意見）適切な目標指標の設定について

本事業の成果指標項目として総合振興計画の「市内総生産（実質）」が設定されているが、目標指標の「産学連携マッチング件数」が増加したとしても、その後の成約にまで至らなければ市内総生産（実質）を上げることはできない。

そのため、マッチング件数を目標達成とするのではなく、マッチングから成約に至るまでをモニタリングするなどのフォローを行い、成約件数について目標指標として設定されることが望まれる。

3 研究開発型企業の認証と認証企業への競争力強化支援事業

1. 研究開発型企業の認証と認証企業への競争力強化支援事業の概要と実施状況

(1) 事業の概要

独創性・革新性に優れた技術を持つ市内研究開発型ものづくり企業の国際競争力の向上を図るとともに、さいたま市地域発のイノベーション創出を促進するために、「さいたま市リーディングエッジ企業」として認証し、公益財団法人さいたま市産業創造財団等の支援機関と連携しながら、技術開発、販路拡大、人材育成等の支援を実施する。

(2) 事業の予算、決算の状況

	当初予算額（千円）	決算額（千円）
平成 29 年度	28,420	26,528
平成 30 年度	27,708	26,732

(3) 事業の実施状況

事業の実施状況は、以下のとおりである。

①さいたま市研究開発型企業の認証

独創性・革新性に優れた技術を持つ市内の研究開発型ものづくり企業をリーディングエッジ企業として認証するための審査会を実施した。平成 28 年度から平成 30 年度の認証企業数は以下のとおりであった。

(図表 62) 認証企業数

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
新規認証企業数	3 社	0 社	2 社
継続認証企業数	7 社	15 社	7 社

②企業情報発信

認証企業を国内外にむけ情報発信を行うため、日英併記による認証企業の紹介冊子の他、インターネットおよび紙媒体での広報活動を実施した。平成 28 年度から平成 30 年度の紹介冊子の発行部数、紙面への掲載回数は以下のとおりであった。

(図表 63) 認証企業の紹介冊子の発行部数、紙面への掲載回数

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
紹介冊子	7,000 部	7,000 部	5,000 部
紹介冊子（概要版）			3,000 部
紙面への掲載	延べ 5 回	延べ 5 回	延べ 3 回

③連携機関等による支援

公益財団法人さいたま市産業創造財団により、技術革新や新事業分野の展開を実現するための開発調査支援、人材獲得・育成、イノベーション創出に向けた新事業・新製品開発支援を実施した。平成 28 年度から平成 30 年度の支援企業数は以下のとおりであった。

(図表 64) 支援企業数

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
支援企業数	延べ 17 社	延べ 17 社	延べ 27 社

2. 着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
(1) 事業に係る目標値の設定は PDCA に資するものであるか	①事業評価シートを閲覧する。 ②目標の設定の方法について担当者へのヒアリングを行う。

3. 実施結果

(1) 事業に係る目標指標及び目標値の設定は PDCA に資するものであるか

本事業の目標指標は「認定企業件数（継続申請含む）」であり、平成 29 年度から平成 30 年度までの計画値と実績値は以下のとおりである。

(図表 65) 目標指標の計画値と実績値

目標指標	分類	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
認証企業件数	目標	-	10 件	10 件
	実績	15 件	9 件	-

目標指標の「認定企業件数（継続申請含む）」については、毎年 10 件を目標としているが、産業展開推進課として「認定企業件数（継続申請含む）」の維持や増加を追求しているわけではないとの説明を受けており、目標指標としては適切でないものとなっている。

(意見) 適切な目標指標の設定について

PDCA サイクルの観点から計画目標を設定する際、通常、成果指標項目の達成に繋がる目標を設定することとなる。過去の事業実施結果から得られた課題を改善し、効果的、効率的な計画に基づき事業を実施することで、よりよい実績を目指すためである。

本事業のように認定企業件数の維持や増加を追求しているわけではないにもかかわらず目標指標として設定しても当該目標を目指していないために、事業を効率的かつ効果的に実施できたかどうかや、今後取り組むべき課題は明らかにならず、改善のための行動にも結び付けることができない。

PDCA サイクルに基づく事業の実施のため、達成目標とすべき値を設定すべきである。現状において、事業の主眼がさいたま市リーディングエッジ企業の認知度向上であるならば、認知度向上の成否を判断できる指標を設定されることが望まれる。

4 医療ものづくり都市構想の推進事業

1. 医療ものづくり都市構想の推進事業の概要と実施状況

(1) 事業の概要

本市経済の新たな成長エンジンを形成するとともに、臨床現場に技術面から貢献するために、「さいたま医療ものづくり都市構想」を推進し、さいたま地域の研究開発型ものづくり企業の医療機器関連分野への新規参入や事業拡大を支援する。

(2) 事業の予算、決算の状況

	当初予算額（千円）	決算額（千円）
平成 29 年度	52,502	52,108
平成 30 年度	54,744	54,135

(3) 事業の実施状況

本事業では、医療ものづくりフォーラムの開催、メディカルエンジニアリング講座の開催、展示会・医学会への出展をおこなっているが、それぞれの事業の実施状況は以下のとおりである。

①医療ものづくりフォーラムの開催

さいたま医療ものづくり都市構想のPR及び産学官医の連携促進のため、さいたま医療ものづくりフォーラムを開催している。平成28年度から平成30年度の参加者数は以下のとおりであった。

(図表 66)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
参加者数	102 名	79 名	89 名

②メディカルエンジニアリング講座の開催

ものづくり企業が医療機器分野へ参入する際に必要なる専門知識を習得するための人材育成講座を開催している。平成28年度から平成30年度の人材育成講座の回数、コマ数、参加者数は以下のとおりであった。

(図表 67)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
講座開催数	8 回	8 回	6 回
講座コマ数	15 コマ	16 コマ	12 コマ
参加者数	190 名	166 名	196 名

③展示会・医学会への出展

市内企業と医療機器メーカーや医療従事者とのマッチング機会創出のため、医療機器関係の展示会や医学会等への出展を支援している。平成28年度から平成30年度の展示会、医学会への出展回数は以下のとおりであった。

(図表 68)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
展示会	3回	2回	3回
医学会	2回	2回	3回

2. 着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
(1) 事業に係る目標値の設定はPDCAに資するものであるか	①事業評価シートを閲覧する。 ②目標の設定の方法について担当者へのヒアリングを行う。

3. 実施結果

(1) 事業に係る目標値の設定はPDCAに資するものであるか

本事業としての目標指標は「第2期行動計画に基づく個別企業に対する新規参入・事業拡大支援件数」である。当該「第2期行動計画に基づく個別企業に対する新規参入・事業拡大支援件数」は医療ものづくりフォーラムの開催、展示会等への出展等、様々な取り組みを含めた指標となっている。

(意見) 適切な目標指標の設定について

現在の目標指標である「第2期行動計画に基づく個別企業に対する新規参入・事業拡大支援件数」は様々な取り組みを合算した件数となっているため、内容が不明瞭となっている。取り組み内容を明確に分け、目標指標として「医療ものづくりフォーラムの開催件数」や「展示会等への出展回数」等、市の施策との関係が分かり易いものを指標として設定することが望まれる。

5 産業交流推進事業

1. 産業交流推進事業の概要と実施状況

(1) 事業の概要

市内企業の新事業の展開及び成長を支援するため、さいたま商工会議所及び（公財）さいたま市産業創造財団と共同して、オープンイノベーション形式の展示商談会「BIZ SAITAMA さいたま市産業交流展」を開催する事業である。

また、大宮を經由する新幹線エリアを中心に周辺地域から企業や大学、金融機関や支援機関を招致し、「東日本の“ビジネス”対流拠点」として BtoB・BtoA のビジネスマッチングを創出することも目的としている。

(2) 事業の予算、決算の状況

	当初予算額（千円）	決算額（千円）
平成 29 年度	23,030	22,100
平成 30 年度	22,500	22,163

(3) 事業の実施状況

毎年、BIZ SAITAMA さいたま市産業交流展をソニックシティで実施している。平成 28 年度から平成 30 年度の各種実績は以下のとおりである。

(図表 69)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
技術ニーズ提示企業	51 社	72 社	98 社
技術ニーズ数	153 件	149 件	171 件
技術提案件数	165 件	184 件	327 件
展示商談会参加企業	125 社	132 社	205 社
商談件数	441 件	781 件	593 件
展示商談会来場者数	547 名	479 名	1,188 名

監査の実施結果については、P21「I 産業振興ビジョンにおける目標設定について」の「1. 産業振興ビジョンにおける目標設定について」を参照されたい。

V 商業振興課

1 商業振興課の所管する事務事業の概要

商業振興課は、以下の事務事業を所管している。

- ・商工業振興事業
- ・商店街振興事業
- ・大規模小売店舗立地事務事業

2 商業活性化支援事業

1. 商業活性化支援事業の概要と実施状況

(1) 事業の概要

商店街の活性化を目的とした事業であり、内容としては商店街活性化推進補助事業と商店街環境整備補助事業の2事業がある。事業の実施にあたっては、さいたま市商店街活性化推進事業補助金交付要綱及びさいたま市商店街活性化推進事業補助金交付要領、さいたま市商店街環境整備事業補助金交付要綱及びさいたま市商店街環境整備事業補助金交付要領を策定し、当該要綱、要領に基づいて補助金を交付することで商店街の活性化を支援するものである。

①商店街活性化推進補助事業

商店街の活性化及び賑わい創出を図るために、商店街で実施する、販売促進、街路灯装飾、複数の商店会が合同で実施する地域イベント等へ支援を行う事業である。

本事業の補助率は1/4以内（※補助率の優遇制度あり）、補助限度額は1商店会につき100万円である。

②商店街環境整備補助事業

商店街の賑わいの創出や顧客の利便性向上を図ることを目的とした街路灯のLED化及び防犯カメラの設置など共同施設を整備する事業を行う商店会に対し、支援を行うものである。

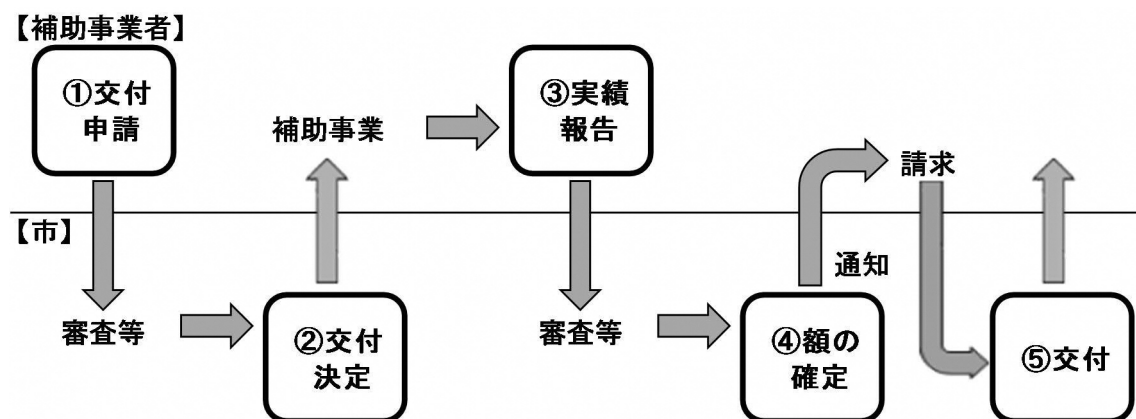
本事業の補助率は事業内容により1/2または1/3以内、補助上限額は事業内容により2,000万円または1,000万円（※その他事業内容により1基あたりの上限額等もあり）である。

(2) 補助金の事務フロー

さいたま市では、補助金等の交付に関して必要な事項を「さいたま市補助金等交付規則」に定めている。当該規則によると、補助金等の事務手続きの

主な流れは以下のとおりである。

(図表 70) 補助金の事務フロー



①交付申請（第5条）

補助金等の交付を受けようとする者は、申請書（住所及び氏名、補助事業等の目的、補助事業等の当該年度の事業計画及び収入支出の予算、交付を受けようとする補助金等の額及びその積算の基礎、その他市長が必要と認める事項）を市長が指定する期日までに市長に提出しなければならない。

②交付決定（第6条）

市長は、交付申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか等を調査し、当該申請に係る補助金等を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金等の交付を決定するものとする。

市長は、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項について修正を加えて補助金等の交付を決定することができる。

③実績報告（第14条）

補助事業者は、補助事業等が完了したとき（中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）又は補助金等の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、市長が指定する期日までに、補助事業等の成果を記載した報告書に収入支出の決算書、その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

④額の確定（第 15 条）

市長は、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

⑤交付（第 17 条）

補助金等は確定した額を補助事業等が完了した後に交付するものとする。ただし、市長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助事業等の完了前に補助金等の全部又は一部を交付することができる。

補助事業者は、補助金等の交付を受けようとするときは、請求書を市長に提出しなければならない。

（3）事業の予算、決算の状況

	当初予算額（千円）	決算額（千円）
平成 29 年度	42,821	30,768
平成 30 年度	39,522	26,297

予算額と決算額の差が大きい理由としては、来年度の事業の実施について各商店会に調査する「次年度事業調査」において、商店会より実施予定の回答があった事業に対し予算化しているが、商店会の都合により実際に実施されなかった事業があるためであった。

（4）事業の実施状況

商業活性化支援事業の目標指標及び実績は以下のとおりである。

（図表 71）商業活性化支援事業の目標及び実績

目標指標	目標値	実績値
① 商店街街路灯 LED 化率	69%	70.8%
② 共同施設整備支援件数	8 件	17 件

また、商店街活性化支援事業（商店街活性化推進補助事業及び商店街環境整備補助事業）に係る補助金の補助件数及び補助額は以下のとおりである。

(図表 72) 商店街活性化推進補助事業の地区別補助件数及び補助金額

(単位：千円)

地区名	補助件数	補助金額
浦和地区	37 件	5,124
大宮地区	26 件	5,166
与野地区	2 件	370
岩槻地区	16 件	1,783
合計	81 件	12,443

(図表 73) 商店街環境整備補助事業の補助商店会数及び補助額

16 商店会 13,854 千円	
事業内訳	補助件数
LED 電球へのランプ交換	1 件
LED 街路灯の新設	1 件
LED ランプ玉切れに伴うランプ交換	1 件
街路灯センサー改修	1 件
街路灯ポール改修 (補強)	1 件
防犯カメラ新設	10 件
街路灯バナーバー改修	1 件
AED 設置	1 件

※1 商店会が防犯カメラ新設とバナーバー改修を行っているため、16 商店会に対して 17 件の補助件数となっている。

2. 着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
(1) 事業に係る目標設定は PDCA に資するものであるか	①事業評価シートを閲覧する。 ②目標の設定の方法について担当者へのヒアリングを行う。
(2) 商店街活性化推進事業補助金に係る申請及び実績報告が適切であるか	①商店街活性化推進事業補助金交付要綱及び要領を閲覧し、申請に係る手続及び要件について把握する。 ②さいたま市商店街活性化推進事業補助金の交付にかかる申請書及び実績報告書を閲覧する。 ③補助金の交付について担当者へのヒアリングを行う。

3. 実施結果

- (1) 商店街活性化推進事業に係る目標設定は PDCA に資するものであるか
本事業の平成 30 年度の取組内容は、①商店街で実施する、販売促進、街

路装飾、複数の商店会が合同で実施する地域イベントへの補助による支援（商店街活性化推進補助事業）と②商店街で実施する、街路灯のLED化及び防犯カメラの設置などの共同施設整備への補助による支援（商店街環境整備補助事業）の2つの支援を行っている。

一方で、目標指標としては、商店街街路灯LED化率及び共同施設整備支援件数を設定している。これらの目標指標は、いずれも②の商店街環境整備補助事業に関するものであり、①商店街活性化推進補助事業に関する目標指標は設定されていない。

（意見）事業内容に沿った目標指標の項目設定について

計画された取組内容の確実な実行を担保し、また実績を評価するためには、目標指標として計画された事業の内容に沿った項目を設定することが必要である。環境整備支援のみならず、活性化支援に関する指標の設定も検討されたい。

（2）商店街活性化推進事業補助金に係る申請及び実績報告が適切であるか

①重陽の節句・菊人形制作および写真大会に係る事業

岩槻駅前商店会が実施した重陽の節句・菊人形制作および写真大会に係る事業費計81,138円に関し補助金申請及び実績報告を受け、27,000円の補助を行っている。当該補助金の申請に係る実績報告書に添付されている領収書（レシート）にポイント付与の記載があるものが2件あり、それぞれ19点及び6点が付与されていた。この点、『さいたま市商店街活性化推進事業補助金交付要領』第7条において、補助対象経費の支払いに際し、ポイントが付与された場合で、当該ポイントを現金換算することができる場合は、その金額分を補助対象外経費として減額する旨を規定している。当該ポイントは後日同店での買い物の際に購入金額に充当することができ、現金換算することができるものに該当するが、審査の際に補助対象外経費として減額の計算過程が明記されていなかった。

担当者へのヒアリングでは、補助金額は1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとするため、補助金額に影響がないことから当該ポイントにつき補助対象外経費として減額の計算過程を明記しなかったとのことであった。

（指摘）補助対象経費支払時に付与されたポイントの取扱いについて

補助対象経費の支払い時に付与されたポイントが小さく、補助金額の計算結果に影響しないとしても、要綱・要領への準拠性及び公平性の観

点から、ポイントについて考慮して計算した過程を明記する必要がある。また、要綱・要領に準拠して審査していることを明らかにするため、審査書類上計算過程を明確にすることが望ましい。

②夏の盆踊り大会に係る事業

本丸キラキラ商店会が実施した夏の盆踊り大会に係る事業費計 202,990 円に関し、補助金申請及び実績報告を受け、57,000 円の補助を行っている。当該補助金の申請に係る実績報告書に添付されている領収書のうち、委託料 4 件計 70,000 円及び報償費 3 件計 35,000 円は商店会総務役が発行した領収書であり、実際の業者からの領収書ではなかった。

担当者へのヒアリングによると、当該経費は当総務役が立替払いしたもので、商店会内で会長が精査し、総会で収支計算書を承認していたことから、市としても問題ないものとして受領したとのことであった。

杉並区を通じて行った東京都の商店街振興事業に係る補助金について、領収書の偽造や協賛金未計上による商店街の不正受給が令和元年 7 月に判明した事例もあり、領収書の確認は厳正に行われる必要がある。本件は、実際の業者からの領収書ではなく、商店会総務役が発行した領収書によるものであり不正を容易にしかねない取扱いである。

『さいたま市商店街活性化推進事業補助金交付要領』第 7 条においては、下記のとおり、実績報告に添付する書類として『補助対象経費に掛かる領収書（証）の写し』と規定されているのみであり、商店会総務役が発行した領収書の適否までは明確にされていない。

（指 摘）実施報告書に添付する領収書に係る要領の規定について

実績報告書に立替払いによる領収書が添付されている場合、商店会内部で承認されていたとしても、水増しによる不正請求の可能性があることから、補助金を支出する市としては、実際の業者からの領収書を確認する必要がある。

また、『さいたま市商店街活性化推進事業補助金交付要領』においては、実績報告に添付する書類として『補助対象経費にかかる領収書（証）の写し』とのみ規定されているが、立替払いをした場合には、実際の業者からの領収書の添付を求めることを明確にすることを検討されたい。

③補助金に係る消費税等の取り扱い

商店街活性化推進事業補助金は商店会または 2 つ以上の商店会が以

下の事業を実施するために連携した組織（以下「商店会等」という。）を対象者としている。

- ①特色性創出事業（街路灯装飾事業・緑化事業等、地域における特色ある取組で、にぎわいを創出する事業。）
- ②販売促進事業
- ③地域活動連携事業（地域の住民や団体と連携したコミュニティ機能の高い事業。）
- ④その他、市長が認める商店街の活性化を目的とする事業

『さいたま市商店街活性化推進事業補助金交付要綱』第7条第3項において、交付申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該仕入れ控除税額が明らかでないものについては、この限りでないと規定されている。

この規定により、商店会等の補助金の申請者で消費税法上の課税事業者は、交付申請書を提出に当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という）の仕入控除税額が明らかでない場合を除き、仕入控除税額を減額して交付申請しなければならないことになっている。

そのため、補助金額が上限に達していない場合には、課税事業者と課税事業者以外で補助金額が異なり、市としては、申請者が当該補助金を申請するにあたり、課税事業者かどうか確認することが必要となる。

市の担当者に申請者が課税事業者であるか把握しているか質問したところ、商店会の事業実施状況を鑑みると、課税対象売上高である10,000千円を超える商店会等はないものと認識しており、適正な補助金運用が行われているとの回答であった。しかし、申請者が課税事業者かどうかは実際に確認すべきである。

（指 摘）課税事業者の確認について

『さいたま市商店街活性化推進事業補助金交付要綱』第7条第3項の処理を確認するためには、商店会等申請者が消費税の課税事業者である商店会かどうかを確認する必要がある。

例えば、申請書類に消費税の申告書を添付するようにする、もしくは、申請書類に課税事業者である旨のチェック欄を設け、課税事業者である申請者には、申請時にそのチェック欄にチェックを入れてもらうなどして、申請者が課税事業者であることを確認することが考えられる。

④「DOM ファイナルフェスタ抽選会 2018」の事業

「DOM ファイナルフェスタ抽選会 2018」のさいたま市商店街活性化推進事業実績報告書を閲覧したところ、収支は以下の状態であった。

(図表 74) 「DOM ファイナルフェスタ抽選会 2018」の実績報告

収入		支出	
補助金	433,000 円	委託料	1,428,840 円
商店会負担金	1,298,840 円	人材派遣委託費	303,000 円
収入合計	1,731,840 円	支出合計	1,731,840 円

また、『さいたま市商店街活性化推進事業補助金交付要綱』の補助対象経費等は、以下のとおりである。

(補助対象経費等)

第 5 条 前条に定める事業にかかる補助対象経費は、別表のとおりとする。

(図表 75) 別表 (第 5 条関係) 補助対象経費

経費区分	具体例	可否
消耗品費	消耗品、装飾品、装飾材料、教材、資料等	○
	景品、記念品、賞品、食材等	—
	会場設営委託、会場警備委託等	○
	デザイン製作委託等	○
	人材派遣委託等	○
報償費	講演料、出演料等	○
印刷製本費	印刷費、資料製本費等	○
使用料及び賃借料	会場借上料、設備賃借料等	○
	車両借上料等	○
	イベント保険料等	○
	広告料等	○
	手数料等	○
	郵送料等	○
備品購入費	各種機材購入費等	—
旅費	交通費、宿泊費等	—
食糧費	賄費、弁当代、茶菓子代等	—
燃料費	ストーブの灯油代、発電機のガソリン代等	○
光熱水費	電気料等	○

備考

- 1 報償費のうち、講演料については 1 回当たり 5 万円を限度とし、出演料については、1 回当たり 10 万円を限度とする。

- 2 委託料のうち、人材派遣委託については 1 事業につき 20 万円を限度とする。
- 3 商店会の構成員に支払う場合、構成員の生業における事業活動本来の対価として発生する経費を限度とする。
- 4 補助対象事業の実施に必要な物品購入、業務委託等を行う場合は、市内業者を活用するよう努めることとする。

別表に記載されている「2 委託料のうち、人材派遣委託については 1 事業につき 20 万円を限度とする。」の対象は、補助対象経費の上限（補助金額は 20 万円×1/4=5 万円）とも読めるが、市の担当者に質問したところ、当該限度額は補助対象経費ではなく補助金額の上限であり、当該事業の人材派遣委託費 303,000 円の補助金額は 303,000 円×1/4=75,750 円で 20 万円以下であり全額補助対象であるとのことであった。

講演料についても、記載されている金額が補助対象経費の上限か補助金額の上限か明記されていないが同様であった。

（意 見）人材派遣費に関する規定の明確化

さいたま市商店街活性化推進事業補助金交付要綱の補助対象経費の別表に「2 委託料のうち、人材派遣委託については 1 事業につき 20 万円を限度とする。」との記載がある。

当該規定が補助対象経費の別表に記載されているにもかかわらず、補助金額の上限であることが明示されていないため、申請者が人材派遣委託費用の補助対象経費の上限を 80 万円（=補助金額 20 万円÷1/4）ではなく 20 万円であると誤認する可能性がある。

当該規定について、補助対象金額の上限と補助金額の上限をそれぞれ明示することが望まれる。講演料についても同様に補助対象金額の上限と補助金額の上限をそれぞれ明示することが望まれる。

VI 観光国際課

1 観光国際課の所管する事務事業の概要

観光国際課は、以下の事務事業を所管している。

- ・国際交流事業
- ・観光団体運営補助事業
- ・さいたま市花火大会事業
- ・観光推進対策事業

2 地域資源や食文化を活用した観光振興事業

1. 地域資源や食文化を活用した観光振興事業の概要と実施状況

(1) 事業の概要

本事業は、観光客の取り込みと地域経済の活性化を図るために、地域資源の掘り起こしや商品開発等の企画を行うとともに、企業による地域資源を活用した新商品開発の支援やメディアを活用した食を絡めた観光体験 PR の企画・実施を行う事業である。

(2) 事業の予算、決算の状況

	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)
平成 29 年度	-	-
平成 30 年度	1,073	151

(3) 事業の実施状況

本事業は、平成 29 年度からの新規事業である。平成 29 年度は、翌年度（平成 30 年度）から本格的に取り組むため、「埼玉土産ラボ」を中心に、定期的に商品企画について検討を始めた。なお、埼玉土産ラボとは、埼玉県物産観光協会、地元企業、市民などを構成メンバーとする有志の団体のことである。

平成 30 年度は、地域のご当地グルメとして大宮ナポリタンを選定し、埼玉土産ラボ及び大宮ナポリタン会と共同で、大宮ナポリタン会公認商品として『大宮ナポリタンフライドパスタスナック』を開発し、8月6日に販売を開始した。初回生産分については、大宮ナポリタン会のスタンプラリーカードを封入し、地域のイベントと商品を結び付けたプロモーション企画を実施することで、商品をきっかけにした実店舗への誘致を行った。

2. 着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
(1) 事業に係る目標設定はPDCAに資するものであるか	①事業評価シートを閲覧する。 ②担当者へヒアリングを行う。

3. 実施結果

(1) 当該事業の目標指標の設定はPDCAに資するものであるか

本事業では、事業としての目標指標を「観光体験型PR企画の実施」とし、平成30年度以降の各年度につき1件を目標値として設定している。当該目標の設定について、担当者から、本事業の趣旨は民間でも地域資源や食文化を活用した観光振興事業を実施する際のモデルケースを実施することであり、次年度以降も目標値を再設定する予定はない旨の説明があった。また、本事業の大宮ナポリタンフライドパスタスナックに係るPR企画をモデルケースとして民間の他団体に周知したことはなく、モデルケースとして機能したか（他団体が本企画を参考としてイベントを企画・実施したか）の情報収集は行っていないとのことである。

(意見) 観光体験型PR企画の民間団体への周知及び事業の目標指標の設定について

本事業の趣旨がモデルケースの実施であることを勘案すると、目標の設定に際しては、モデルケースとして観光体験型PR企画が成功したか、民間の他団体が本企画を参考として観光体験型PRを企画・実施できるような周知活動をしたかという視点が必要と考えられる。したがって、本事業の目標指標を市の実施した企画の件数とするのではなく、例えば、スタンプラリー企画の参加者数を目標指標とする、あるいはモデルケースを周知するためのパンフレットの民間団体への配布や観光体験型PR企画の策定にかかるセミナーの開催等モデルケースの周知活動の件数を目標指標とすることが望ましい。

3 MICE施設の充実事業

1. MICE施設の充実事業の概要と実施状況

(1) 事業の概要

MICEの開催件数を増加させ、地域経済の活性化を図るため、MICE施設や宿泊施設の誘致、市有施設を有効活用するなど、受入環境整備を促進することを目的とする事業である。

(2) 事業の過去2年間の予算、決算の状況

	当初予算額（千円）	決算額（千円）
平成29年度	16,326	15,158
平成30年度	19,117	15,911

(3) 事業の実施状況

平成29年度にMICEの開催件数を増加させ、地域経済の活性化や都市プレゼンスの向上を図るため、さいたま市のMICE分野における目指すべき将来像や積極的に誘致を進める重点ターゲット、施策展開等を示した「さいたま市MICE誘致戦略」を策定している。

平成30年度には、コンベンション開催件数をさらに増加させるため、市有施設の所管課と協議を行い、「市有施設の優先予約基準」を策定した。また、宿泊施設を誘致するため、ホテル事業者をはじめ、金融機関や開発事業者などからもヒアリングを行った結果、規制緩和を望む声が多かったことから、市内の宿泊施設の整備を促進するため、宿泊施設の容積率の緩和を拡大している。

2. 着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
(1) 事業に係る目標設定はPDCAに資するものであるか	①事業評価シートを閲覧する。 ②担当者へヒアリングを行う。

3. 実施結果

(1) 事業に係る目標指標及び目標値の設定はPDCAに資するものであるか

事業としての目標指標は「MICE誘致に向けた市有施設の活用（収容人数100人以上）」及び「宿泊施設開業件数（客室数100室以上）」であり、平成29年から平成30年度までの計画値と実績値は以下のとおりである。

(図表 76) MICE 施設の充実事業の目標及び実績

目標指標	分類	H29 年度	H30 年度	R 元年度
MICE 誘致に向けた市有施設の活用(収容人数 100 人以上)	目標	-	5 施設	-
	実績	4 施設	6 施設	-
宿泊施設開業件数(客室数 100 室以上)	目標	-	1 件	1 件
	実績	1 件	1 件	-

目標指標の「MICE 誘致に向けた市有施設の活用(収容人数 100 人以上)」については次年度以降の目標が設定されていない。担当者から、収容人数 100 人以上の市有施設について MICE に対する優先予約基準を策定することを目標としていたが、平成 29 年度実績が 4 施設、平成 30 年度実績が 6 施設と、平成 30 年度までに条件に該当する全 10 施設について MICE に対する優先予約基準を策定しており、当該目標は達成したため、次年度以降の目標数値の設定は予定していないとの説明を受けた。

また、目標指標「宿泊施設開業件数(客室数 100 室以上)」については、毎年 1 件を目標にしている。当該「宿泊施設開業件数(客室数 100 室以上)」については、宿泊施設を開業する主体は民間事業者であり、さいたま市内には宿泊施設建設に適した土地がないと言われていることから、市の施策と宿泊施設開業件数との因果関係が不明確である。

(意 見) 適切な目標指標の設定について

目標指標の「MICE 誘致に向けた市有施設の活用(収容人数 100 人以上)」については、優先予約基準の策定だけでは市有施設を活用していないので、優先予約基準策定をもって目標達成とするのではなく、次年度以降の当該施設における MICE の開催件数が増加しているかどうかをモニタリングするなどのフォローが必要である。

また、目標指標の「宿泊施設開業件数(客室数 100 室以上)」については、市の施策と宿泊施設開業件数との因果関係が不明確である。計画と結果の因果関係が明らかでないと、事業が効率的かつ効果的に実施できたかどうかや今後取り組むべき課題についても明らかにならず、改善のための行動に結びつけることができない。このように計画と結果の因果関係が不明確な目標設定は、PDCA サイクルの視点を欠いており見直しが必要である。さいたま市大宮盆栽美術館や埼玉スタジアム 2002 などのユニークベニューの開拓件数や既存施設との連携件数など市の施策との関係が分かり易い指標を設定することが望ましい。

VII 農業政策課

1 農業政策課の所管する事務事業の概要

農業政策課は、以下の事務事業を所管している。

- ・ 農業政策推進事業
- ・ 農業経営支援事業
- ・ 水田農業経営確立対策事業
- ・ 畜産事業

2 都市農業担い手育成事業

1. 都市農業担い手育成事業の概要と実施状況

(1) 事業の概要

特色ある都市農業を持続・発展させるために、農業経営の安定、担い手の育成・確保に対する取組を実施する。主な施策は、次のとおりである。

①認定農業者支援事業

農業経営改善計画の達成に向けて関係機関と連携し各種支援を行い、本市農業の担い手となる効率的で安定した優れた農業経営体を増やすことを目的とする事業である。なお、認定農業者とは、農業者が農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村から認定された者であり、認定を受けた農業者は重点的に支援措置を受けることができる。

②農業後継者育成事業

将来のさいたま市の農業を担う農業後継者を確保・育成することを目的とする事業である。

③就農予備校推進事業

新たに農業を志すものを対象に農業技術の習得等を図り、就農に向けて支援を行うことを目的とする事業である。

④ランドコーディネーター支援事業

新たな農の担い手として、農業者と都市住民の協働体制を整えることを目的とする事業である。なお、ランドコーディネーターとは、市が開催する講座を経て農業に関する専門的知識を習得した者のうち、本人の意向に基づき市が認定する、農にかかわる幅広い分野で農業活動をサポートする者とされている。

⑤新規就農者支援事業

新規就農者を確保するため、就農相談や講習会を実施することを目的とする事業である。

⑥新農業ビジネス振興事業（平成 31 年度から）

認定農業者等、地域の担い手である農業者により、農地の利用集積を促進するとともに、企業の参入や連携、IT農業等の導入により収益性の高い都市農業の振興を図ることを目的とする事業である。

(2) 事業の予算、決算の状況

	当初予算額（千円）	決算額（千円）
平成 29 年度	32,963	24,207
平成 30 年度	38,585	26,465

なお、補助事業において、申請額が予算額を下回ったため当初予算額と決算額との乖離が生じている。

(3) 事業の実施状況

認定農業者育成支援事業、農業後継者育成事業、就農予備校推進事業、ランドコーディネーター支援事業、新規就農支援事業、新農業ビジネス振興事業の実施状況は以下のとおりである。

①認定農業者育成支援事業

新規申請及び更新申請の農業経営改善計画の作成・手続きを支援、経営改善を図るための講習会を開催した。また、機械・施設の導入経費に対し補助金を交付した。平成 28 年度から平成 30 年度の農業経営改善計画の認定件数、講習会の開催回数、農業振興事業費補助金の取扱件数は以下のとおりであった。

(図表 77) 認定農業者育成支援事業の実績

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
農業経営改善計画の認定件数	34 件	54 件	46 件
講習会の開催回数	1 回	3 回	2 回
農業振興事業費補助金取扱件数	17 件	21 件	23 件

②農業後継者育成事業

農業後継者及び農業後継者団体（6団体）が実施する事業の経費に一部補助金を交付した。平成28年度から平成30年度の農業用施設等の導入に対する一部補助の件数は以下のとおりであった。

（図表78）農業用施設等の導入に対する一部補助の件数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
農業用施設等の導入に対する一部補助	1件	3件	1件

③就農予備校推進事業

新たに農業を志す方の本市への円滑な就農を支援するため、農業の基礎及び実践的な技術を習得するための研修「就農に向けた農業研修」を平成30年度より開催した。平成30年度は、7月～3月に見沼グリーンセンター、市内農家等で実施し、受講者数は3名であった。

④ランドコーディネーター支援事業

さいたま市ランドコーディネーター協議会の活動を支援し、市内農業に対する理解を深めるとともに、農業振興を図るため、協議会が実施する活動に対して、活動費の一部を助成した。なお、ランドコーディネーター協議会の活動内容は、県外視察、農業祭や他のイベントへの出展、農家見学会の実施等である。平成28年度から平成30年度のランドコーディネーター新規認定数および累計数は以下のとおりであった。

（図表79）ランドコーディネーター新規認定数および累計数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
新規認定数	3名	8名	7名
累計数	39名	47名	45名

⑤新規就農支援事業

関係機関と連携し、就農相談の対応や新規就農者向け講習会を開催した。平成28年度から平成30年度の就農相談件数、青年等就農計画の認定件数は以下のとおりであった。

(図表 80) 就農相談件数、青年等就農計画の認定件数

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
就農相談件数	10 件	26 件	18 件
青年等就農計画の認定件数	4 件	2 件	4 件

なお、講習会の開催については認定農業者育成支援事業に含んでいる。

⑥新農業ビジネス振興事業

I C T 技術を活用した先進的な農業技術及び経営モデルの確立を目指すため、見沼グリーンセンター展示温室で I C T 技術を活用した農作物の試験栽培を実施した。また、I C T 技術を活用した農業技術の導入支援を行うため、補助金交付要綱を検討した。

2. 着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
(1) 認定農業者の認定後の支援は要綱に従い行われているか。	①農業経営基盤強化促進法の基本要綱、申請書、更新資料を閲覧する。 ②担当者に基本要綱に従っているかについてヒアリングを行う。
(2) 認定農業者の認定後の支援により認定農業者は目標所得に達しているか。	①認定農業者の認定後のフォローアップ確認に係る資料を閲覧する。 ②担当者に認定後のフォローアップの状況についてヒアリングを行う。

3. 実施結果

(1) 認定農業者の認定後の支援は要綱に従い行われているか

①経営改善計画の自己チェックについて

農業経営基盤強化促進法の基本要綱の 5 経営改善計画のフォローアップ等では認定農業者は、自らの計画に記載された目標がどこまで達成されたかを確認し、それを踏まえて翌年以降においてもその経営改善を着実に進めるため、農業経営指標に基づく自己チェックを毎年行うこととし、その結果を少なくとも認定期間の中間年（3 年目）及び最終年（5 年目）に市町村へ提出することが定められている。

市町村は、自己チェック結果等の報告を踏まえ、必要な場合には、普及指導センター、農業協同組合、農業委員会、株式会社日本政策金融公庫等と連携して認定農業者の経営改善状況の把握や指導・助言等を実施していく。このような取組により、経営改善計画の最終年である 5 年目において

は、当該経営改善計画に記載された目標が確実に達成されるよう努める必要がある。

市の担当者に自己チェックの結果の提出状況について質問したところ、提出を求めているため、自己チェックの結果は提出されていないとのことであった。

(指 摘) 認定農業者の自己チェックの結果の未提出について

農業経営基盤強化促進法の基本要綱では、農業経営指標に基づく自己チェックを毎年行うこととし、その結果を少なくとも認定期間の中間年（3年目）及び最終年（5年目）に市町村へ提出することになっているが、市では、認定農業者に提出を求めているため提出を受けていない。

自己チェックの結果は、認定農業者の所得改善のフォローを行うための重要な資料であり、また、基本要綱で認定農業者による作成、市への提出が義務付けられていることから、認定農業者に自己チェックの結果の提出を求め、受領することが必要である。

②農業経営改善計画の更新状況について

平成30年度の更新者を含む認定者の一覧から農業所得5,600千円未満の更新者の更新回数、更新時の所得と前回の目標所得、及び今回の目標所得をまとめると以下のとおりであった。

(図表 81) 農業所得 5,600 千円未満の更新者の更新回数、更新時の所得、前回の目標所得、今回の目標所得の状況

更新回数	農業所得（現状）	前回の目標所得	農業所得（目標）
4	5,000 千円	5,600 千円	6,000 千円
4	5,000 千円	5,600 千円	5,600 千円
4	5,000 千円	5,600 千円	5,600 千円
4	4,900 千円	5,600 千円	5,600 千円
4	3,150 千円	5,600 千円	5,600 千円
4	3,000 千円	6,000 千円	6,000 千円
3	5,000 千円	5,600 千円	5,600 千円
3	5,000 千円	5,600 千円	5,600 千円
3	4,360 千円	5,600 千円	5,600 千円
3	3,700 千円	7,500 千円	4,500 千円
2	5,000 千円	5,600 千円	5,600 千円
2	4,000 千円	5,600 千円	5,600 千円
2	3,000 千円	5,600 千円	5,600 千円
2	3,000 千円	5,600 千円	5,600 千円

更新回数	農業所得（現状）	前回の目標所得	農業所得（目標）
2	3,000 千円	5,600 千円	5,600 千円
2	2,500 千円	5,600 千円	5,600 千円
2	2,000 千円	6,000 千円	6,000 千円
2	2,000 千円	5,600 千円	5,600 千円
1	4,000 千円	6,000 千円	6,000 千円
1	2,200 千円	5,600 千円	5,600 千円

平成 30 年度の更新者 31 名のうち、所得が 5,600 千円以下の認定農業者は 20 名いる。そのうち、更新回数が 4 回で所得金額 3,000 千円以下が 1 名、更新回数 2 回で 3,000 千円以下は 6 名となっている。

また、認定農業者の経営改善計画のフォローアップの状況について質問したところ、3 年目は一部の認定農業者に進捗状況を確認しており、5 年目は更新時に更新するすべての認定農業者に確認しているとのことであった。3 年目に進捗状況を確認している認定農業者の選定基準は特になく、また、経営改善計画のフォローアップ内容を確認できる文書は作成されていないとのことであった。

そのため、3 年目でフォローアップした認定農業者の経営改善計画の進捗状況が 5 年目のフォローアップで確認できず、5 年目で経営改善計画の進捗状況や未達成だった場合に、その要因及び改善事項が確認できない状況であった。また、更新時の経営改善計画では、前回の経営改善計画の問題点や改善点が明記されていないことから、過去の内容が確認できない状況である。

（意見）経営改善のために実施したフォローアップの文書化

経営改善計画の複数回申請しているにもかかわらず、市の目標としている 560 万円に達していない認定農業者が複数いること、認定農業者に対して 3 年目のフォローが十分に行われていない可能性があること、3 年目でフォローアップした認定農業者の 5 年目のフォローアップや 5 年目の経営改善計画の進捗状況、未達成の場合の要因及び改善事項などが確認できない状況は、PDCA サイクルのうち、特に評価 (Check)、改善 (Action) の観点から課題がある。

したがって、例えば、フォローアップする認定農業者は自己チェックの結果にもとづいて選定し、認定後 3 年目では経営改善計画の進捗状況を把握し、進捗状況がよくない場合はその理由の把握と改善のための支

援を行い、5年目では再度経営改善計画の進捗状況を把握し、3年目で支援した結果を評価し、次の更新時の経営改善計画でさらなる改善のための支援を行うこと、またこれらを実施するために、経営改善のために実施したフォローアップを文書として記録しておくことが望まれる。

3 地産地消事業

1. 地産地消事業の概要と実施状況

(1) 事業の概要

新鮮で安全性に優れた市内産農産物を安定的に市民に供給するため、市内産農産物のPRや農業交流施設の整備により、安全・安心な農産物の生産と消費の拡大を図ることを目的とする事業である。

主な施策は、次のとおりである。

①滞在型市民農園と農業交流施設の整備事業

農産物直売所、農業研修施設などの施設を軸に、市民農園や観光農園等と連携した、農業交流施設を整備する。また、農業交流施設整備に向け、機運を醸成するとともに、周辺農業者とのネットワークを構築するため、整備候補地周辺において農産物直売イベントを実施する。

②特別栽培農産物の取組支援

市内特別栽培農産物生産者の支援や特別栽培農産物をPRする。なお、特別栽培農産物とは農林水産省のガイドラインに基づき節減対象農薬及び化学肥料を慣行の5割以下に減らして栽培され、県が認証した農産物のことである。

③農情報ガイドブックの作成・配布

さいたま市産農産物のPRと地産地消の推進のために、市内の観光農園・直売所の情報を始め、農に関するイベント情報等が掲載された冊子を作成及び配布する。

(2) 事業の予算、決算の状況

	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)
平成 29 年度	10,080	6,921
平成 30 年度	31,953	16,683

なお、補助事業において、申請額が予算額を下回ったことなどから当初予算額と決算額との乖離が生じている。

(3) 事業の実施状況

事業の実施状況は、以下のとおりである。

①滞在型市民農園と農業交流施設の整備事業

平成 27 年 3 月に策定した農業交流施設基本構想を前提とし、平成 28 年度にさいたま市農業交流施設整備基本計画を策定するとともに、農業交流施設の整備面積確定のため、測量業務を実施した。施設整備に必要な関係部局との協議・調整を経て、平成 30 年度には、民間活力の導入も含めた整備手法の検討等を行っている。

上記に並行して、農業交流施設整備に向けた機運を醸成し、周辺農業者とのネットワークを構築するため農産物直売イベントを開催している。平成 28 年度から平成 30 年度の農産物直売イベント回数は以下のとおりであった。

(図表 82) 農産物直売イベント回数

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
農産物直売イベント	4 回	10 回	9 回

②特別栽培農産物の取組支援

平成 28 年度から平成 30 年度の特別栽培農産物認証件数は以下のとおりであった。

(図表 83) 特別栽培農産物認証件数

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
特別栽培農産物認証件数	271 件	322 件	290 件

③農情報ガイドブックの作成・配布

平成 28 年度から平成 30 年度の農情報ガイドブックの作成・配布状況は以下のとおりであった。

(図表 84) の農情報ガイドブックの作成・配布部数

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
作成部数	8,000 部	8,000 部	8,000 部
配布部数 (各年度末)	7,350 部	7,350 部	7,610 部

2. 着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
(1) 事業に係る目標設定はPDCAに資するものであるか	①事業評価シートを閲覧する。 ②担当者へヒアリングを行う。

3. 実施結果

(1) 事業に係る目標値の設定はPDCAに資するものであるか

本事業としての目標指標は「特別栽培農産物数」、「農業交流施設設備」及び「農情報ガイドブック配布部数」であり、平成29年度から平成30年度までの計画値と実績値は以下のとおりである。

(図表 85) 地産地消事業の目標及び実績

目標指標	分類	平成29年度	平成30年度	令和元年度
特別栽培農産物数	目標	235件	276件	279件
	実績	322件	290件	-
農業交流施設設備	目標	-	整備手法決定	基本設計に向けた調査 ※整備手法がPFIによる場合、特定事業選定
	実績	-	整備手法調査・検討	-
農情報ガイドブック配布部数	目標	-	7,500部配布	14,500部配布
	実績	7,350部配布	7,610部配布	-

特別栽培農産物数については農林水産省のガイドラインに基づき埼玉県が認証を行っているものである。そのため、「特別栽培農産物数」については、さいたま市が管理できるものではない。

農情報ガイドブックについては、成果指標である「市内産農産物を買いたいと思う市民の割合」に最も影響を与える指標であると認識していることから、令和元年度の目標配布部数を平成30年度の配布部数から約2倍に増やしたとの説明を受けた。しかし、農情報ガイドブック配布部数を増加させたとしても、それが「市内産農産物を買いたいと思う市民の割合」にどのような影響を与えたかが現状では把握できない状況となっている。

(意見) 適切な目標指標の設定について

PDCAサイクルの観点から計画目標を設定する際、通常、過去の事業実施

結果から得られた課題を改善し、効果的、効率的な計画に基づき事業を実施することでよりよい実績を目指すものであると考えられる。

しかし、本事業の「特別栽培農産物数」については埼玉県が認証を行っており、さいたま市が管理できるものではない。そのため、計画と結果との因果関係が不明確であり、事業を効率的かつ効果的に実施できたかどうかや今後取り組むべき課題は明らかにならず、改善のための行動にも結び付けることができない。

市は「農情報ガイドブック配布部数」については成果指標である「市内産農産物を買いたいと思う市民の割合」に最も影響を与える指標であると認識していることから、令和元年度の目標配布部数を平成30年度の配布部数から約2倍に増やしている。

しかし、農情報ガイドブック配布部数を増加させたとしても、それが「市内産農産物を買いたいと思う市民の割合」にどのような影響を与えたかが現状では把握できない状況となっている。

効率的かつ効果的なPDCAサイクルに基づく事業の実施のため、農情報ガイドブックに掲載された施設や直売所にアンケートを行い、農情報ガイドブック掲載による効果の有無についての割合を目標指標とすることも考えられる。また、そのアンケート結果から得られた課題を今後の農情報ガイドブック作成に生かしていくことが望ましい。

4 地場産農産物の農商工連携やブランド化の推進事業

1. 地場産農産物の農商工連携やブランド化の推進事業の概要と実施状況

(1) 事業の概要

市内には、小松菜・くわい・さといも・さつまいも・チョコリー・木の芽・ヨーロッパ野菜など特色ある農産物が多く生産されており、これらの農産物をPRするとともに、農商工連携による農産物の加工品の開発・商品化を行い、さいたま市のブランドとして推進することにより、市内産農産物の生産振興とその販路拡大を図るとともに、観光面への活用についても推進することを狙いとしている。

主な事業内容としては、紅赤を使った加工品のPRを実施するとともに、農産物の生産振興と販路拡大および関連産業の活性化を図る。また、里芋など市内産農産物のブランド化を推進している。

(2) 事業の予算、決算の状況

	当初予算額（千円）	決算額（千円）
平成 29 年度	9,516	6,587
平成 30 年度	15,333	7,766

なお、補助事業において、申請額が予算額を下回ったことなどから当初予算額と決算額との乖離が生じている。

(3) 事業の実施状況

さいたま市紅赤研究会が中心となり、市内お菓子製造業者により、さいたま市発祥のさつまいも「紅赤」を使ったお菓子の開発・商品化及び販売を実施している。

平成 28 年度から平成 30 年度の「紅赤」を使ったお菓子の製造業者数は以下のとおりである。

(図表 86) 「紅赤」を使ったお菓子の製造業者数

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
製造業者数	13	15	17

ヨーロッパ野菜については、平成 28 年度は内外にPRするため、パンフレットを作成し、展示会等で配布し、平成 30 年度は市内企業による商品開発を行っている。

また、ブランド化のための調査として、平成 29 年度にさいたま市産花・植木のブランド化のための消費動向調査を行い、平成 30 年度にブランド

化農産物の認知度向上に向けた調査を行っている。

2. 着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
(1) ブランドの認知度調査がブランド化の目標と整合しているか	①ブランド化の認知度調査がブランド化の目標と整合しているか担当者へのヒアリング及びアンケートの閲覧により確認する。
(2) ブランド化により需要の増加が見込まれるが、需要に対応するための増産などの供給体制が確立しているか。	①担当者へヒアリングを行う。

3. 実施結果

(1) ブランドの認知度調査がブランド化の目標と整合しているか

本事業の成果指標項目として総合振興計画において「市内産農産物を買いたいと思う市民の割合」が設定されており、その割合は以下のとおりである。

(図表 87) 市内産農産物を買いたいと思う市民の割合

指標項目	平成 25 年度	平成 30 年度	令和 2 年度 (目標)
市内産農産物を買いたいと思う市民の割合	83.4%	81.5%	90%

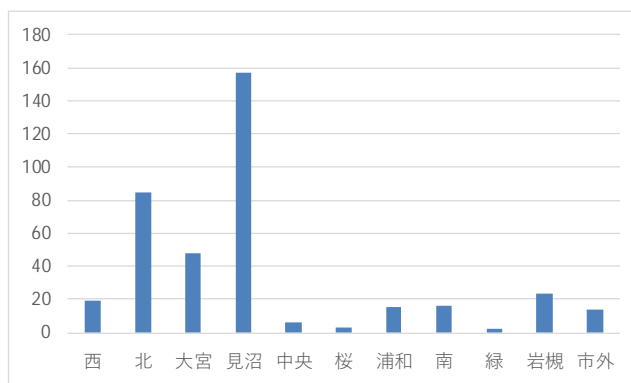
市は、認知度調査のために、北区で開催された農業祭においてアンケートを行っている。アンケートでは、年代、性別、住所のほか、さいたま市産農産物を購入したいと思うか、さいたま市の特産農産物について知っているもの、さいたま市の特産農産物の購入状況、さいたま市産農産物のブランド化推進に関する意見などを調査している。

当該アンケートの結果のうち、住所、さいたま市産農産物を購入したいと思うか、さいたま市の特産農産物について知っているものの回答は以下のとおりであった。

(図表 88) アンケート結果：住所

③お住いはどちらですか？

西	北	大宮	見沼	中央	桜	浦和	南	緑	岩槻	市外
19	85	48	157	6	3	15	16	2	24	14



アンケート回収は 390 枚である。さいたま市農業祭は見沼グリーンセンター（北区）で行われたものであり、回答者の住いは北区 85 件、見沼区 157 件あるのに対し市外は 14 件であった。地域的な偏りが見られ、認知度調査のデータとして十分とはいえない。

(アンケート結果：さいたま市産農産物を購入したいと思うか)

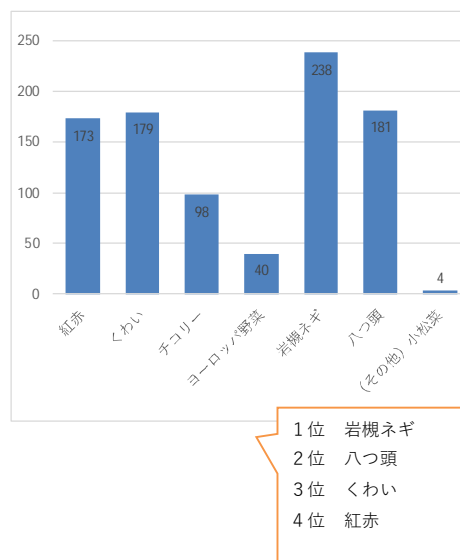
アンケートでもさいたま市産農産物を購入したいと思うかということに対する回答として、そう思うとどちらかといえばそう思うの合計の割合は 99.7%であり高い結果となっている。

本事業の成果指標として総合振興計画において「市内産農産物を買いたいと思う市民の割合」が設定されており、アンケート結果からみると当該指標を満たしている。

(図表 89) アンケート結果：さいたま市の特産農産物について知っているもの

⑤さいたま市の特産農産物について知っているものを教えてください。

		回答者に占める割合
紅赤	173	44.4%
くわい	179	45.9%
チコリー	98	25.1%
ヨーロッパ野菜	40	10.3%
岩槻ネギ	238	61.0%
八つ頭	181	46.4%
(その他) 小松菜	4	1.0%
(その他) 大和芋	2	0.5%
(その他) 丸芋	1	0.3%
(その他) 山東菜	1	0.3%
(その他) 大根	1	0.3%



さいたま市の特産農産物について知っているものの割合はその他を除いたところでは、ヨーロッパ野菜 10.3%から岩槻ネギ 61.0%となっている。

しかし、市内産農産物を買いたいと思う市民の割合が高くて、市の特産物の認知度が高くないと地産地消に十分に結びつかないと考えられる。

(意見) 認知度調査について

ブランド化について、地産地消をめざすのであれば、成果指標として、さいたま市民のブランドの認知度を設定し、認知度を高めるための施策やさいたま市民に対して認知度調査を行うべきである。

また、認知度調査を行う際には、地域的な偏りが生じないように行うべきである。

さらに、販路拡大や観光面への活用などを進めるためには、市外の消費者にも購入してもらえるように東京を含め関東圏の認知度を高めたり、より広域での認知度の向上を目指すことも考えられる。そのためには、市外の人たちにもアピールできているか認知度調査を行い、千葉の落花生、深谷のねぎ、鎌倉野菜のように広域地域で認知されるような取組を検討されたい。

(2) ブランド化により需要の増加が見込まれるが、需要に対応するための増産などの供給体制が確立しているか。

市で紅赤を生産している紅赤研究会の人数と生産量は以下のとおりである。

(図表 90) 紅赤研究会の人数と生産量

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
人数	9 名	12 名	14 名
生産量※	22,875kg	11,715kg	16,527kg
作付面積	55a	45.7a	58.5a
単位当たり収量	415.9kg/a	256.3kg/a	282.5kg/a

※生産量は作付面積×単位当たりの収量で計算している。

平成 29 年度の作付面積が少ないのは生産者が作付面積を減らしたことによるもの。

平成 29 年度と平成 30 年度の単位当たり収量の減少は天候不順によるもの。

市の担当者に紅赤の生産と需要に関して質問したところ以下のとおりである。

紅赤の生産については、栽培が難しく、生産者が少なく、作付面積が増えていないとのことである。

また、ブランド化のために商品を開発する店舗数は 24 件あるが、紅赤の消費量の需要予測はしていない。将来需要量や需要が増えた場合に生産量を増やす具体的な方法については、生産量を増やすためには、生産者の農地が限られているため、生産者が、既存の紅赤以外の生産物から紅赤に生産を変更することが考えられるとのことであったが、それは生産者の判断によるとのことであった。そのため、市としての紅赤の増産に対する支援施策が明確ではない。

(意 見) 供給体制の構築

紅赤は生産量が多くないにもかかわらず、ブランド化しようとしているが、ブランド化に成功し、消費量が増えた場合、増産に対する支援施策が明確でないため必要な供給量を確保できない可能性がある。

ブランド化を進めるにあたっては、ブランド化による将来需要の増加を予測し、需要に対応できる供給体制を構築すべきである。

Ⅷ 未来都市推進部

1 未来都市推進部の所管する事務事業の概要

未来都市推進部は、以下の事務事業を所管している。

- ・浦和美園・岩槻地域間成長発展事業

2 総合特区事業の推進事業

1. 総合特区事業の推進事業の概要と実施状況

(1) 事業の概要

地域活性化総合特区「次世代自動車・スマートエネルギー特区」では、暮らしやすく、活力のある都市として、継続的に成長する「環境未来都市」の実現を目指している。また、政策課題として、①安心・安全「エネルギーセキュリティが確保された低炭素型の都市」の実現、②誰もが自由に移動できる「人にやさしく快適な低炭素型の都市」の実現を設定している。

これらの目標の達成、政策課題の解決にあたり、以下の重点プロジェクトを推進している。

- ・ハイパーエネルギーステーション(以下、HESとする)の普及
次世代自動車用のエネルギー（電気や水素、CNG等）を平時、災害時間問わず供給する機能を有するステーションを整備する。
- ・スマートホーム・コミュニティの普及
電線類の地中化、太陽光発電、高気密高断熱仕様の住宅を普及する。また、スマートホーム同士でのエネルギー融通や、地域でのエネルギーのマネジメントを目指す。
- ・低炭素型パーソナルモビリティの普及
交通の低炭素化、高齢者・子育て世代の移動支援のため、新しい交通システムとしての超小型モビリティ等の活用法を、社会実験を通じて検証、新たなモビリティの社会実装を目指す。

(2) 事業の過去2年間の予算、決算の状況

	当初予算額（千円）	決算額（千円）
平成29年度	284,721	238,092
平成30年度	164,197	136,892

市有施設におけるハイパーエネルギーステーション整備等の有無により、平成29年度と30年度の予算額に乖離が生じている。

(3) 事業の実施状況

総合特区事業の推進事業における第2期計画（平成29年度～令和元年度）における最終年度の目標値と平成30年度の実績は以下のとおりである。

(図表91) ハイパーエネルギーステーションの普及

	令和元年度目標値	平成30年度実績
レジリエンスステーションの整備箇所数	1箇所（累計）	0箇所
ハイパーエネルギーステーションBの整備箇所数	12箇所（累計）	9箇所
ハイパーエネルギーステーションCの整備箇所数	200箇所（累計）	0箇所
ハイパーエネルギーステーションVの整備箇所数	1箇所（累計）	0箇所

(図表92) スマートホーム・コミュニティの普及

	令和元年度目標値	平成30年度実績
認証スマートホームの戸数	500箇所（累計）	33箇所
スマートホーム・コミュニティの街区数	4街区（累計）	3街区

(図表93) 低炭素型パーソナルモビリティの普及

	令和元年度目標値	平成30年度実績
新たな低炭素型パーソナルモビリティの開発	1車種（累計）	0車種

2. 着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
(1) 事業に係る目標設定はPDCAに資するものであるか	①事業評価シートを閲覧する。 ②担当者へヒアリングを行う。

3. 実施結果

(1) 事業に係る目標指標及び目標値の設定はPDCAに資するものであるか

本事業について成果指標が定められていない。また、事業としての目標指標は総合振興計画の「スマートホーム・コミュニティの整備」、「認証スマートホーム戸数」及び「新たな低炭素型パーソナルモビリティ社会実装」である。成果指標が未設定である点について、担当者から、まずは住民への意識付けを優先しているためとの説明を受けた。

また、目標指標に関し、平成30年度の「スマートホーム・コミュニティ

の整備」の実績は先進的モデル街区1街区（第2期整備）、同じく「認証スマートホーム戸数」の実績は0戸、同じく「新たな低炭素型パーソナルモビリティ社会実装」の実績は実証実験の継続（社会実装に向けた検証）である。担当者から、当該目標指標は総合振興計画としてのものであるとの説明を受けた。

総合振興計画後期基本計画実施計画では、第1章 環境・アメニティの分野 第1節 地域から取り組む「環境への負荷の少ない持続可能な社会」の実現において、誰もが環境の保全と創造に関心を持ち、意欲的に取り組むことで、さわやかな空ときれいな水のある環境負荷の少ないまち、地球規模の環境問題に地域から行動する環境先進都市を目指すとされている。また、第5章 産業・経済の分野 第2節 さいたま市の特性を生かした新たな産業の創造において、本市の特性を生かし、経済のグローバル化に対応できる産業競争力の強化とともに、ブランド力の強化などによる地域産業の付加価値の創出に積極的に取り組み、新たな産業の創造につなげるとしている。本事業は上記の2分野にかかわる事業として位置づけられているが、上述の3つの目標指標では、産業・経済の分野で目指している「産業競争力の強化」や「地域産業の付加価値の創出」、産業振興ビジョンで取り組んでいる「地域産業の振興」といった観点からの事業の進捗や課題を把握できず、事業の今後の推進方策を決めることができない。そのため、PDCAサイクルによる進行管理ができない状況にある。

（意見）独自の目標指標の設定について

本事業の目標指標は総合振興計画における環境未来都市推進事業の目標指標がそのまま利用されているため、産業振興ビジョンが取り組む地域産業の振興という方向性に合致しない目標になっている。そのため、本事業が産業振興にどのように貢献しているのかについて測定することができず、事業を効率的かつ効果的に実施できたかどうかも明らかにならない。そのため、今後取り組むべき課題も明らかにならず、改善のための行動にも結びつけることができない。上記のようなPDCAサイクルに基づく事業の実施が可能になるように、産業振興ビジョンとしての目標指標、例えば、総合特区事業に関わっている市内企業への助成・支援件数などの指標を設定することが望ましい。

IX 公益社団法人さいたま観光国際協会

1 公益社団法人さいたま観光国際協会の概要

1. 概要

平成 14 年 4 月に、社団法人浦和観光協会、社団法人大宮観光コンベンションビューロー、与野観光協会が統合して、社団法人さいたま観光コンベンションビューローが設立され、平成 17 年 4 月には岩槻観光協会を統合、その後平成 24 年 3 月に財団法人さいたま市国際交流協会を吸収して、現在のさいたま観光国際協会（以下、協会という。）へ名称を変更している。平成 25 年 10 月に公益社団法人へ移行している。

さいたま市及びその周辺地域における観光、コンベンション事業及び国際交流、国際協力事業の振興を図り、文化向上と、多文化共生の社会づくりを促進し、地域社会の発展とともに、国際化に資することを目的としている。

2. 実施事業

実施事業は、①内外観光客及びコンベンションの誘致促進、開催支援並びに広報宣伝、②観光及びコンベンションに関する調査研究並びに情報の収集・提供、③観光及びコンベンション振興のためのイベント等の開催並びに観光・物産の開発・振興、④国際交流、国際協力に関する多文化共生事業、⑤国際交流センター、観光案内所その他関連施設等の管理及び運営、⑥その他この法人の目的を達成するために必要な事業である。

3. 決算状況

直近 5 年間（平成 26 年度～平成 30 年度）の実績及び令和元年度の予算は以下のとおりである。

（図表 94）直近 5 年間の実績及び令和元年度の予算

（単位：千円）

	H26 年度 実績	H27 年度 実績	H28 年度 実績	H29 年度 実績	H30 年度 実績	R 元年度 予算
一般正味財産増減の部						
経常収益	479,378	489,612	494,179	521,783	552,327	522,739
経常費用	488,668	482,260	497,501	524,913	560,394	551,527
当期経常増減額	△9,290	7,352	△3,322	△3,130	△8,066	△28,788
経常外収益	0	2,470	0	0	0	0
経常外費用	0	639	0	0	0	500
当期一般正味財産増減額	△9,290	9,183	△3,322	△3,130	△8,066	△29,288
指定正味財産増減の部						
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0
正味財産期末残高	222,214	231,397	228,075	224,944	216,878	195,153

平成 26 年度から平成 30 年度までの実績における当期一般正味財産増減額は△9,290 千円から 9,183 千円であるが、令和元年度予算においては△28,288 千円であるため、大幅な赤字が生じるように見える。

しかし、平成 26 年度から平成 30 年度までの予算も当期一般正味財産増減額は△14,445 千円から△47,221 千円であり、大幅な赤字になっていた。

この予算と実績の乖離について、今まで協会では、予算は前年度の予算を踏まえて策定し、決算については前年度の決算を踏まえて作成していた。同年度の予算と決算の整合性について確認していなかったとのことであった。

2 着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
(1) 各事業の計画は協会の目的に沿っているか	①過年度の財務諸表、平成 30 年度事業計画及び令和元年度定時総会資料を閲覧し、財務諸表の分析及び担当者への質問を行った。
(2) 協会における観光振興事業の支払助成金各種規則に沿って支払われているか	①支払助成金に関する資料を閲覧し、助成金交付の手続について担当者への質問等を行った。
(3) 事務局受託事業の受託料の算定は各種規則に沿っているか	①受託事業収益に関する資料及び受託費を受け取っているイベントの収支決算書を閲覧し、受託費の算定方法等について担当者への質問等を行った。
(4) 協会における収益事業の事業構造に課題はないか	①過年度の財務諸表、平成 30 年度事業計画及び令和元年度定時総会資料を閲覧し、財務諸表の分析及び担当者への質問を行った。
(5) 協会における観光グッズの管理は各種規則に沿っているか	①平成 30 年度末の棚卸資産一覧表及び会計規則を閲覧し、棚卸資産の管理方法等について担当者への質問を行った。
(6) 協会における固定資産の管理は各種規則に沿っているか	①固定資産の現物と固定資産台帳の記載との整合を確認した。会計規則の閲覧及び固定資産の管理方法について担当者への質問を行った。
(7) 協会における備品の管理は各種規則に沿っているか	①備品の現物と備品台帳の記載との整合性及び備品シールの貼付状況を確認した。会計規則の閲覧及び備品の管理方法について担当者への質問を行った。

3 実施結果

(1) 各事業の計画は協会の目的に沿っているか。

協会は平成 30 年度事業計画における重点的な取り組み事項を「協会の活動目的である多文化共生社会の実現と、外客誘致による地域経済への波及を目指し積極的に事業を展開する。」としており、具体的な取り組みは以下のとおりである。

- ①地元食文化普及イベント「さいたまるしえ」の継続開催、既存事業での安全面等の徹底
- ②コンベンション助成金制度を活用し、各種会議・展示会等の誘致促進
- ③大規模スポーツイベントの誘致支援、スポーツを通じた観光客の誘致推進、スポーツの振興
- ④Web や SNS を中心とした観光プロモーションの実施
- ⑤国際交流センターの活用促進、既存事業の充実、外国人支援事業の推進
- ⑥中期計画の実施

市の産業振興ビジョンの「地域の魅力向上」プロジェクトにおいても、地域資源のブランド化によって都市としての価値を高め、市内だけでなく市外からの誘客効果も期待でき、地域経済の活性化を図るうえで効果的であるとされている。なお、スポーツコミッション事業については、平成 31 年度より一般社団法人さいたまスポーツコミッションへ移管されている。

協会が実施する公益目的事業は観光等振興事業（公益目的事業 1）と多文化共生、国際相互理解促進事業（公益目的事業 2）があり、それぞれ以下のとおりである。

(図表 95) 各事業の内容

観光等振興事業（公益目的事業 1）	
観光事業	大宮薪能など各種イベントの主催やイベントに係る事務局業務の受託、地域観光振興事業・団体等への助成・支援を行っている。さいたま市の推奨土産品を選定して紹介・宣伝している。
コンベンション事業	コンベンション主催者へのセールス活動の推進や、観光・アトラクション情報等の提供等を行っている。一定要件を満たしたコンベンションの主催団体に対して、コンベンション開催助成金を交付している。
広報宣伝事業	WEB、海外 YouTuber による動画作成、フリーペーパーによる観光プロモーションを実施している。観光・国際情報ホームページ及びブログによる国内外への誘致・PR 等を行っている。

スポーツコミッション事業	スポーツイベント主催者への大会等の誘致活動や大会等の運営支援、スポーツイベント開催助成金の交付等を行っている。ウオーキングイベントの開催やさいたまクリテリウムの共催事業を行っている。
観光案内所運営事業	大宮駅その他の観光案内所等の管理運営を行っている。

多文化共生、国際相互理解促進事業（公益目的事業2）	
国際交流事業	在住外国人向けに英語、中国語、韓国・朝鮮語による生活相談等の実施や、日本語教室の開催を行っている。通訳・翻訳その他のボランティアの派遣や、ボランティア養成講座の実施等を行っている。

収益事業等	
物品販売事業	観光オリジナルグッズ等の販売等を行っている。
その他事業	観光コンベンション団体・関係機関との広域連携による情報収集や、会員向けのサービスを行っている。

また、平成30年度事業計画に基づく、協会が実施する各事業の事業規模は以下のとおりである。

(図表 96) 各事業の事業規模

事業区分	事業名	事業規模(概算)
公益目的事業1	観光事業	102,269千円
公益目的事業1	コンベンション事業	22,960千円
公益目的事業1	広報宣伝事業	18,138千円
公益目的事業1	スポーツコミッション事業	79,825千円
公益目的事業1	観光案内所運営事業	29,316千円
公益目的事業2	国際交流事業	25,328千円
収益事業	物品販売業	825千円

事業計画においては重点的な取組事項として「外客誘致による地域経済への波及」とある。協会の事業規模としては観光事業が突出している。観光事業における協会の活動は、お祭りなどの市民のコミュニティ的なイベントを開催することが大半を占めている状況であった。そのため、対外的な誘致活動に十分取り組めていない状況にある。また、観光事業でイベントを行うことによって外部からどれだけの人が呼べているかについての調査・分析を十分に行えていないとのことであった。

(意見) 観光事業に対する取り組みについて

事業計画における重点的な取組事項の中で「外客誘致による地域経済への波及」とあるが、主要な事業である観光事業ではお祭りなどの市民のコミュニティ的なイベントを開催することが活動の大半を占めており、対外的な誘致活動に十分取り組めていない状況にある。対外的な誘致やインバウンドなど観光国際協会として本来注力すべき業務に経営資源を配分することが望ましい。また、イベントを行うことによって外部からどれだけの人が呼べているかについての調査や分析を踏まえて、事業を行うことが望ましい。

(2) 協会における観光振興事業の支払助成金各種規則に沿って支払われているか

協会では平成 30 年度において公益目的事業の観光振興事業において支払助成金 34,368 千円を支出している。このうち地域観光振興事業・団体等への助成・支援分 6,167 千円は、地元の祭やフリーマーケット等のイベントを実施する協会以外の団体に対して支払っている。

なお、残額の 28,201 千円は、コンベンション事業におけるコンベンション開催助成金及びスポーツコミッション事業におけるスポーツイベント開催助成金である。

担当者から、他団体主催のイベントへ助成する際、収支決算書は見るが証憑までは見ていないとの説明を受けた。

協会は、さいたま市の外郭団体であり、当該助成金の財源は市からの補助金を財源としていることから、市の規則に準じた管理をすることが望ましい。

さいたま市商店街活性化推進事業補助金交付要領においては、実績報告に添付する書類として補助対象経費に掛かる領収書(証)の写しが求められていることから、協会においても実績報告の際に領収書の写しによる検証をすることが望ましい。

(意見) 助成に係る書類の確認について

他団体主催のイベントへ助成する際には、市の規則に準じた管理をすることが望ましい。他団体主催のイベントへ助成する際には、収支決算書の徴求のみではなく、実績報告に添付する書類として助成対象経費に掛かる領収書(証)の写しを求め、支払の妥当性を検討することが望まれる。

(3) 事務局受託事業の受託料の算定は各種規則に沿っているか

協会の平成 30 年度正味財産増減計算書内訳表において、公益目的事業会

計の観光振興事業区分において受託事業収益 2,550 千円が計上されている。これは、商工会議所や商店街等で組織された実行委員会によって開催される各祭りに係る事務処理を協会が行い、実行委員会から受け取った受託費であるが、その内訳は以下のとおりである。

(図表 97) 受託事業収益の内訳

(単位：千円)

イベント名称 (規模)	受取受託費 ①	実行委員会収支決算 書に基づく収入合計 ②	収入合計に対する 受取受託費割合 ① / ②
Aまつり (大規模※)	50	8,817	0.6%
Bまつり (小規模※)	200	5,416	3.7%
Cまつり (大規模※)	1,500	84,002	1.8%
Dまつり (大規模※)	300	17,991	1.7%
Eまつり (大規模※)	500	14,437	3.5%
合計	2,550	130,664	2.0%

※入込数が 10 万人以上を大規模、千人未満を小規模としている。

担当者からは、過去の経緯によりイベントの事務局受託業務に係る受託費は、イベントの規模や予算規模、財政状況により異なるとの説明を受けた。また、受託費の算定根拠はなく、支払側の実行委員会が前年度実績を基に事務局委託費の予算額を積算し、事業の実績状況を踏まえて決算額を決定しているとの説明を受けた。

(意見) 受託費に関する手続の整備について

商工会議所や商店街等で組織された実行委員会により独立採算を前提にしてイベントを行っているのであるから、受託費の算定根拠がない現在の状況は、団体によって扱いが不公平となっている可能性がある。受託費の算定根拠を整備し、支払いを免除する場合の基準や手続を定めることを検討されたい。

(4) 協会における収益事業等の事業構造に課題はないか

収益事業等である物品販売事業と会員サービス事業に関する、過去 3 年間の正味財産増減計算書内訳表及び令和元年度収支予算内訳表 (損益ベース)

に基づく状況はそれぞれ以下のとおりである。

(図表 98) 物品販売事業の実績

(単位:千円)

物品販売事業	H27 年度 実績	H28 年度 実績	H29 年度 実績	H30 年度 実績	R 元年度 予算
経常収益	1,353	1,017	930	928	892
経常費用	6,854	8,060	7,675	7,786	1,937
当期経常増減額	△5,500	△7,043	△6,744	△6,858	△1,045

平成 27 年度から平成 30 年度までの実績では職員の給料手当が物品販売事業に計上されているが、令和元年度予算では給料手当が計上されていないため、経常費用が大幅に減少しているように見える。

しかし、平成 30 年度以前の物品販売事業についても、給料手当が予算では計上されていないが、実績では計上されていた。

この予算と実績の乖離について、予算については前年度の予算の内訳を踏まえて策定し、決算については前年度の決算の内訳を踏まえて作成していた。同年度の予算と決算の整合性について確認していなかったとの説明を受けた。

(図表 99) 会員サービス事業の実績

(単位:千円)

会員サービス事業	H27 年度 実績	H28 年度 実績	H29 年度 実績	H30 年度 実績	R 元年度 予算
経常収益	-	-	-	-	7,048
経常費用	5,777	7,020	7,232	7,260	7,579
当期経常増減額	△5,777	△7,020	△7,232	△7,260	△531

平成 27 年度から平成 30 年度までの実績では会員サービス事業に受取地方公共団体補助金が計上されていないが、令和元年度予算では同補助金が計上されているため、経常収益が大幅に増加するように見える。

しかし、平成 30 年度以前の会員サービス事業についても、受取地方公共団体補助金が予算では計上されているが、実績では計上されていなかった。

この予算と実績の乖離について、予算については前年度の予算の内訳を踏まえて策定し、決算については前年度の決算の内訳を踏まえて作成していた。同年度の予算と決算の整合性について確認していなかったとの説明を受けた。

物品販売事業の収益は、観光案内所等でのオリジナル観光グッズや推奨土産品の販売によるものである。令和元年度予算における会員サービス事業の収益は市からの補助金である。どちらの事業も収益事業等であるが、経常費用の大半は人件費であり、収益で費用を賄えない状況が常態化している。

担当者からは、令和元年度はまるまるひがしにほんの開設により、物品販売事業の売上収益は1,000千円程度（平成30年度実績は469千円）になる見込みであるとの説明を受けた。

（意見）予算管理について

概要における決算状況並びに上記の物品販売事業及び会員サービス事業において、平成30年度以前の実績と令和元年度予算との間で大きな増減が生じているように見える。しかし、そのように見える本当の理由は、従来から予算と実績が乖離した状況が続いていたためである。本来であれば、協会は策定された予算に従って運営され、その年度における運営の結果である決算と予算を対比して改善点を洗い出し、それを踏まえて次年度以降の予算を策定することにより、より良い協会運営を実現できると考える。予算を意識した運営及び決算を踏まえた予算策定を行うことを検討されたい。

（意見）収益事業の損益改善について

概要における決算状況のとおり、当期経常増減額は、平成28年度実績が△3,322千円、平成29年度実績が△3,130千円、平成30年度実績が8,066千円及び令和元年度予算が△29,288千円である。赤字決算により、協会の正味財産が継続して減少している状況にある。この状況が続くようであると、協会が将来にわたって事業活動を継続することが危ぶまれる状況に陥ることになる。早期に収益事業の損益改善策について抜本的な対策を検討されたい。

（意見）事業の継続性について

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第6号において、その行う公益目的事業について、当該公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれるものであることと定められている。換言すれば、公益目的事業は黒字になってはならないということであるが、法人全体として赤字が累積していくと組織の存続自体が危ぶまれることになるため、本来は収益事業等の黒字で公益目的事業の赤字を補填することが期待されていると考えられる。しかし、協会における収益事業等は赤字が常態化していることから、収益事業等を継続すべきかどうか

検討されたい。

(5) 協会における観光グッズの管理は各種規則に沿っているか

平成 30 年度棚卸資産表を閲覧したところ、「ヌウグッズ L (クリテ)」(ぬいぐるみ) の平成 30 年度販売数がゼロ、期末残数 16 (期末残高 45 千円) であり、平成 30 年度において全く動きがなかった。担当者からは、2015 年さいたまクリテリウムの際に作成したものであり、当該イベントに関する文字等が入っていること及び通常の「ヌウグッズ L」より値段が高いため売れないとの説明があった。

協会会計規則の第 6 章物品 (第 23 条及び第 24 条) において、消耗品と備品について定めているが、観光グッズ等販売目的の物品の取扱いに関する定めがない。

また、担当者からも、会計規則その他の規則で商品の棚卸や処分についての定めはなく、協会では慣行に従って棚卸等を行っているとの説明を受けた。

(意見) 長期滞留品について

上記グッズに係るイベント開催年から 4 年以上経過しており、今後も販売の見込みがないことから、滞留在庫として処分することを検討すべきである。また、棚卸資産の管理を円滑に行うために、会計規則に長期滞留品の処理に関する定めを設けることを検討されたい。

(6) 協会における固定資産の管理は各種規則に沿っているか

協会会計規則第 19 条において固定資産の範囲について以下のとおり定めている。

(固定資産の範囲)

第 19 条 この規則における固定資産とは、次の各号に定める資産につき、当該各号に定めるものをいう。

- (1)有形固定資産 土地、建物、構築物、機械及び装置、車両及び運搬具、耐用年数 1 年以上で取得価格 20 万円以上の工具、器具及び備品並びに建設仮勘定
- (2)無形固定資産 借地権、電話加入権その他これに準ずる権利
- (3)投資等 投資有価証券、出資金、長期貸付金その他特定預金等

担当者からは、取得価額 20 万円以上を固定資産として計上している、取得価額 10 万円以上 20 万円未満のものは備品台帳へ登録して管理している

との説明を受けた。

しかし、実際に固定資産台帳を閲覧したところ、1件20万円以下の備品が固定資産台帳へ登録されていた。担当者からは、複数年にわたって減価償却するため、固定資産へ計上したとの説明を受けた。

(図表 100) 1件20万円以下の備品の明細

(単位：千円)

No	資産内容	取得価額
No.30	応接セット	185
No.32	デジタル一眼レフカメラ用レンズ	145
No.33	デジタル一眼レフカメラ用レンズ	145
No.34	デジタル一眼レフカメラ用レンズ	143
No.35	デジタル一眼レフカメラ	194

(指 摘) 固定資産の計上について

固定資産の計上基準を含む会計方針についてはみだりに変更せずに継続的に適用されることが求められている。会計規則に基づいて、取得価額20万円以上の資産について固定資産へ計上される必要がある。上記5点については、いずれも20万円未満であるため、備品台帳に登録して管理する必要がある。

(7) 協会における備品の管理は各種規則に沿っているか

サンプルを選んで備品台帳と現物の整合性を検証したところ、備品番号3-127_スチール棚について、備品台帳に登録されているが、現物の存在を確認できなかった。担当者からは、その後の協会による調査の結果、備品シールが未貼付のスチール棚があり、協会では管理上の備品であると特定し、備品シールを貼付して対応したとの説明を受けた。

また、備品番号7-48_デジタル一眼レフカメラについて、備品台帳にH31.2.6 廃棄の旨が記載されていたが、往査時(9月25日)に現物が廃棄されずに事務所に存在していることを確認した。

協会会計規則の第6章物品(第23条及び第24条)において、上記(5)に記載のように定めているが、物品の現物実査や廃棄に関する定めがない。

担当者からは、会計規則その他の規則で物品の現物実査や廃棄についての定めはなく、協会では慣行に従って物品の現物実査や廃棄を行っているとの説明を受けた。

(指 摘) 備品票の張り付けについて

備品台帳に登録されている備品(備品番号 3-127_スチール棚)について、監査の際に現物の存在を確認できなかった。これは、会計規則第 24 条第 3 項で定められている物品票の張り付けが徹底されていないことにより生じたものである。

備品には、会計規則に基づいて、備品票を張り付けることで備品台帳上の記載と現物を紐づけることは備品を管理する上で重要な手段であるので、適切に運用するよう徹底されたい。

(指 摘) 備品の廃棄漏れについて

備品台帳上は廃棄された旨が記載されている一方で、現物は廃棄されておらず、備品台帳と現物資産との間で不整合が生じているものがあつた。

備品廃棄の事実に基づいて備品台帳の登録から除却をする必要があるので運用の徹底をされたい。

(意 見) 会計規則における備品の廃棄処理の記載について

備品の廃棄漏れが生じた一因として、会計規則上で備品の廃棄や現物実査に関して定めていない点が考えられる。廃棄や現物実査のルールを検討のうえ、会計規則に備品の廃棄や現物実査に関する定めを設けることを検討されたい。

X 公益財団法人さいたま市産業創造財団

1 公益財団法人さいたま市産業創造財団の概要

1. 事業の概要

(財団の事業)

公益財団法人さいたま市産業創造財団（以下「財団」という）は、さいたま市の特性を活かして、市内中小企業者及び創業者の皆様の支援を行うとともに、中小企業等に勤務する方の福祉向上を図ることにより、地域産業の振興及び豊かな市民生活の形成に寄与することを目的に、平成 16 年 3 月にさいたま市の 100%出捐により設立、同年 4 月 1 日からさいたま市における都道府県等中小企業支援センターとして事業を展開している。

主な事業は、経営者支援事業、イノベーション創出支援事業、勤労者福祉サービス事業であり、以下のとおりである。

(図表 101) 主な事業の内訳

事業	内訳
経営支援事業（中小企業支援センター事業）	創業／新事業創出支援事業
	相談事業
	新商品開発／マーケティング支援事業
	広報事業
	融資事業
イノベーション創出事業（市の施策に基づくプロジェクト事業）	産学連携推進事業
	次世代高度ものづくり企業の発掘と育成
	リーディングエッジ認証企業支援事業
	医療ものづくり都市構想推進支援事業
	国際展開支援事業
競争的資金事業	
幼稚園魅力発信支援事業	幼稚園魅力発信支援事業 (平成 30 年度で終了)
勤労者福祉事業	勤労者福祉事業
職員厚生事業	職員厚生事業

(経営支援事業)

経営支援事業では、セミナー他、様々な事業を通じて、創業者（特に女性、若年者）の発掘や新たなビジネスの創出、成長に資する支援を実施している。

創業／新事業創出支援事業では、ビジネスプランコンテストや起業家向け支援（さいたま発ベンチャー起業家プログラム）を実施している。

相談事業では、窓口相談や金融機関連携成長支援事業による専門家派遣を実施している。

新商品開発／マーケティング支援事業では、販路開拓アドバイザーによるハンズオン支援やマッチングコーディネーターによるマッチング支援並びに展示会出展等に係る補助事業を実施している。

融資事業では、さいたま市が実施する融資制度の相談・申込受付、セーフティネット保証の認定受付を実施している。

(イノベーション創出事業)

イノベーション創出事業では、企業の IT、IoT を活用した生産性の向上支援、ドイツ バイエルン州との技術交流、さいたま医療ものづくり都市構想の第 2 期行動計画に基づく医療機器分野への参入支援・事業拡大を実施している。

産学連携支援事業では、国の補助事業等の競争的資金獲得支援や、大学との連携による人材高度化の支援を実施している。

次世代高度ものづくり企業の発掘と育成では、年間を通じたビジネスマッチングや高度ものづくり人材の育成研修等を実施している。

リーディングエッジ認証企業支援事業では、さいたま市リーディングエッジ認証企業に対し、新事業展開・新製品開発調査費の補助、ソリューション提案力強化支援等を実施している。

医療ものづくり都市構想推進支援事業では、臨床現場（医学会・医療機関等）とのネットワーク強化、Medtec Japan 2018・2019 への共同出展、大手医療 機器メーカー 2 社における出張展示会を実施している。

国際展開支援事業では、ドイツバイエルン州医療クラスター・メドテックファルマ、同・メカトロニクスクラスターと連携し、展示会出展等の訪独、ドイツ有識者・企業等の招聘を行っている。

(さいたま市幼稚園魅力発信支援事業)

さいたま市子ども未来局幼児未来部より、「さいたま市幼稚園魅力発信支援事業」の委託を受け、私立幼稚園に対する WEB 活用等の専門家派遣等を行っている。なお、事業は平成 30 年度で終了している。

(勤労者福祉事業)

勤労者福祉サービスセンターが、市内中小企業勤労者の福祉の向上と地域の中小企業の振興に寄与することを目的に、勤労者福祉事業を実施している。事業運営においては、安定したサービス提供と更なる充実を図るため、約 20 年間据え置いてきた月会費を平成 30 年 4 月に 500 円から 600 円に改定し

ている。

2. 事業の実施状況

事業の実施状況は以下のとおりである。

(図表 102) 事業の実施状況

(単位：千円)

事業	内訳	金額
創業／新事業創出 支援事業	創業者支援事業	3,678
	さいたま市ニュービジネス大賞運営 事業	4,601
	さいたま市ニュービジネス大賞運営 特別事業	185
	ベンチャー企業発掘・支援事業	1,075
	新ビジネス／新事業創出支援事業	1,488
相談事業	窓口相談業務	10,071
	専門家派遣事業	2,173
	金融機関連携成長支援事業	19,110
新商品開発／マーケ ティング支援事業	販路開拓支援事業	5,318
広報事業	広報事業	1,159
産学連携推進事業	産学連携推進事業	14,016
次世代高度ものづくり 企業の発掘と育成	次世代高度ものづくり企業の発掘と 育成	13,788
	スマートものづくり応援隊事業	2,969
リーディングエッジ 認証企業支援事業	イノベーション創出支援事業	3,485
	国際競争力向上支援事業	1,111
	高度人材獲得・育成支援事業	650
医療ものづくり都市 構想推進支援事業	医療ものづくり都市構想推進支援事 業	26,526
国際展開支援事業	国際展開支援事業	11,517
	JAPAN ブランド育成支援事業	20,493
融資事業	融資事業	3,080
幼稚園魅力発信支援事業	幼稚園魅力発信支援事業	896
競争的資金事業	戦略的基盤技術高度化支援事業	85,439
勤労者福祉事業	勤労者福祉に関する調査研究事業	233
	中小企業勤労者の福利厚生事業	50,913
	勤労者福祉に関する情報提供事業	4,426
	勤労者福祉事業の推進に関する事業	19,687
職員厚生事業	職員厚生事業	292

3. 平成 27 年度から平成 30 年度の財産及び損益の状況

平成 27 年度から平成 30 年度の財産及び損益の状況は、以下のとおりである。

(図表 103) 財産及び損益の状況

(単位：千円)

事業年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
経常収益計	581,151	561,665	586,407	559,471
当期一般正味 財産増減額	2,399	▲17,921	▲9,190	3,091
資産合計	557,830	487,046	478,675	537,573
負債合計	271,885	219,022	215,927	272,650
一般正味財産 期末残高	85,945	68,024	58,834	61,925
指定正味財産 期末残高	200,000	200,000	203,913	202,998

2 着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
(1) 事業に係る目標指標及び目標値の設定は PDCA に資するものであるか	①窓口利用実績、訪問相談の訪問先の実績を閲覧する。 ②窓口利用実績、訪問相談の訪問先の実績について担当者へのヒアリングを行う。
(2) 受託収益及び受取補助金の管理費分が適切に按分されているか。	①受託収益について見積書、契約書、見積金額と管理費分の按分金額の根拠資料を閲覧する。 ②補助金について、要綱や要領、管理費分の按分金額の根拠資料を閲覧する。 ③受託収益と受取補助金の管理費の按分計算について担当者へヒアリングを行う。
(3) 入会金及び会費が適切に按分されているか。	①入会金及び会費の会計処理について、財団の規程を閲覧する。 ②入会金及び会費の按分計算について担当者へヒアリングを行う。
(4) 入会金及び会費の按分方法が文書化されているか。	①会費の按分に関する文書を閲覧する。 ②会費の按分に関する文書について担当者へヒアリングを行う。
(5) 固定資産の管理は規則等に沿っているか	①「固定資産管理の手引」を閲覧し、固定資産の管理方法を把握する。

	<p>②固定資産の実査を実施し、「固定資産管理の手引」に基づいて、すべての固定資産について固定資産台帳への登録が適切に行われていることを確かめる。</p> <p>③上記において固定資産台帳に存在しているものについて、実際の固定資産が存在していることを確かめる。</p> <p>④固定資産台帳と固定資産の管理シールの貼り付け状況が一致していることを確かめる。</p> <p>⑤固定資産台帳に記載されている数と現物の数が一致しているかについて確かめる。</p>
(6) 貸出及びリースが行われている固定資産に関する管理は規則等に沿っているか	<p>①貸出及びリースが行われている固定資産について固定資産台帳への登録が適切に行われていることを確かめる。</p> <p>②貸出及びリースが行われている固定資産に関する契約が適切に行われているか確かめる。</p> <p>③貸出及びリースが行われている固定資産について所在を把握しているか確認する。</p>

3 実施結果

(1) 事業に係る目標指標及び目標値の設定はPDCAに資するものであるか

窓口相談事業は市内の中小企業者や創業者等に対し、財団窓口等で中小企業診断士の窓口相談員が経営・創業相談に対応すると同時に、職員やアドバイザーが企業訪問を実施している。

平成30年度の実績は以下のとおりである。

○ 窓口相談件数：351件（10区役所での出張相談会を実施）

○ 訪問相談件数：472件

計：823件

窓口相談業務は非常勤の中小企業診断士3人が交代で常駐している。予約制ではないが、依頼者から事前連絡をもらって相談を受ける場合がほとんどのことであり、窓口相談の相談件数は、年間351件であり、営業日数で換算すると1日平均1.4件である。

また、平成30年10月3日から22日にかけて10区役所出張相談会を

実施している。出張相談会における相談件数は大宮区役所、浦和区役所、岩槻区役所では各 3 件、それ以外の区役所では 1 件、全体で 16 件であった。

周知の方法については、市報への掲載、ホームページの開設、広報誌を作成し、パンフレットとともに支援機関、金融機関、さいたま市内図書館などの公共施設に配布を行っている。財団が有する SNS などのコンテンツの認知度が低いこと、金融機関の担当者がさいたま市以外から転勤してきた場合に財団の業務に対するこの認知度が低く創業者等に紹介してもらえない場合があるなど、発信ツールや財団の業務内容についての周知活動が必ずしも十分とはいえない状況であった。

また、公益財団法人埼玉県産業振興公社、商工会議所のあとに財団が設立されたこともあり、この 2 つの団体に比べ、金融機関の担当者や利用者の認知度がまだ低いと思われる。

(意 見) 窓口相談業務の周知方法について

相談件数が少ない要因として認知度が低いことが考えられる。財団の業務について、新聞広告などのメディアや SNS などのコンテンツの活用、金融機関担当者への説明などを行い周知の方法を工夫するなどし、認知度を高めることが望まれる。

(意 見) 窓口の設置場所及び常設の要否について

財団は JR 埼京線の与野本町駅から徒歩約 7 分の閑静な住宅地であり、事業所の集積している箇所とは離れているので、相談に赴く利便性が低いことも相談件数が少ない要因と考えられる。そのため、相談件数の増加を目的として、大宮区役所、浦和区役所など利便性の高いところで窓口相談事業を行うことや相談場所を複数にすることも考えられる。

一方で、相談件数が少ない状況が続くのであれば、経費節減が図るために中小企業診断士による相談日数を減らすことも検討すべきである。

(2) 受託収益及び受取補助金の管理費分が適切に按分されているか

①受託収益の管理費分の按分について

財団は、市から委託を受け新産業育成支援事業、中小企業資金融資事業、幼稚園魅力発信支援事業を行っており、市からの委託料を受託収益に計上している。

市から委託を受けている業務（事業）は以下のとおりである。

(新産業育成支援事業)

さいたま市内の独創性・革新性に優れた技術を持つものづくり企業が新事業を創出できるよう、マッチングを活用した支援を行っている。

また、海外市場や医療分野など、新たな領域への事業展開にチャレンジする企業を強力にサポートする。

新産業育成支援事業では研究開発・試作に係るものづくりの推進事業、さいたま市研究開発型企业認証支援事業、さいたま医療ものづくり都市構想の推進事業、国際展開支援事業を行っている。

(中小企業資金融資事業)

さいたま市内の創業予定者や中小企業経営者に、事業に必要な資金(運転資金・設備資金)を低利かつ円滑に調達してもらうため、市が金融機関に融資のあっせんを行う制度である。さいたま市からの委託により財団が中小企業融資業務を行っている。

(幼稚園魅力発信支援事業)

さいたま市幼児教育の更なる振興を図ることを目的とし、私立幼稚園に対するWEB活用等の専門家派遣及び成果報告冊子の作成を行うものである。

委託契約にあたっては、財団が市への予算要求時に見積書を提出し、市は見積書を検討した結果を財団に内示している。財団は市からの内示を受けて金額の内訳(事業費、人件費、一般管理費)を見直し、当初予算を作成するとともに、さいたま市契約規則に従い、契約を締結のための見積書を提出したうえで委託契約が締結されている。財団は委託契約に基づいて受託収益を計上している。

管理費分の受託収益は「正味財産増減内訳表」の「公益目的事業会計」の「中小企業・創業支援事業」と「勤労者福利厚生事業」、「収益事業等会計」の「勤労者給付金支給事業」及び「法人会計」に計上しており、それぞれの金額は以下のとおりである。

(図表 104) 管理費分の受託収益

(単位：千円)

科目	公益目的事業会計		収益事業等会計	法人会計	合計
	中小企業・創業支援事業	勤労者福利厚生事業	勤労者給付金支給事業		
新産業育成支援事業受託収益(管理費分)	5,072	193	11	7,336	12,614
中小企業資金融資事業受託収益(管理費分)	706	26	1	1,021	1,756
幼稚園魅力発信支援事業受託収益(管理費分)	156	5	0	226	390

業務を受託している3つの事業は、「公益目的事業会計」の「中小企業・創業支援事業」に区分され、中小企業・創業支援事業の事業費は公益目的事業会計の中小企業・創業支援事業に計上され、管理費は事業費と法人会計に按分のうえ計上されている。

一方で、新産業育成支援事業、中小企業資金融資事業、幼稚園魅力発信支援事業の受託収益の管理費分は、勤労者福利厚生事業と勤労者給付金支給事業にも按分されているが、市からこれらの事業に対して受託料をもらっているわけではないため、当該事業に按分されるべきものではない。

(指 摘) 受託料(管理費分)の按分について

市から受託している新産業育成支援事業の管理費分12,614千円、中小企業資金融資事業の管理費分1,756千円及び幼稚園能力発信支援事業の管理費分390千円について、公益目的事業会計の勤労者福利厚生事業と収益事業等会計の勤労者給付金支給事業にも計上している。

市から受託している3つの事業は公益目的事業会計の中小企業・創業支援事業を対象としており、管理費分は一般管理費として使用するために財団に支払うものであるため、管理費分は、中小企業・創業支援事業の会計区分と管理費が計上されている法人会計の区分にのみ計上すべきであり、勤労者福利厚生事業と勤労者給付金支給事業には按分すべきではない。

② 中小企業支援センター事業補助金の管理費分の按分について

さいたま市は中小企業者等の経営資源の確保等を支援するとともに、地

域における新たな事業の創出を促進し、地域産業の振興及び市民生活の形成に寄与することを目的とし、中小企業支援法に基づき財団が実施する事業及び事業遂行に必要な運営管理に対する補助金として、中小企業支援センター事業補助金を交付している。補助の対象となる経費は、財団の事業の実施及び事業遂行に必要な運営管理に必要な経費とし、他団体からの補助金その他特定の財源（委託料など）を差し引いた額であり、平成 30 年度の補助額は、220,062 千円であった。

管理費分の補助金は「正味財産増減内訳表」の「公益目的事業会計」の「中小企業・創業支援事業」と「勤労者福利厚生事業」、「収益事業等会計」の「勤労者給付金支給事業」及び「法人会計」に計上しており、それぞれの金額は以下のとおりであった。

(図表 105) 管理費分の補助金

(単位：千円)

科目	公益目的事業会計		収益事業等会計	法人会計	合計
	中小企業・創業支援事業	勤労者福利厚生事業	勤労者給付金支給事業		
受取中小企業支援センター事業補助金 (管理費分)	23,610	898	55	34,151	58,715

補助を受けている創業／新事業創出支援事業、相談事業、新商品開発／マーケティング支援事業、広報事業、産学連携推進事業等は、「公益目的事業会計」の「中小企業・創業支援事業」に区分され、中小企業・創業支援事業の事業費は公益目的事業会計の中小企業・創業支援事業に計上され、管理費は事業費と法人会計に按分のうえ計上されている。

一方で、中小企業支援センター事業の受取補助金の管理費分は、勤労者福利厚生事業と勤労者給付金支給事業にも按分されているが、市からこれらの事業に対して補助金をもらっているわけではないため、当該事業に按分されるべきものではない。

(指 摘) 補助金（管理費分）の按分について

市から補助を受けている中小企業支援センター補助金の管理費分 58,715 千円について、公益目的事業会計の中小企業・創業支援事業と法

人会計のほか、公益目的事業会計の勤労者福利厚生事業と収益事業等会計の勤労者給付金支給事業にも計上している。

市から受託している補助金は委託費と同様に公益目的事業会計の中小企業・創業支援事業を対象としており、管理費分は一般管理費として使用するために財団に支払うものであるため、管理費分は、中小企業・創業支援事業の会計区分と管理費が計上されている法人会計の区分にのみ計上すべきであり、勤労者福利厚生事業と勤労者給付金支給事業には按分すべきではない。

③一般管理費率の設定について

一般管理費の金額の算定方法と根拠を質問したところ、経済産業省の委託契約の規定を参照して事業費と人件費の合計の8%を一般管理費として設定しているとのことであった。また、市の担当者および財団の担当者に一般管理費の範囲などを記載した文書があるかどうか確認したところ、ないとの回答であった。

なお、一般管理費の算定は予算要求時の見積書において、(事業費+人件費)×8%という計算により一般管理費の額を算定し予算要求を行っているとのことであった。

市が参考としている経済産業省委託事業マニュアルでは、一般管理費の積算方法について以下のように記載されている。

(図表 106) 経済産業省委託事業マニュアル (抜粋)

<p><経理処理の実施方法></p> <ul style="list-style-type: none">➤ 一般管理費の積算については、以下の計算方法により算出します。 $\text{一般管理費} = \text{直接経費 (I. 人件費 + II. 事業費)} \times \text{一般管理費率}$➤ 一般管理費率は、委託契約締結時 (契約変更の承認を行った場合は、その当該変更後の率) の率とします。➤ 一般管理費率は、10%もしくは、以下の計算式によって算出された率のいずれか低い率とします。 <p>【公益法人における計算式】</p> $\text{一般管理費率} = \frac{\text{『管理費』}}{\text{『事業費』}} \times 100$ <p>正味財産増減計算書の経常費用から、『管理費』『事業費』を抽出し計算をおこなう。ただし、『管理費』の内訳として、事業に直接従事する者の給与等、未払消費税額がある場合は除外することとします。</p>
--

なお、財団の一般管理費率を上記の公益法人における計算式に当てはめ

て計算すると以下のとおりである。

(図表 107) 財団の一般管理費率の試算

	①事業費	②管理費	③管理費比率 (②/①) × 100
平成 30 年度	508,735 千円	47,531 千円	9.34%
平成 29 年度	544,391 千円	49,603 千円	9.11%
平成 28 年度	527,095 千円	52,490 千円	9.96%
平成 27 年度	537,544 千円	41,208 千円	7.67%

一般管理費率は、平成 27 年度は 8%未満であるが、平成 28 年度以降は 9%を超えており、10%に近付いている状態になっており、実態との乖離が生じている。なお、平成 28 年度の管理費の増加 11,282 千円は人件費の増加によるものである。

また、平成 30 年度の実績に基づく受託料の管理費分の影響額は以下のとおりである。

(図表 108) 受託料の管理費分の影響額

(単位：千円)

	①8%	②9.34%	③差額 (①-②)
新産業育成事業	7,576	8,845	△ 1,268
融資事業	929	1,085	△ 155
幼稚園魅力発信事業	360	421	△ 60

(意 見) 一般管理費の算定根拠の明確化

委託費や補助金の一般管理費については、財団の設立当初に経済産業省の委託業務の一般管理費を参考にし、一般管理費率は事業費と人件費の合計の 8%と設定されているが、予算要求時の見積書において項目や計算を行っているのみで、その範囲、金額の算定根拠は規程などで明文化されていない。

財団が見積を適切に行い、市が見積内容を適切に判断するために、一般管理費の範囲、金額の算定根拠を明文化すべきである。

(意 見) 一般管理費率の見直し

経済産業省委託事業マニュアルにもとづいて、平成 27 年度から平成 30

年度の一般管理費率を計算したところ平成 27 年度は 8%未満であるが、平成 28 年度以降は 9%を超えているため、当初設定した一般管理費率 8%を見直すことが望まれる。

(3) 入会金及び会費が適切に按分されているか

財団勤労者福祉事業に関する規程は以下のとおりである。

(図表 109) 財団勤労者福祉事業に関する規程 (抜粋)

(入会金・会員証発行手数料)	
第 6 条	入会金の額は、会員 1 人につき 500 円とする。ただし、ふろむ会員は入会金を要しない。
(会 費)	
第 7 条	正会員の会費は、会員 1 人につき月額 600 円とする。
(会費等の用途)	
第 8 条の 2	入会金及び会費は、毎事業年度における合計額の 40%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

平成 30 年度と平成 24 年度の財団の正味財産増減内訳書の抜粋 (サービスセンターに関する部分) は以下のとおりである。

(図表 110) 財団の正味財産増減内訳書 (抜粋)

(単位：千円)

科目	平成 30 年度		平成 24 年度	
	公益目的 事業会計 勤労者福 利厚生事 業	収益事業 等会計 勤労者給 付金支給 事業	公益目的 事業会計 勤労者福 利厚生事 業	収益事業 等会計 勤労者給 付金支給 事業
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
会費等収益	(27,522)	(27,518)	(18,364)	18,358
受取入会金等	(257)	(257)	248	248
受取会費	(27,265)	(27,261)	18,116	18,110
受取正会員会費	27,261	27,261		
受取ふろむ会員会費	3			
事業収益	(27,848)	(7,021)	(18,712)	(11,870)
受託収益	(225)	(13)	(2,350)	(139)
受取補助金等	(17,525)	(4,028)	(44,285)	(4,139)
受取地方公共団体補助金	(17,525)	(4,028)	44,285	4,139

科目	平成 30 年度		平成 24 年度	
	公益目的 事業会計 勤労者福 利厚生事 業	収益事業 等会計 勤労者給 付金支給 事業	公益目的 事業会計 勤労者福 利厚生事 業	収益事業 等会計 勤労者給 付金支給 事業
受取中小企業支援セン ター事業補助金（管理 費分）	898	55		
受取勤労者福祉事業補 助金	16,626	3,973		
雑収益	(253)	(15)	(24)	(1)
経常収益計	73,375	38,597	83,738	34,510
(2) 経常費用				
事業費	(91,147)	(11,634)	(89,612)	(26,506)
経常費用計	91,147	11,634	89,612	26,506
当期経常増減額	△ 17,771	26,962	△ 5,873	8,003
2. 経常外増減の部				
(2) 経常外費用				
経常外費用計	107	6	0	0
当期経常外増減額	△ 107	△ 6	0	0
他会計振替前当期一般 正味財産増減額	△ 17,878	26,956	△ 5,873	8,003
他会計振替額	12,918	△ 12,918	2,287	△ 2,287
当期一般正味財産増減額	△ 4,960	14,038	△ 3,586	5,716
一般正味財産期首残高	△ 44,613	84,416	△ 96	49,016
一般正味財産期末残高	△ 49,573	98,455	△ 3,682	54,732
Ⅲ 正味財産期末残高	△ 49,573	98,455	△ 3,682	54,732

注 1) サービスセンターが実施する給付事業は正味財産増減内訳書では収益事業等会計の勤労者給付金支給事業に該当する。

注 2) サービスセンターが実施する給付事業以外は正味財産増減内訳書では公益目的事業会計の勤労者福利厚生事業に該当する。

注 3) 他会計振替額は収益事業等会計の他会計振替前当期一般正味財産増減額を一定の計算で公益目的事業会計に振替える金額である。

入会金及び会費と補助金の勤労者福利厚生事業と勤労者給付金支給事業への按分方法は以下のとおりである。

(図表 111) 入会金及び会費と補助金の按分方法

科目	按分方法
入会金及び会費	50%ずつ勤労者福利厚生事業と勤労者給付金支給事業に按分
勤労者福祉事業補助金	補助対象となる経費の比率で勤労者福利厚生事業と勤労者給付金支給事業に按分

財団勤労者福祉事業に関する規程の第8条の2では「入会金及び会費は、毎事業年度における合計額の40%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。」となっている。

財団の担当者にヒアリングしたところ、入会金と会費は事業費に充当するために徴収しており、入会金及び正会員会費の勤労者福利厚生事業と勤労者給付金支給事業の按分は、正味財産増減内訳書の作成を開始した平成24年度以降、公益目的事業会計の勤労者福利厚生事業に50%、収益事業等会計の勤労者給付金支給事業に50%を計上しているとのことであった。

一方、勤労者福利厚生事業と勤労者給付金支給事業について、入会金及び会費の対象となる事業費の比率は、平成24年度においてはおよそ3:1であるが、平成30年度の事業費の比率はおよそ8:1である。いずれの年度も勤労者福利厚生事業の事業規模が大きく、さらに事業費の比率の乖離が進んでいる。

入会金及び会費の公益事業目的会計へ按分比率が事業費の比率よりも低いため、結果として公益目的事業会計は赤字となり、収益事業等会計は黒字となっている。この状況は形の上では公益認定法で定める収支相償を満たしている。しかし、平成30年度の受取入会金等及び受取会費を事業費の比率である8:1で按分すると公益目的事業会計、収益事業等会計はともに黒字となることから収支相償が満たされなくなる。

なお、収支相償とは、その行う公益目的事業について、当該公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれることであり、換言すれば、公益目的事業は黒字になってはならないということである。

(指 摘) 入会金及び会費の按分比率について

財団は、入会金及び会費は毎事業年度における合計額の40%以上を当該事業年度の公益目的事業に使用するという規定を根拠に勤労者福利厚生事業に50%、勤労者給付支給事業に50%を計上する会計処理をしている。

しかし、この按分比率で算定された入会金及び会費と事業費の発生状況との乖離は大きいことから、40%以上であれば財団が自由に按分率を設定して

よいというのがこの規定の趣旨であるとは考えにくい。

入会金及び会費とも勤労者福祉事業補助金の対象となる事業の費用に使用するものであるため、いずれも事業の規模に応じて按分することが実態に適した処理となると考えられる。

したがって、入会金及び会費の勤労者福利厚生事業と勤労者給付金支給事業の按分比率は、勤労者福利厚生事業と勤労者給付金支給事業の費用の実績等を基礎として決定することが必要である。

(4) 入会金及び会費の按分方法が文書化されているか

財団勤労者福祉事業に関する規程の第8条の2では「入会金及び会費は、毎事業年度における合計額の40%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。」となっている。入会金及び正会員会費の勤労者福利厚生事業と勤労者給付金支給事業の按分比率の具体的な根拠について財団の担当者にヒアリングしたところ、50%で按分することの根拠資料はないとのことであった。

また、入会金及び会費の公益目的事業に使用する割合の定期的な見直しは行っていないとのことであった。

(意見) 入会金及び会費の按分根拠の文書化及び按分比率の定期的な見直しについて

規程では、「入会金及び会費は、毎事業年度における合計額の40%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。」との定めはあるが、公益目的事業会計の勤労者福利厚生事業に50%、収益事業等会計の勤労者給付金支給事業に50%を按分する根拠はなかった。そのため、公益目的事業に使用する割合について合理的な算定方法を設定することが望まれる。

また、勤労者福利厚生事業と勤労者給付金支給事業の費用の割合が平成30年度には8:1となっており、勤労者福利厚生事業に50%を按分することが合理的とは言えない状況となっている。そのため、勤労者福利厚生事業と勤労者給付金支給事業の入会金及び会費の割合も定期的に見直しを行うことが望まれる。

(5) 固定資産の管理は規則等に沿っているか

固定資産に関連する規則等の整備状況は以下のとおりである。

(図表 112) 固定資産に関連する規則 (抜粋)

(固定資産の範囲)

第 13 条 この規定において固定資産 (運用資金を除く) とは、耐用年数が 1 年超で、かつ、取得価額が 10 万円以上の使用目的の資産をいい、基本財産、特定資産及びその他固定資産に区別する。

(1) 基本財産

定款において基本財産と定められた資産をいう。

(2) 特定資産

特定の目的のために用途等に制約を課した資産をいい、例えば、以下の資産をいう。

ア 退職給付引当資産 (退職給付を支払うための特定預金等)

イ 事業拡充積立資産

ウ 退職慰労積立資産

エ 預り保証金引当資産

オ 基本財産利息積立資産

(3) その他固定資産

基本財産又は特定資産以外の固定資産をいい、例えば、以下の固定資産をいう。

建物 (付属設備を含む。)、構築物、車両運搬具、什器備品、土地、建設仮勘定 (建設中又は制作中の有形固定資産)、特許権、著作権、借地権、施設利用権。ソフトウェア、投資有価証券、敷金・保証金等

(現物の照合)

第 21 条 固定資産管理責任者は、常に良好な状態において管理し、各会計年度において 1 回以上、固定資産台帳と現物を照合し、差異がある場合は、固定資産管理責任者は所定の手続きを経て帳簿の整備を行わなければならない。

(以上、財団会計規程)

(事務分掌)

第 3 条 前条の規定する課の事務分掌は、次のとおりとする。

総務課

(16) 財産管理に関すること。

(以上、財団事務局組織規程)

財団が所有する固定資産の実査を実施した。その際に、財団事務所において、固定資産管理及び固定資産台帳に関して下記の 2 点が確認された。

・財団事務所に保管されているサイドテーブル 1 台及び顧客管理データベ

- ース1個に関して固定資産管理シールの貼付漏れがあった。
- ・複数の固定資産を一式として登録を行っているのものがあった。

(図表 113) 一式として登録されている固定資産の状況

登録名	資産の詳細
応接セット1式	ソファ1台、椅子2脚、テーブル1台、サイドテーブル2台
クライアントPC	60台
会員管理・共済システム及びパソコン1式	パソコン7台、プリンタ1台、複合機1台、カードリーダー1台

(出所：固定資産台帳)

(指 摘) 固定資産管理シールの貼付漏れについて

財団事務所に保管されているサイドテーブル1台及び顧客管理データベース1個に関して固定資産管理シールの貼付漏れが発見された。

固定資産台帳に登録した固定資産には固定資産管理シールを貼付する必要がある。なお、固定資産本体に固定資産管理シールを貼付することが難しい場合には、貼付できなかったシールをまとめ、事務で保管しておくべきである。

(指 摘) 固定資産台帳の記載内容について

固定資産台帳の記載内容に関して複数の資産を一式という形で登録を行っているものが発見された。複数の固定資産について一式で登録すると、固定資産の実査の際に同一物認定が困難になることや固定資産の除却の際に適正な除却損の金額の算定ができなくなるなどの問題が生じる。そのため、固定資産に関する資産名称や数量については、一式で登録せずに個別に登録する必要がある。

(6) 貸出及びリースが行われている固定資産に関する管理は規則等に沿っているか

財団が所有する固定資産の実査を実施した。その際に、財団事務所において、貸出している固定資産について下記の点が確認された。

- ・企業に貸出している機械及び装置1台、什器備品2式に関して貸出書等を交わしていなかった。

(指 摘) 固定資産の貸出時における借用書等の受領について

企業に貸出している機械及び装置 1 台、什器備品 2 式に関して貸出時に借用書等の受領が行われていなかった。

固定資産管理責任者は固定資産を貸し出す際に、借用書等を交わす必要がある。

第5 まとめ

令和元年度は「産業振興政策に関する財務事務の執行について」をテーマとした。産業振興政策は、そもそも「民」の活動にどのような形で、どの程度関わるかという課題を含み、かつ、地域ごとに大きく異なる個性を前提になすべきは様々である。道路等のインフラ整備・維持管理や小中学校の設置、運営のように、基本的には公主導での事業の実施が想定され、また、どこの地方公共団体でも概ね共通の行政サービスが想定されているものとは異なる。

さいたま市の場合、産業振興ビジョンでは、「強い産業力の醸成と躍動する都市づくり」という基本目標が掲げられているが、基本目標からはさいたま市の個性はみえにくい。大宮の盆栽や岩槻の人形などの伝統的地場産業を別にすれば、観光も含め、産業上の特徴というよりは、生活の場として成長してきたとの印象が強い。「強い産業力の醸成と躍動する都市づくり」という表題はともかくとして、内容が、市民感覚、市民の期待にそっているのかという課題はあろう。次期の産業振興ビジョンの策定においてはどう取り込んでいくか、課題ではないだろうか。

包括外部監査である以上、本文は、実施されている事業が3Eの観点から指摘・意見を行う点がないかという観点から検討した記載となっているが、個別の指摘・意見の背景として、そもそも市民の期待にそった事業になっているのか振り返り、メリハリをつけていく余地があると感じられた項目は多い。目標設定に課題が多く上がったのも、目指すべきもの自体に検討すべき余地が大きいことを示唆しているのではないかと。

一方で、確実に提供していくべき基礎的サービスもある。中小企業支援、商店街の活性化支援である。さいたま市の個性という問題ではなく、様々な観点から実施する中小企業の支援や130万さいたま市民の生活に密着した商店会の活性化などは、インフラの維持・管理などある意味同様に、一定水準の状態を維持し、改善していく必要がある。産業振興はそうした施策の性格にも留意し、取り組んでいくことが望まれる。

<報告の中から>

報告の中から特に付言しておきたい点について何点か述べる

・産業創造財団の実施している事業は、一口で言うと中小企業支援（公的金融、窓口相談、福利厚生事業の代行サービス等）であるが、P104 から P117 で記述したように、検討すべき課題が多い。例えば、福利厚生の代行サービスでは会費の値上げをし、サービスの向上を目指しはしたものの、現実には会員への還元はむしろ大きく低下している。当然、財団の職員の方々の仕事を作るための事業ではないので、効果的、効率的に実施

できるよう、本文中の記述も参考にいただき、よりよいサービスを実施されたい。

・観光国際協会の実施している事業は、団体名の「観光」「国際」という部分に十分手が届いていない。地元のお祭り等の催し物のサポートについて、受託料や清算上の課題等を本文中では挙げており、それはそれで大事なことではある。しかし、全国あるいは海外も含めた世界からの観光という課題があるとしたら、どう取り組んでいったらよいのか。市民の期待がどの辺にあるのかを意識しつつ、検討されていくことが望まれる。

・産業創造財団、観光国際協会ともに、公益法人である以上、公益法人の制度設計を踏まえた運営をより考慮されることが望まれる。個別には P94 から P97 及び P105 から P114 本文を参照されたいが、公益事業を支えるはずの収益事業が赤字の財務構造であったり、そもそも財務数値を算定する上での間接費の配賦にも課題がある。予算作成の考え方にも課題があった。過去の実務にこだわらず、必要な対応を行われたい。

・農業に関連しては、P71 から P85 にかけて記述した。認定農業者制度の運用、ブランド野菜の認知度向上。さいたま市の農業をどうしていきたいのか。認定農業者の制度運用そのもの、補助金の交付そのものが自己目的化していないか。認定農業者の収入があまり増えていないことや、市のフォローの記録がないことなどは、そうした課題があることを示唆しているようにも思える。また、ブランド野菜、本文中は認知度向上等に向けた取り組みを促しているが、ひとつ引いて考えてみれば、そもそもブランド野菜を市民が求めているのか、農業者が求めているのか、紅赤はブランド化を進めると言っても需要増があっても生産・供給の見通しもない。施策のための施策になっていないか検討の余地もあるのではないか。

・東日本連携（P26 から P28）は確かにさいたま市の地理的特性を生かした政策だが、「まるまる東日本」を見る限りでは、まだまだ力を入れる余地があるように思われる。伝統的地場産業を別にすれば、現状、さいたま市の個性という意味ではこれに勝るものはないと思われる。今後の取組に期待したい。

<内部統制上の観点から>

地方公共団体へ内部統制の観点を正式に導入する制度「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省）においては、内部統制の目的として①業務の効率のかつ効果的な遂行②財務報告等の信頼性の確保③業務にかかわる法令等の遵守④資産の保全の 4 つが挙げられている。基本的には一般企業における内部統制の目的と同様であるが、②に関し説明を付加したい。②については、地方公共団体において議会や住民は業務そのものの実施状況についても強い利害と関心を持つ

ている。政策、施策、事務事業が、まず、住民レベルで適時、的確な状況把握と議論があり、その上で議会での議論や市当局での業務実施に繋がっていくべきものとするれば、財務報告にとどまらず、将来の見通しも含め、非財務情報の適切な開示とその信頼性の確保が求められる。事案に応じ様々であろうが、適切な情報開示、説明の在り方を常に考える姿勢が求められる。すなわち、信頼性の確保以前に先ず、必要十分な情報発信・共有は何かという課題がある。産業政策の場合はどうであるか。市民の期待をどう汲み取っていくか。簡単ではなく、時間もかかりそうであるが、検討が望まれる。

なお、本報告書の指摘・意見も①～④の観点から整理すれば、指摘等の趣旨もより明確になると思われる。①から④の視点で課題をとらえなおすことが重要であると思料する。

<今後に向けて>

繰り返しになるが、産業振興政策は元来、地方公共団体ごとの個性が強いものである。国レベルで統一的な産業振興政策を地方公共団体で実施していく面もある中で、本当に地域の実情にあった施策の実施は難しい面がある。結果として、包括外部監査にとっても難しいテーマであった。個々の事務事業を3Eの観点から評価しつつも、そもそも目指すべきものは何か、立ち返る必要を感じた。市民の期待をよりの確に汲んでいっていただくよう期待したい。「さいたま市」という行政上の枠組みだけでなく、大宮、浦和、与野、岩槻といった旧市域での活動に着目する部分と、より広域での連携、共同での事業実施を検討することも有用と思われる。

以 上